

市原市地域共生社会 推進プラン

(地域福祉計画)



令和3年4月
市原市

は じ め に

現在、少子高齢化、情報分野の技術革新など私達を取り巻く社会環境は大きく変化しており、今後は、更なる人口減少、そして個人の価値観やライフスタイルの多様化が進むことが予測されています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、社会・経済活動へ大きな影響をもたらし、人と人とのつながりの希薄化、社会的孤立に陥る人の増加など様々な問題が顕在化しております。



このような状況下においても、誰もが地域で安心して暮らしていくためには、「身近なつながり」や「ともに支え合うこと」が極めて重要であり、福祉のみならず、制度や分野、官民の垣根を越えて、社会全体で困難に直面している人々に手を差し伸べていくことが求められています。

市では、2006（平成18）年に「市原市地域福祉計画」を策定して以降、一人一人がつながり支え合う地域社会の実現に向けて、官民協働で課題を発見し解決できる地域づくりに取り組んできました。

今般策定した「市原市地域共生社会推進プラン」は、これまでの効果的な取組を活かしつつ、将来の社会情勢の変化にも適切に対応し、全ての人々が尊重され、多様な経路で社会とつながり、生きる力と可能性を最大限に発揮できる地域づくりを強力に押し進める計画としております。

2020（令和2）年6月の社会福祉法改正（2021（令和3）年4月施行）で新設された「重層的支援体制整備事業」については、2021（令和3）年4月から福祉総合相談センターを設置し、「断らない相談支援」、「社会とのつながりを回復する参加支援」、「地域での役割を生み出す支援」を一体的に実施する包括的な支援体制の構築を図ります。

また、様々な生活背景を有する市民一人一人の暮らしにきめ細かく対応するため、制度や事業の枠を超えた見守りや、支え合いにつながる地域の絆づくりにもしっかりと取り組んでいきます。

そして、地域住民、小域福祉ネットワーク、市社会福祉協議会、事業者など多くの皆様とともに、分野を超えた緊密な連携の下、「地域共生社会」の実現に向けて着実な歩みを進めてまいります。

市民の皆様におかれましては、本市が取り組む持続可能なまちづくりに向けて、引き続き御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なる御尽力を賜りました「市原市地域福祉推進協議会委員」をはじめ、関係者の皆様、アンケートや意見交換会で貴重な御意見をいただきました市民の皆様にご心から御礼申し上げます。

2021（令和3）年4月

市原市長 小出 譲治

目 次

第1章 計画の改訂にあたって

- 1 計画改訂の趣旨…………… 3
- 2 国・県の動向…………… 4
- 3 計画の位置づけ…………… 5
- 4 地域福祉の圏域…………… 8
- 5 計画の期間…………… 10

第2章 本市の現状と課題

- 1 市民の置かれている状況…………… 13
- 2 本市を取り巻く状況…………… 15
- 3 前計画の評価…………… 29
- 4 地域福祉を推進するための視点…………… 30

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念…………… 35
- 2 基本目標と施策の方向性…………… 36
- 3 計画の体系…………… 38
- 4 計画の重点施策…………… 40
- 5 計画の成果指標…………… 44

第4章 施策の展開

- 基本目標1 一人ひとりの福祉への意識を深め、行動を広げます…………… 54
- 基本目標2 生きづらさやリスクを抱える人を早期に必要な支援につなげます…………… 70
- 基本目標3 多様な資源をつなげ、重層的なセーフティネットを築きます…………… 94
- 基本目標4 多様な主体の参画により、より幸せで安心できる仕組みをつくります…………… 100

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制…………… 119
- 2 計画の評価の観点…………… 119
- 3 評価体制…………… 119

資 料

- 1 市原市地域福祉推進協議会…………… 123
- 2 地域福祉ワークショップの概要…………… 127
- 3 各種調査の概要…………… 131
- 4 本計画策定に関する意見募集（パブリックコメント）の実施概要…………… 141

第1章 計画の改訂にあたって

1 計画改訂の趣旨

本市では、誰もが住み慣れた地域で、自立して暮らせるよう、地域住民、福祉事業者等、市社会福祉協議会及び市が一体となって地域福祉の充実に取り組んでいくための指針として、平成18(2006)年に初めて地域福祉計画を策定し、その後、平成23(2011)年、平成29(2017)年と改訂を重ねて、地域福祉の推進を図ってまいりました。

しかし、全国的に少子高齢化が進み、人口減少社会の本格的な到来が目前に迫るなど、社会情勢の変化が生じています。

超高齢社会への対応として、市では、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、医療・介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らせるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に地域で提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

一方で、病気や障がいは高齢者に限らず、長い人生の過程において、誰にでも起こり得る可能性があります。何らかの困難に直面しても、誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう、高齢者だけでなく、障がい者・子ども・生活困窮者など、地域で暮らす全ての人への「地域包括ケア」が求められています。

また、共働き世帯や高齢者が増加するなか、子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となつていますが、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域の支援力が低下しているという現実があります。また、介護・障がい・子育て・生活困窮などの課題が絡み合っ、複数分野の課題を同時に抱える方や世帯が増えてきています。社会保障制度は、高齢者・障がい者・子どもなど対象者ごとに分けたうえで、それぞれのサービスが充実・発展されてきましたが、そのような縦割りでは様々な課題を同時に抱える方・世帯への対応が難しい状況が明らかとなっています。

加えて、現在もつづく新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、新たに生活に困難が生じる方・世帯、生活不安やストレスを背景とする児童虐待やDV被害、自殺の増加等が懸念されます。必要な方・世帯にできる限り早期に支援が届くよう、関係機関がこれまで以上に連携を深め、包括的に対応を進めていく体制づくりが必要です。

市は、生活に最も身近な基礎自治体として、これらの社会情勢の変化に的確に対応し、従来の発想にとらわれない施策を計画的に実行していく責務があります。

そのため、現行の「地域福祉パートナーシッププラン」を全面的に見直し、誰ひとり取り残さず、一人ひとりが人生を通じてその人らしく活躍でき、安心して暮らしつづけていくことができる地域を実現するため、「地域共生社会推進プラン」を策定します。

2 国・県の動向

(1) 国の動向

国では、少子高齢・人口減少社会による経済・社会の危機を乗り越えるため、地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことができるよう、平成28(2016)年度から地域共生社会の実現に向けた取組等を進めているところです。

誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取組と、様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという地方創生の取組は別々のものではなく、地域福祉によって生活の質が向上することが地域の活性化につながり、また、生活の基盤としての地域社会が持続可能であることが地域福祉の推進に不可欠です。

そのため、地域共生社会を実現するには、福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市交通等も含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「コト」「お金」そして「思い」が循環し、支える・支えられるという関係性を越え、相互に支え合う関係性ができることが必要とされています。

このようななか、令和2(2020)年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法の一部が改正されました。

改正法により、自治体は、保健医療、労働、教育、住まい、都市再生などの関連施策との連携により、地域生活課題の解決に努めることとされています。また、様々な課題を抱える方や世帯へ適切な支援が届くよう、市町村による包括的な支援体制づくりを促す仕組みが創設されました(令和3(2021)年4月施行予定)。

(2) 県の動向

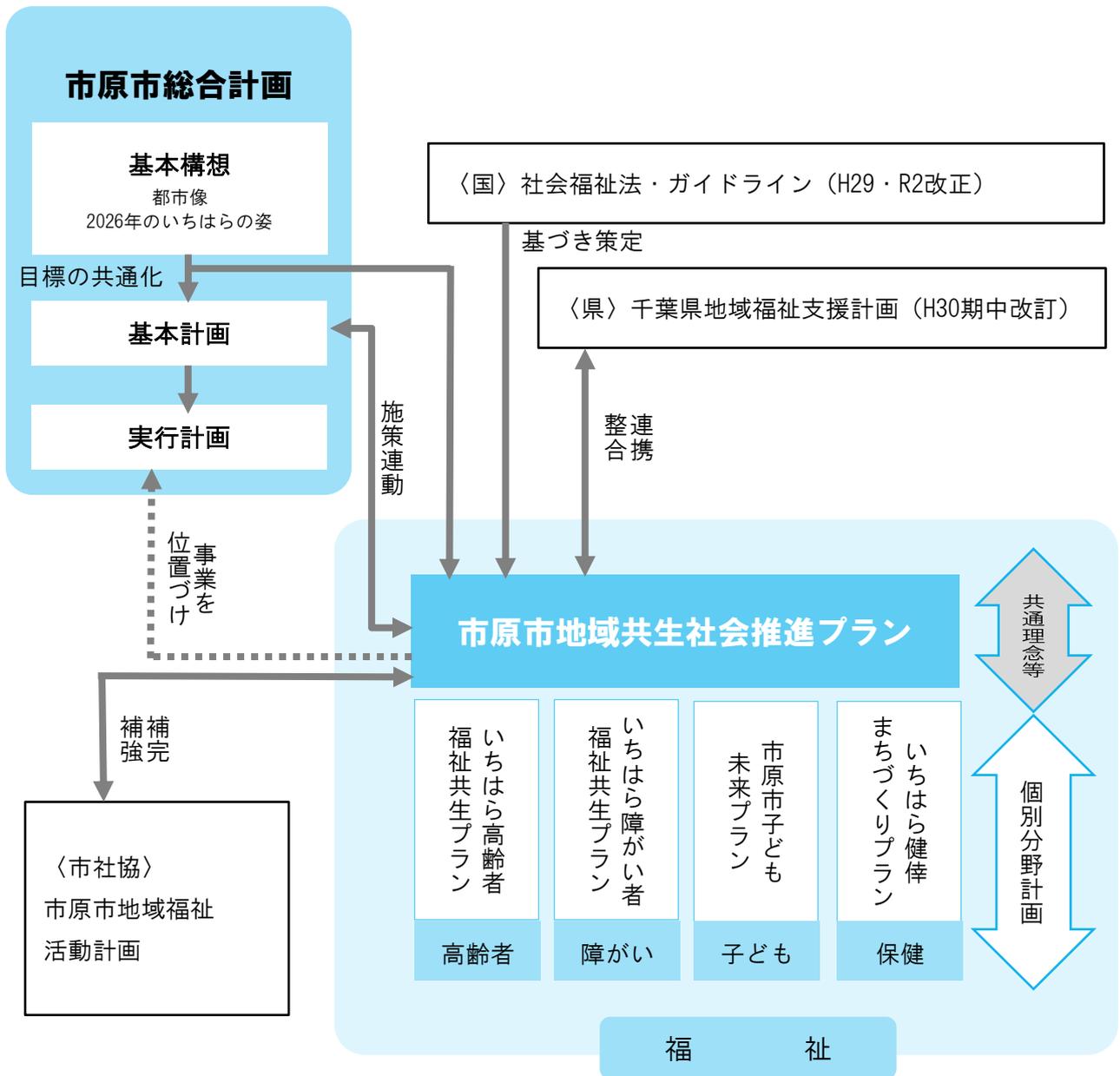
千葉県では、法改正や将来に向けた人口、世帯構成など社会状況の変化を踏まえ、平成31(2019)年3月に「第三次千葉県地域福祉支援計画」の中間見直しが行われ、生活困窮者の支援など、共通して取り組むべき事項などを掲げ、「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」の構築を目指しています。

誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現に向けて、県と市町村の役割を整理して、計画に位置付け、市町村は、関係者の中で現状や課題を把握し、将来像を共有しながら、地域福祉計画を策定するとともに、包括的・総合的な総合相談支援機能を確保した体制を構築し、県は、市町村地域福祉計画の策定・見直しを支援するとともに、各分野の相談支援機能等の確保・充実の支援と、総合相談を超える保健・医療・福祉の課題の解決に向けて、市町村と連携して取り組むとしています。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に定められた市町村地域福祉計画として位置づけられます。市原市総合計画に則した福祉分野の計画です。また、福祉分野の個別計画の理念や施策等を包括的な視点から総合化する計画です。



(2) 市原市地域共生社会推進プランとSDGs

SDGs¹は、「誰一人取り残さない」取組にするために、すべての人が参加したパートナーシップを通じて推進することを前文に掲げており、だれもがしあわせを実感できることをめざす地域福祉は、SDGsの実現においても不可欠な取組です。

また、SDGsの17の目標と169のターゲットは統合的に推進することとされており、地域福祉と特に関連が大きいといえる「すべての人に健康と福祉を」、「貧困をなくそう」、「住み続けられるまちづくりを」をはじめ、さまざまな取組を連動させて、持続可能な地域福祉の推進を図ります。



| 基本目標 | 施策の方向性 | 主なSDGs |
|-----------------------------------|--|--------|
| 1 一人ひとりの福祉への意識を深め、行動を広げます | 1 福祉のこころの醸成 2 地域福祉活動に対する支援 3 人が活躍するための支援 | |
| 2 生きづらさやリスクを抱える人を早期に必要な支援につなげます | 1 地域で孤立させない取組の強化 2 寄り添い支えていく取組の強化 3 権利擁護体制の充実 4 庁内連携体制の構築 | |
| 3 多様な資源をつなげ、重層的なセーフティネットを築きます | 1 地域支援ネットワークの構築 2 分野横断的な連携の促進 | |
| 4 多様な主体の参画により、より幸せで安心できる仕組みをつくります | 1 自分らしく暮らすための生活基盤の安定 2 多様な福祉ニーズの対応 | |

¹ 2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。2015年9月の国連サミットで採択。

(3) 社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と本計画との関係性

社会福祉協議会は、地域福祉を推進するための中核的な団体として社会福祉法 第109 条で位置づけられており、地域共生社会を推進する上でも中心的な担い手です。市原市社会福祉協議会では、「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉活動を進めています。

市が定める「市原市地域共生社会推進プラン(地域福祉計画)」は地域共生社会の実現に向けた基本的な方向性や行政施策についての計画であり、社会福祉協議会が定める「地域福祉活動計画」は、地域住民をはじめとする多様な主体の参画・協働を具体的に進めるための計画です。

この二つの計画は地域共生社会を推進するための車の両輪であり、市と社会福祉協議会は地域共生社会の実現に向けて、一体的に施策を進めていきます。

社会福祉法 第 109 条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

4 地域福祉の圏域

(1) 本市の福祉圏域

本計画では、市原市地域福祉パートナーシッププランまでに構築した「小域福祉圏」「中域福祉圏」「基本福祉圏」の3層構造の圏域の考え方を継承します。

また、地域共生社会の実現に向けて地域福祉のさらなる推進を図るため、圏域設定の考え方を整理します。

○小域福祉圏（46圏域）

| | |
|----------|---|
| 範 囲 | 小学校区※1 |
| 圏域設定の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の課題に関心を持ち、行動できる暮らしに身近な範囲とし、地域住民による多様な地域活動の推進を図ります（協議、交流、見守り等） 地域のニーズ等を踏まえて、必要に応じ、生活支援（ゴミ出しや電球交換等）の活動、食事・移動支援等を実施することも考えられます。 |
| 活動主体 | 小域福祉ネットワーク ² など |

※1 … 旧小学校区も含む

○中域福祉圏（11圏域）

| | |
|----------|---|
| 範 囲 | 支所区域※2 |
| 圏域設定の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> 小域福祉圏で対応が難しい課題について、住民と専門機関との協働により、多様な地域生活課題を包括的に受け止め、解決を図る取組を進めます。 市社会福祉協議会の地区担当職員が調整役を担い、民生委員・児童委員、社会福祉法人、NPO、企業、ボランティア等、分野を超えた資源の把握と密接な協働関係の構築を進めます。 |
| 活動主体 | 地区社会福祉協議会、福祉各分野の相談支援機関 など |

※2 … 五井支所の区域については、五井地区と国分寺台地区に分けて圏域を設定

○基本福祉圏（1圏域）

| | |
|----------|---|
| 範 囲 | 市全域 |
| 圏域設定の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> 多分野にわたる多機関の協働による、困難事例への包括的相談・支援体制の構築を図るとともに、中域福祉圏・小域福祉圏へのバックアップを行います。 中域福祉圏域でも解決困難な課題について、多機関との協働により基本福祉圏で対応します。特に、制度や領域をまたがる問題への対応を図るため、分野を超えて課題解決に取り組む体制を整備します。 市と市社会福祉協議会とが連携し、地域住民や専門機関を対象とした人材育成のほか、地域の資源開発、活動団体のサポート等を行います。 |
| 活動主体 | 市役所、市社会福祉協議会 など |

² 概ね小学校区ごとに設置された住民主体によるネットワーク。各種団体がお互いの情報共有をし、地域の課題解決に向け、自主的に活動する組織（全46小学校区に設置）

(2) 圏域ごとの状況

中域福祉圏ごとの人口、高齢者人口、高齢化率は次のとおりです。

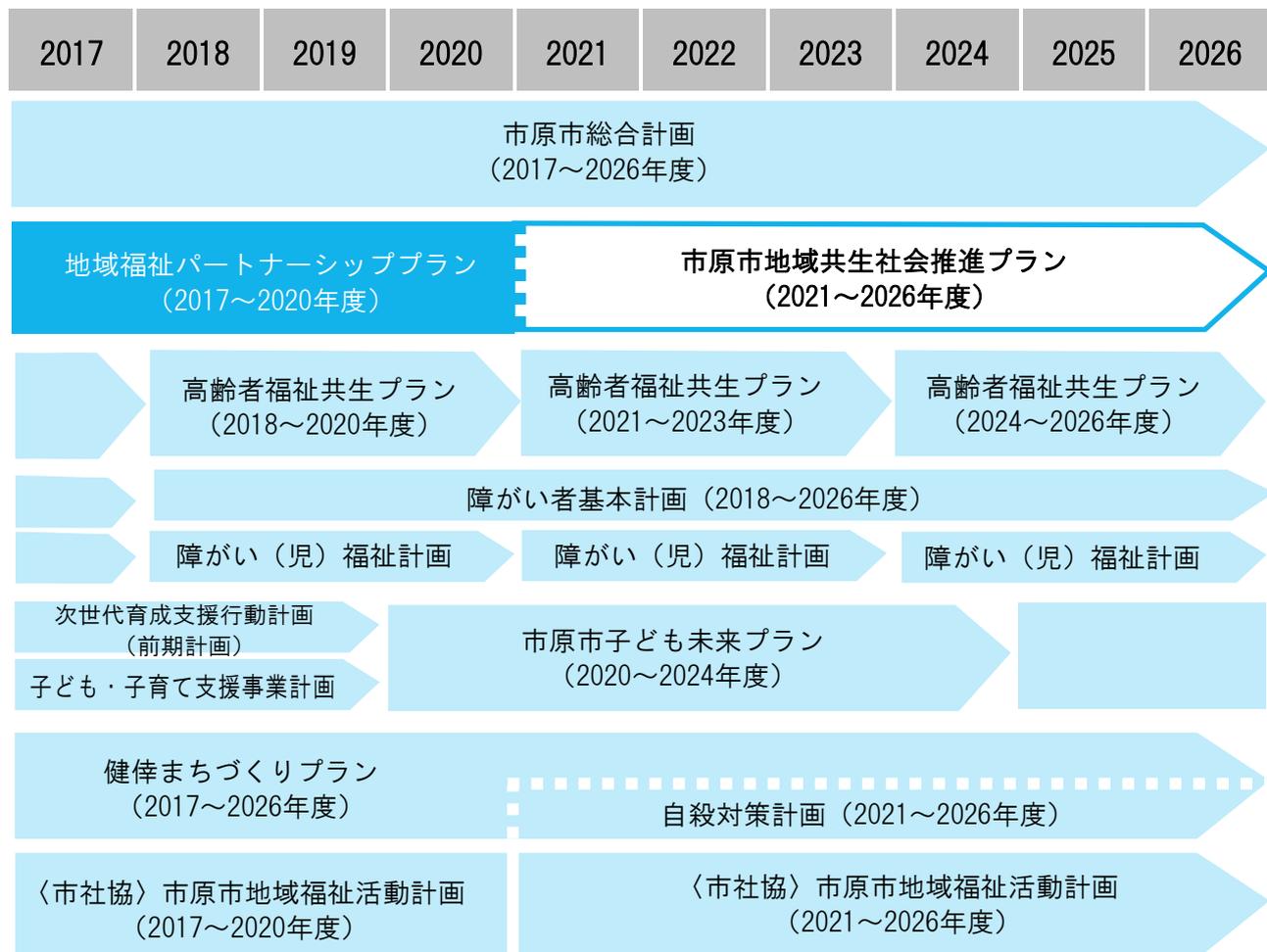
| 地区 | 区分 | 住民基本台帳 人口(人) | 高齢者人口(人) | 高齢化率(%) |
|--------|----|-----------------|----------|---------|
| 姉崎地区 | | 28,881 | 9,066 | 31.39 |
| 市原地区 | | 51,099 | 16,367 | 32.03 |
| 五井地区 | | 59,456 | 13,894 | 23.37 |
| 国分寺台地区 | | 27,228 | 7,761 | 28.50 |
| 三和地区 | | 12,825 | 5,243 | 40.88 |
| 市津地区 | | 15,072 | 5,805 | 38.52 |
| 辰巳台地区 | | 11,095 | 2,292 | 20.66 |
| 南総地区 | | 21,961 | 9,363 | 42.63 |
| 加茂地区 | | 4,953 | 2,516 | 50.80 |
| 有秋地区 | | 13,513 | 4,357 | 32.24 |
| ちはら台地区 | | 28,107 | 4,058 | 14.44 |
| 合計 | | 274,190 | 80,722 | 29.44 |

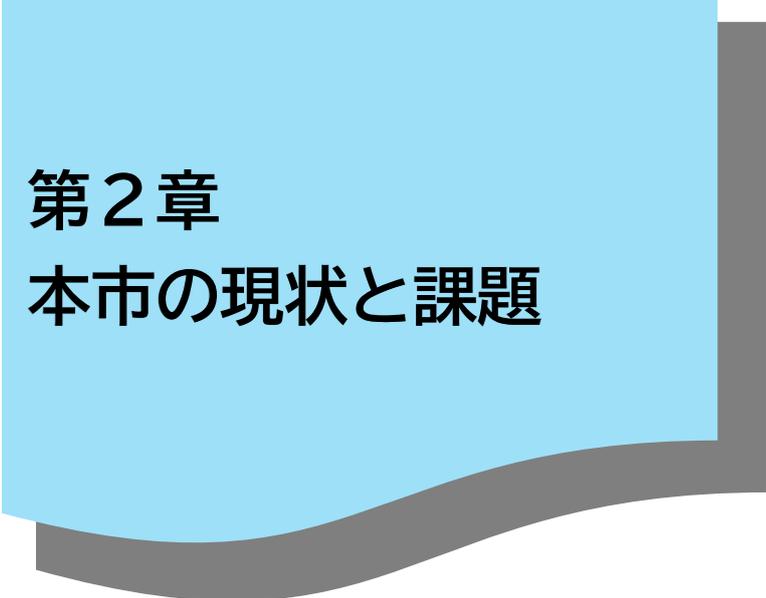
資料：年齢別人口統計（町丁字別）（令和2年10月1日現在の数値）

5

計画の期間

本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間とします。





第2章 本市の現状と課題

1 市民の置かれている状況

(1) 相談機関からわかる現状

- 本市では、「地域包括支援センター」、「基幹相談支援センター」、「子育て支援センター」などを地域にそれぞれ配置するとともに、生活困窮者の総合相談窓口である「いちほら生活相談サポートセンター」、妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援を行う「子育てネウボラセンター」など様々な機関を設置しています。これらの相談機関は、国の制度に則って整備されており、各制度をベースとする専門職が様々な課題に対応しています。
- 相談機関が対応している事例について、高齢化の進行や障がい者の増加、単身世帯の増加などを背景として、一つの課題ではなく、複合的に絡み合った課題を抱えている世帯が多くみられるようになっていきます。具体的には、以下のようなケースが存在し、相談機関を対象とした実態調査の結果からも、一つひとつの相談機関だけでは解決が難しくなっています。

■ 具体的な事例

- ① 高齢の親とひきこもり状態の子の世帯で、誰にも相談できていなかった事例
- ② 母子家庭で不安定な就労が続き、地域からも孤立している事例
- ③ 介護と育児を同時に行っている(ダブルケア)事例
- ④ 18歳を超えた子が親から虐待を受けていた事例
- ⑤ 親が外国人、子が無戸籍で公的支援が受けられていない母子家庭の事例

■ 福祉各分野の相談機関を対象とした実態調査(令和元年度)から

- ・ 単独で解決が困難な相談が「ある」と回答した機関は93%
- ・ そのような相談が『増えている』(「増えている」と「どちらかと言えば増えている」の合計)と回答した機関は87%
- ・ 対応上の困り事として、相談内容の質や量の問題、他機関や団体等との連携についてが挙げられています。
- ・ 対応上の困り事を解決するために、後方支援や連携調整の機能が求められています。
 - 「相談員が相談できる専門家」(70.6%)
 - 「他の相談機関や他の団体等の情報の提供・紹介」(60.8%)
 - 「相談機関等の取りまとめ役(連絡、調整、会議開催等)」(56.9%)
 - 「相談者に寄り添い、継続的に支援を行う総合的な相談(支援)窓口」(56.9%)

(詳細については、資料編3(2)「相談事業等に関する実態調査」参照)

(2) 地域からわかる現状

- 以前は、いわゆる向こう三軒両隣の関係のなかで、隣人などが話し相手になって、何らかの困難に直面していれば、相談を受けたり、関係する相談機関を紹介したりすることが自然な状況でした。しかし、今では、核家族化や都市部への人口流入、ライフスタイルや価値観の変化もあり、地縁が希薄になってきています。具体的には、町会加入率の低下、地域の担い手の高齢化、民生委員・児童委員の担い手不足などといった課題が浮かびあがっています。
- 生活上の課題や生きづらさを解決するためには、専門職による支援に結び付くことが重要で、そのために、各種の相談機関が存在しています。しかし、現在は、相談機関は自ら相談した人への対応が主となっているため、課題を抱えている人が全て相談機関に結び付いているとは言い難い状況です。
- こうした中で、超高齢社会の到来や少子化を背景に、身近であるはずの地域において、住民が孤立し、高齢化していくなか、潜在化していた解決の困難な課題が顕在化する状況にあります。

■ 具体的な課題(地域の声・地域福祉ワークショップから)

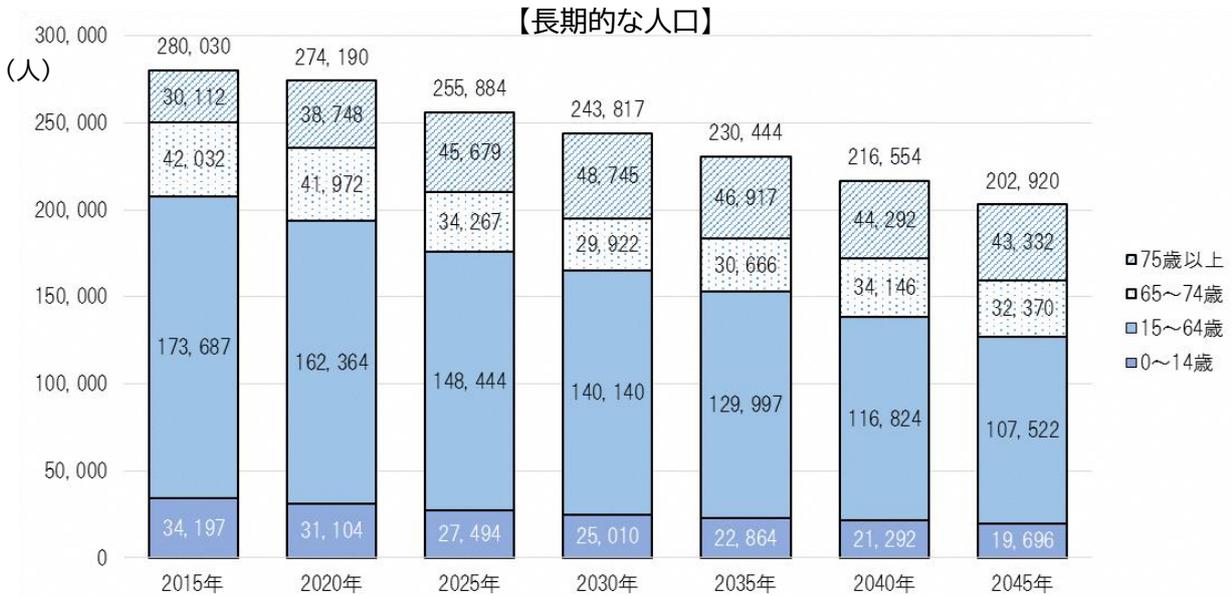
- ・ 近所での気になる人への見守りや声掛けをしても、相手から拒否されたり、他人の言葉に耳を傾けないような人がいて困っている。
- ・ 地域には、「高齢者世帯」、「高齢者と障がい者の世帯」、「独居でひきこもりの方」、「ゴミがあふれている家に住む人」など、さまざまな生活上の課題を抱えた人がいる。
- ・ いろいろな名称の窓口がたくさんあり、どこに何を相談したらいいのかかわかりにくい。
- ・ 見守り活動を行うなかで、人との関わりを拒否する人がいること、誰かがやってくれるという他人事や活動の理解がないという摩擦を生じることがある。
- ・ 助け合い活動を行っているが、この支援方法で良かったのか、どこまで助けたらいいのか、判断に迷い悩んでしまうことがある。
- ・ 活動者が固定化して、高齢化がすすんでいるが、新たに活動に加わってくれる人が少ない。
- ・ 外出するための移動手段がなく、買い物・医療受診・地域活動への参加などに困っている。
- ・ 地域で孤立しているため、把握できたときには深刻化してしまっていることがある。地域での多世代の人のつながりづくりを進めてほしい。
- ・ ひきこもり状態の本人が安心して出かけられる場がない。

(詳細については、資料編2「地域福祉ワークショップの概要」参照)

2 本市を取り巻く状況 — データでみる現状等 —

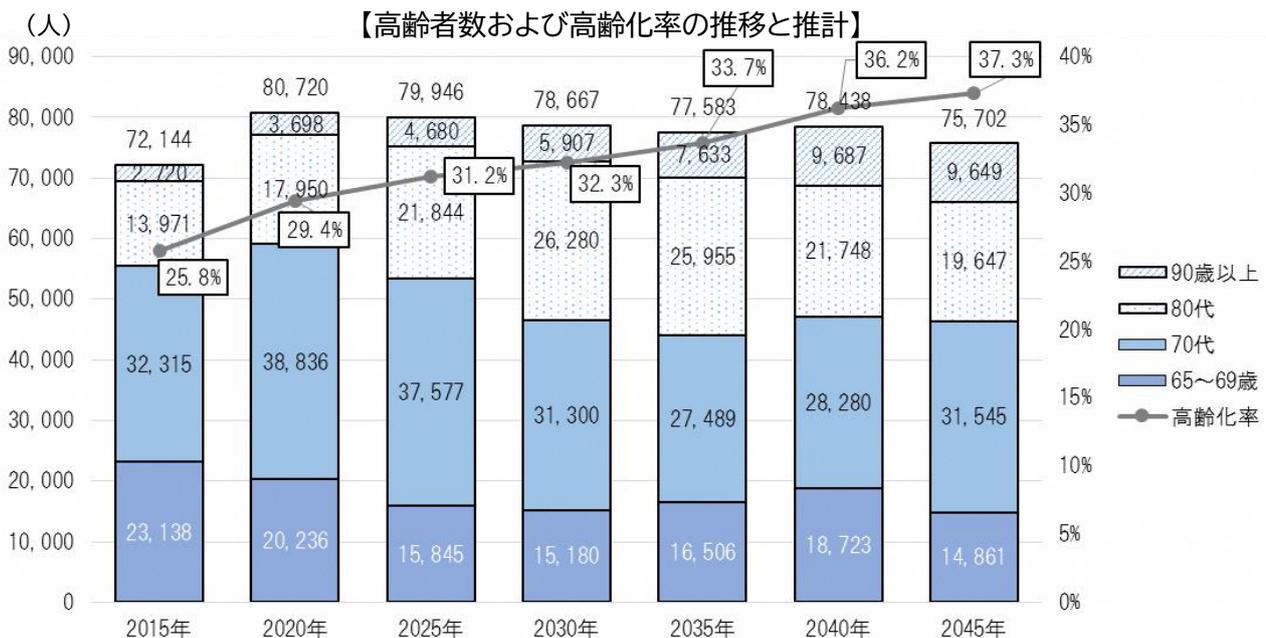
(1) 人口減少・少子高齢化の進行

○ 総人口は今後20年間で5万人以上減少すると見込まれる一方で、75歳以上の人口は増加すると推計されています。



資料：2015・2020年は市原市による実績値（10月1日時点）（総数には年齢不明も含む）
2025年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計」（平成30年）による推計値

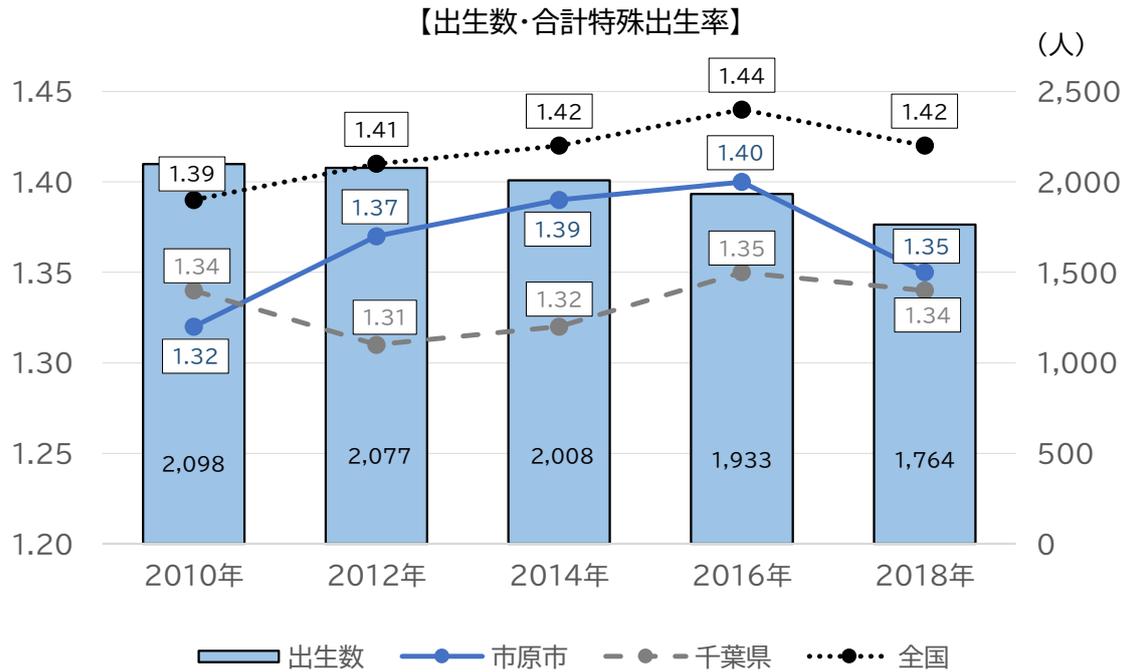
○ 高齢者人口は2020年にピークを迎え、その後はほぼ横ばいで推移していくと見込まれますが、90歳以上は増加が続くと推計されています。



資料：2015・2020年は市原市による実績値（10月1日時点）
2025年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計」（平成30年）による推計値

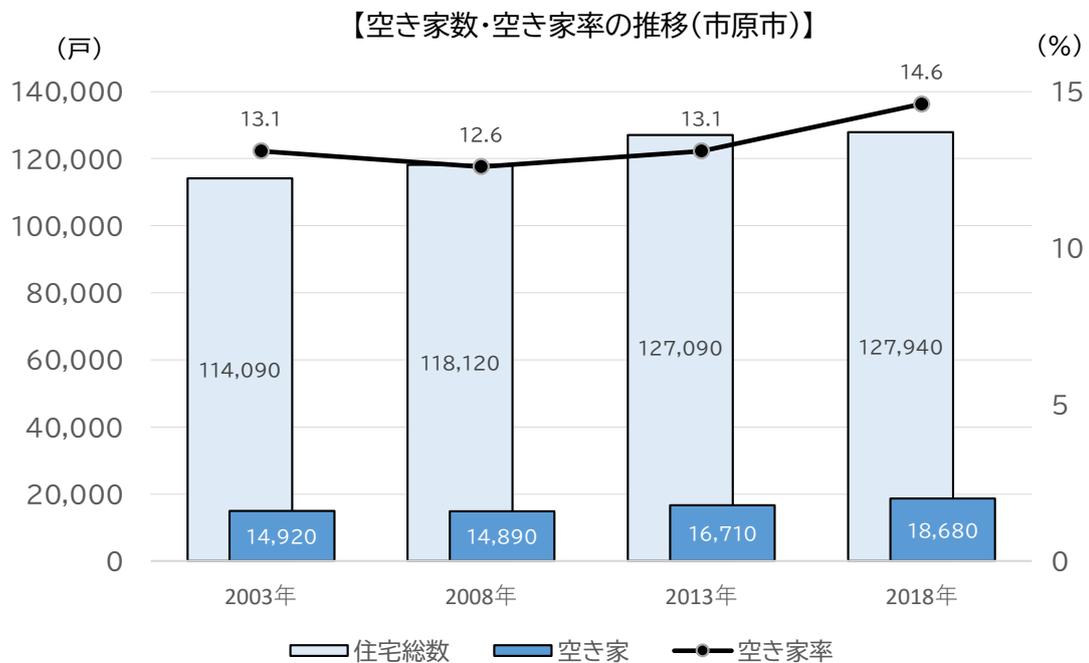
第2章 本市の現状と課題

- 2016年までの市原市の合計特殊出生率は、全国と同様に上昇傾向にありましたが、2018年は下降し、千葉県とほぼ同率になりました。



資料：厚生労働省「人口動態調査」

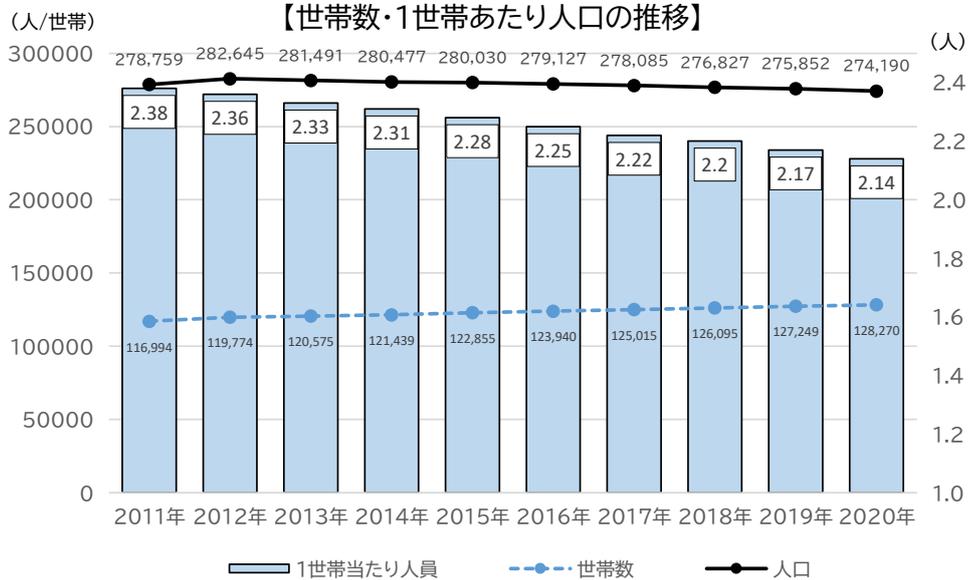
- 住宅総数、空き家ともに増加しており、後者の増加率が前者を上回るため、空き家率は上昇しています。



資料：平成30年住宅・土地統計調査

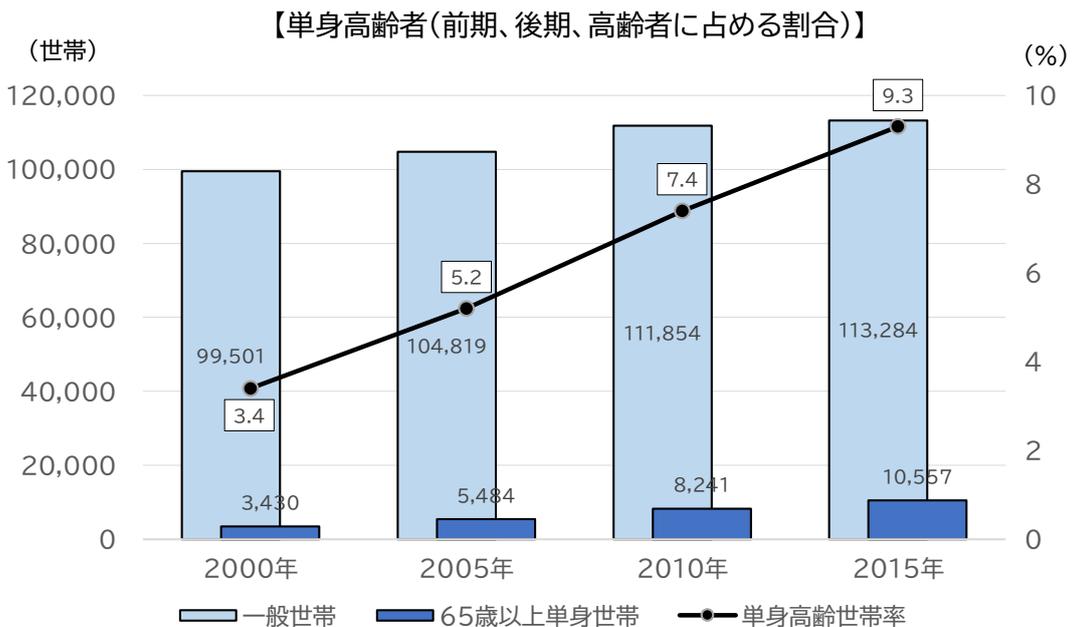
(2) 単身世帯、障がい者などの増加

- 総人口は緩やかな減少を続ける一方、世帯数は増加傾向にあるため、1世帯あたりの人員は減少傾向となっており、この10年間で0.24人減少しています。



資料：市原市「住民基本台帳」各年10月1日現在

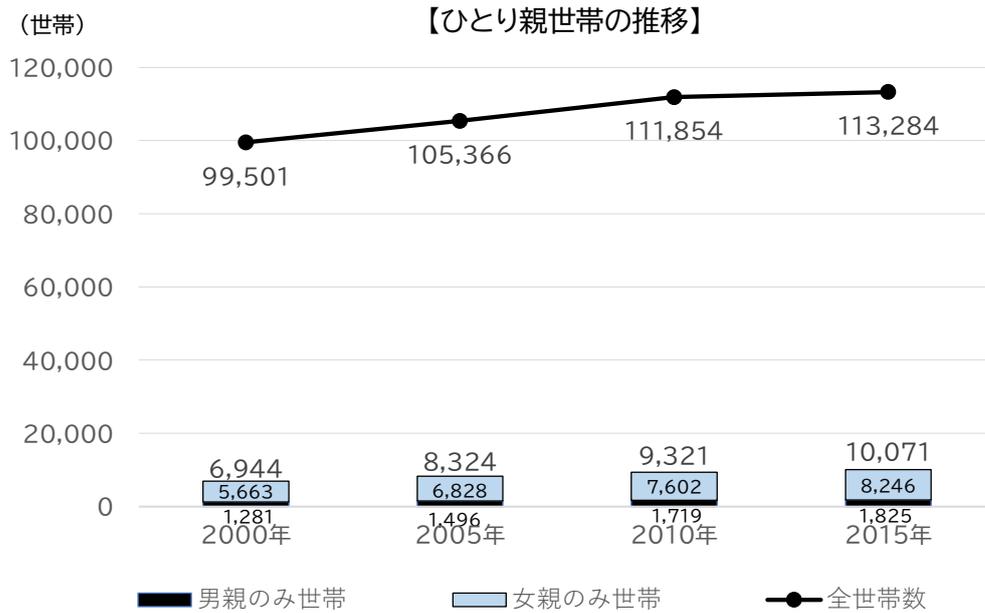
- 一般世帯数の増加傾向を上回る勢いで単身高齢者世帯が増加しており、全世帯に占める割合は2000年の3.4%から2015年は9.3%になっています。



資料：平成27年度国勢調査

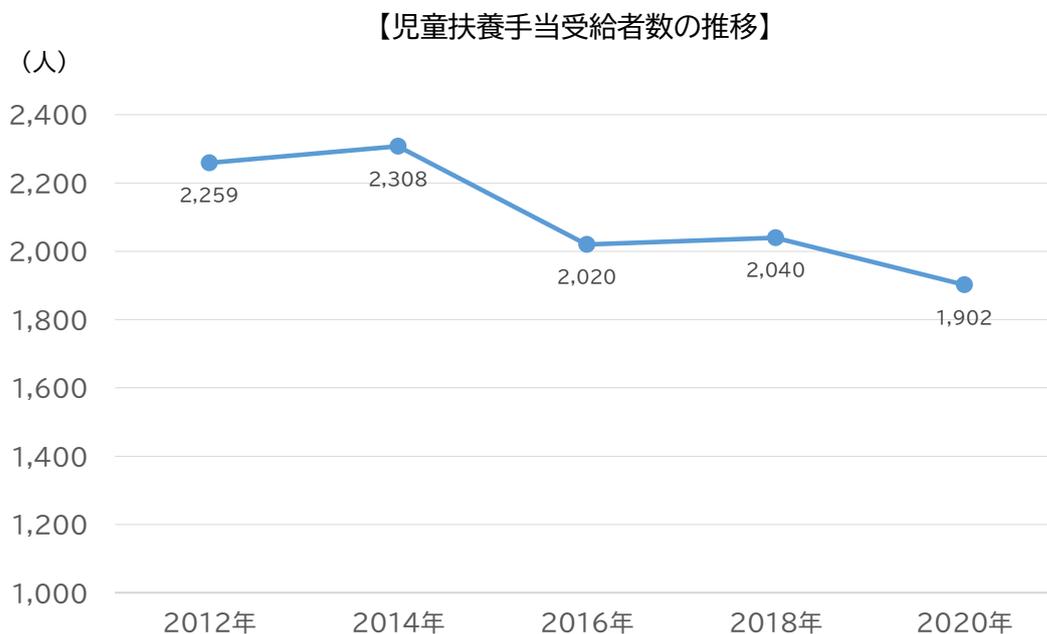
第2章 本市の現状と課題

- 世帯数の増加に伴い、ひとり親世帯の数も増加しています。なお、ひとり親世帯数の増加率は全世帯数の増加率を上回っています。



資料：平成 27 年度国勢調査

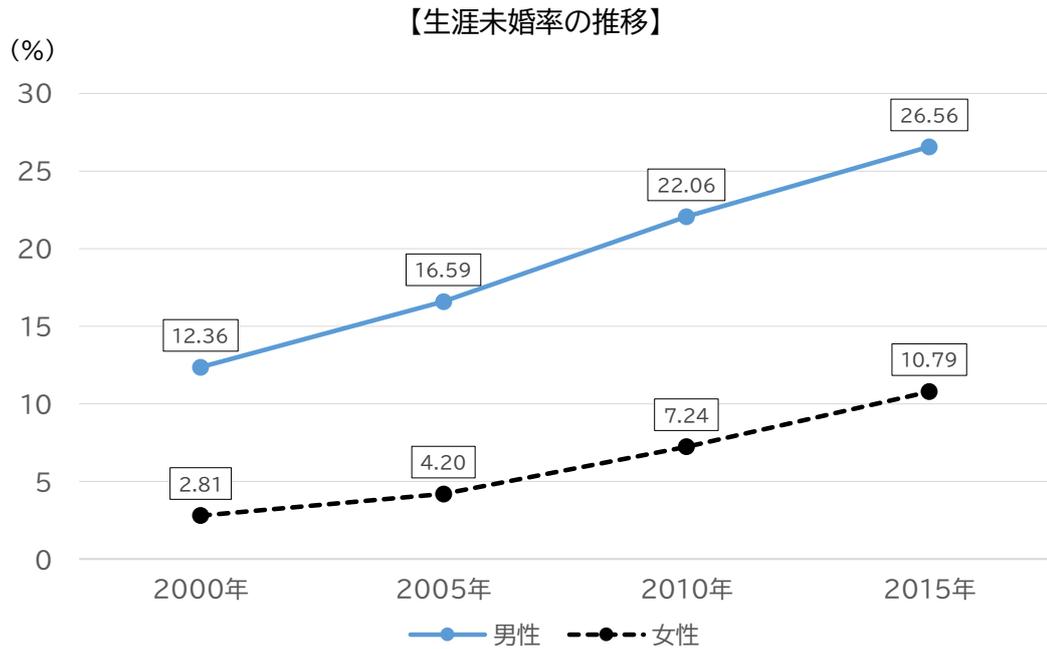
- 児童扶養手当³受給者数は減少傾向にあり、2020年には1,902人となっています。



資料：福祉行政報告例 第 61 児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況（平成 24 年～令和 2 年）

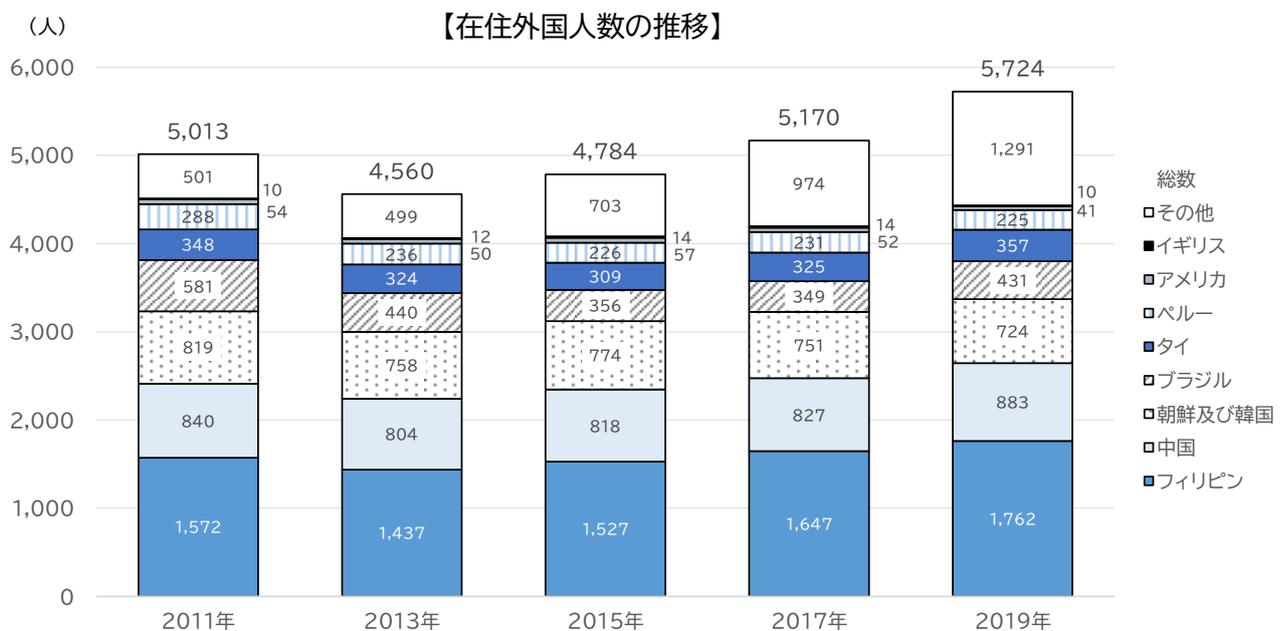
³ 父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭（ひとり親）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当のこと。

○ 生涯未婚率は男女ともに増加傾向にあり、男女間の差は広がりつつあります。



資料：平成 27 年度国勢調査

○ 在住外国人数は、フィリピン人と中国人に増加傾向がうかがえますが、それ以上に「その他」⁴が増加し、総数も増加傾向となっています。

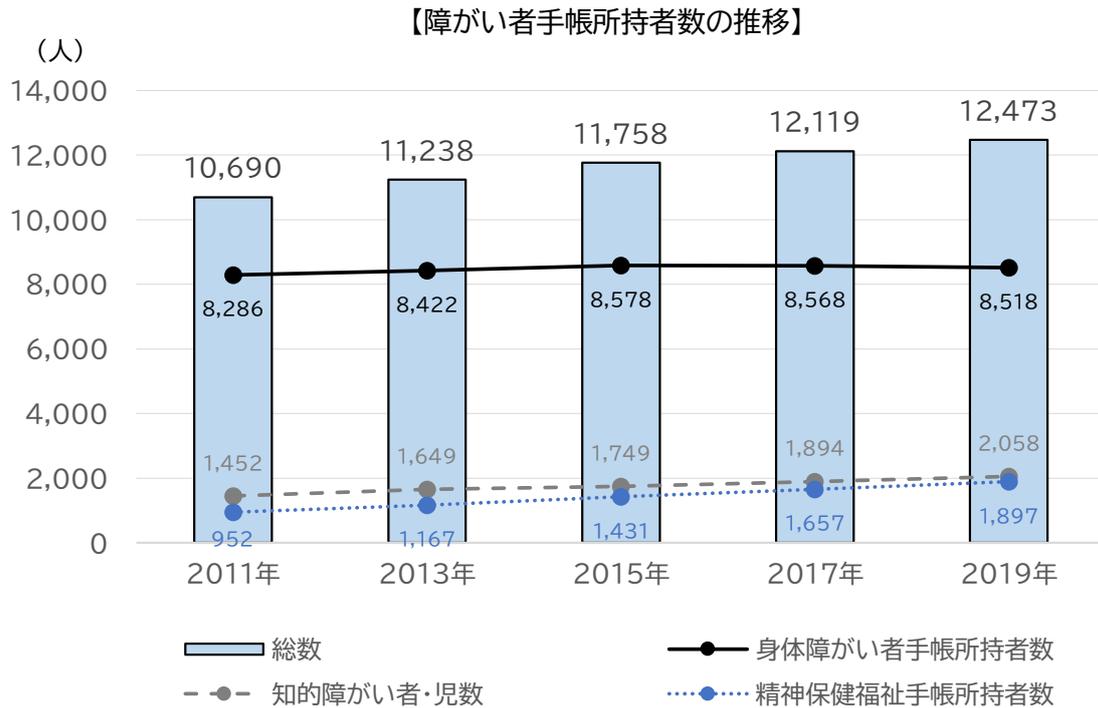


資料：市原市統計書（各年3月31日現在の数値）

⁴ その他については、ベトナム、ネパール、台湾等が増加傾向（市原市多文化共生プラン）。

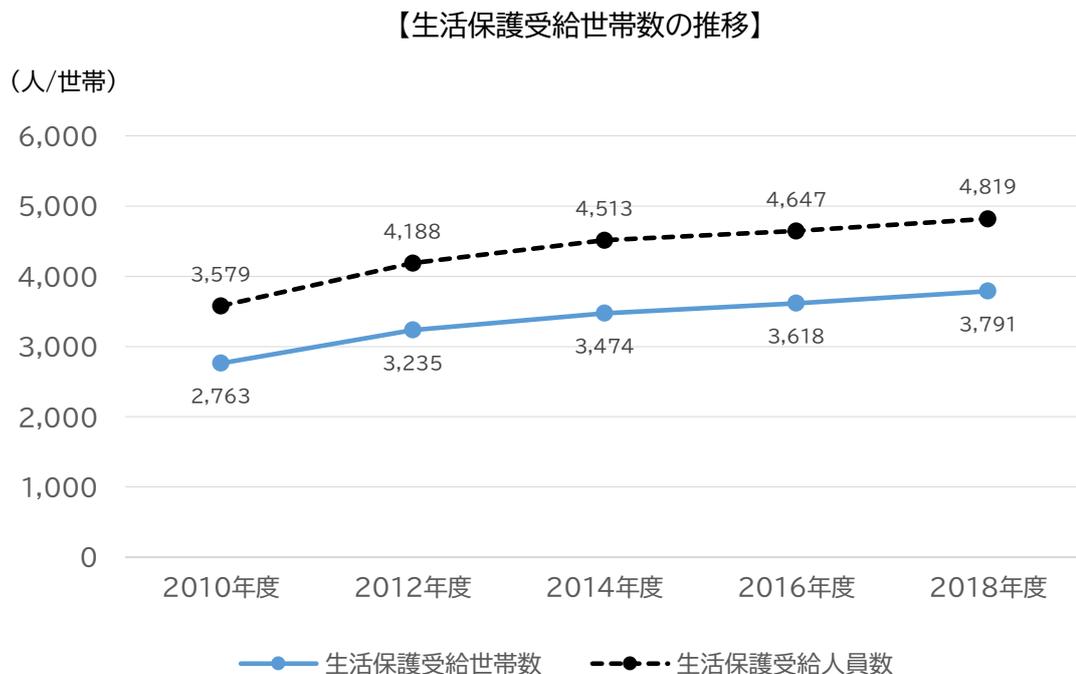
第2章 本市の現状と課題

- いずれの障がい者数も増加傾向にあり、特に精神障がい者数は2011年から2019年の間に倍増しています。



資料：市原市統計書（各年3月31日現在の数値）

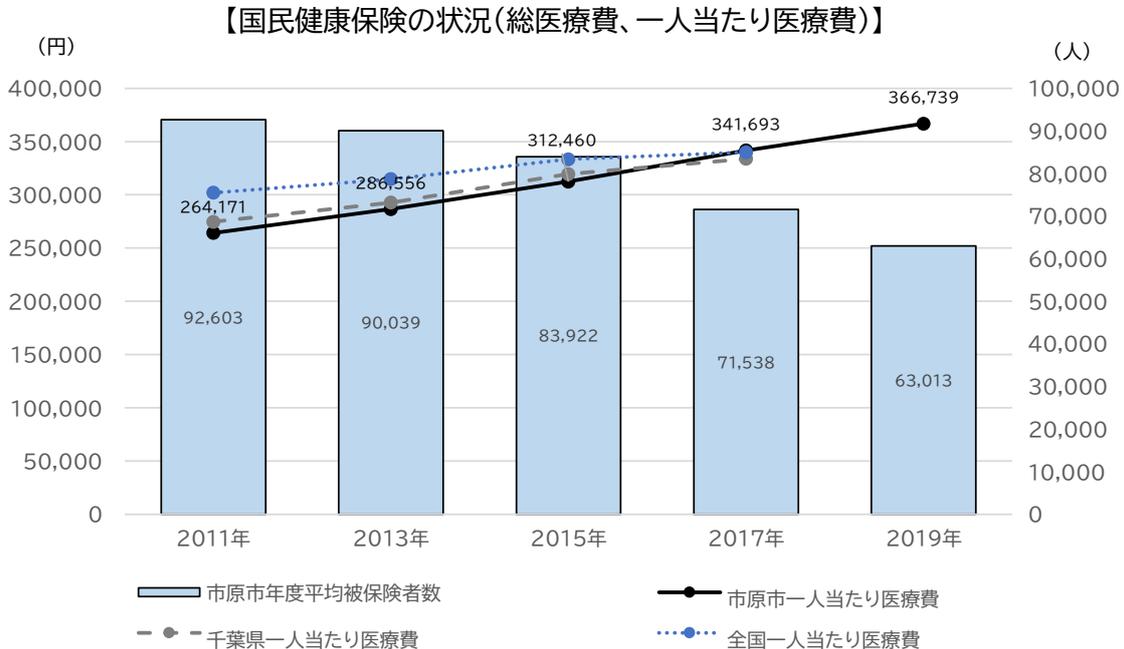
- 生活保護受給世帯数および人数は増加傾向にあり、4,000世帯、5,000人に近づいています。



資料：市原市統計書（年度中の月平均の数値）

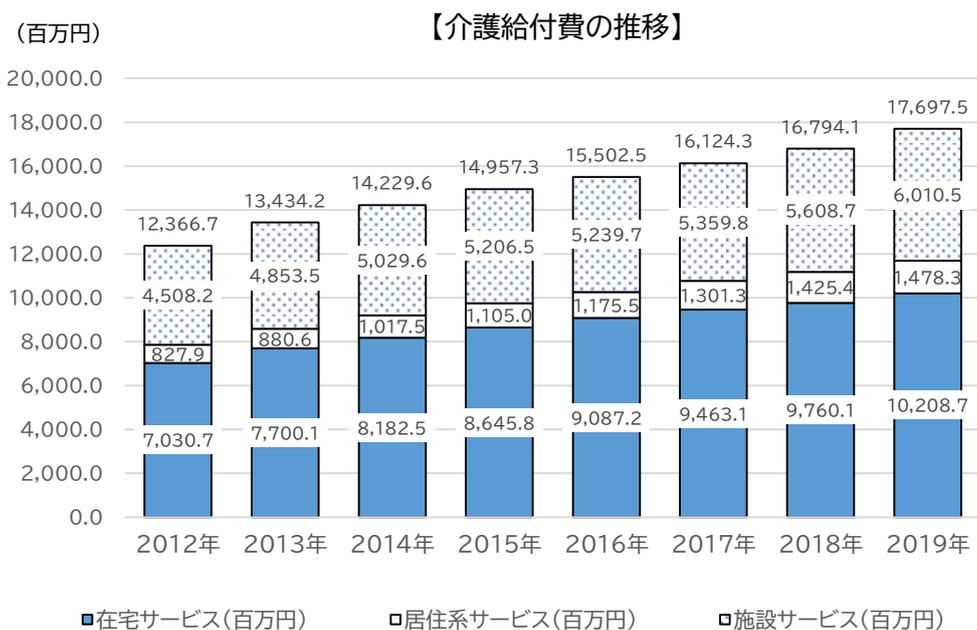
(3) 医療費、介護給付費の増加

- 国民健康保険の年度平均の被保険者数は減少が続いていますが、一人当たりの医療費は増大しており、両者を掛け合わせた総医療費は増減を繰り返しながら推移しています。



資料：「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」
「国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）」

- 介護保険の給付費は、在宅サービス、居宅系サービス、施設サービスのいずれも増加が続いています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

第2章 本市の現状と課題

(4) 複合的な課題の顕在化

- 千葉県独自の「中核地域生活支援センター」では、様々な相談が寄せられており、「介護・支援サービスに関すること」(28.8%)、「家族関係の悩み」(28.5%)、「住まいに関すること」(22.1%)の順に多くなっています。

【中核地域生活支援センターへの相談内容】

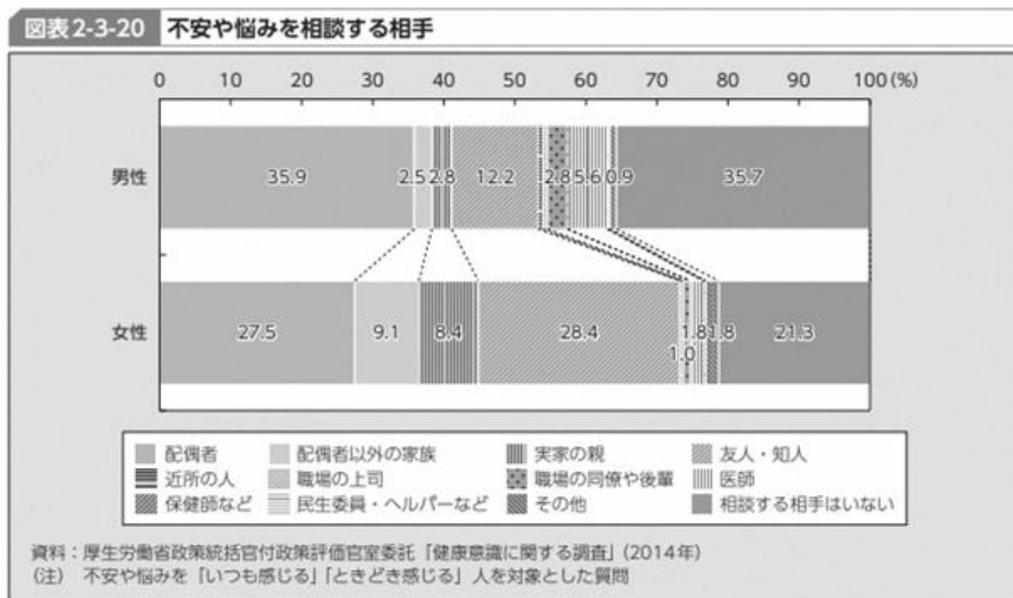
| 相談内容 | n=2,666 平成29年度 | | n=3,040 平成30年度 | | n=3,032 令和元年度 | |
|---------------------|-------------------|------|-------------------|------|------------------|------|
| | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % |
| 経済的困窮 | 589 | 22.1 | 736 | 24.2 | 639 | 21.1 |
| 食べ物がなくて困っている | 105 | 3.9 | 144 | 4.7 | 101 | 3.3 |
| 借金がある、債務整理をしたい | 160 | 6.0 | 204 | 6.7 | 166 | 5.5 |
| 年金を申請したい | 92 | 3.5 | 118 | 3.9 | 84 | 2.8 |
| 介護・支援サービスに関すること | 798 | 29.9 | 832 | 27.4 | 872 | 28.8 |
| 介護・子育ての悩み | 352 | 13.2 | 388 | 12.8 | 358 | 11.8 |
| 障害や疾病の必要な配慮について知りたい | 199 | 7.5 | 214 | 7.0 | 270 | 8.9 |
| 仕事に関すること | 493 | 18.5 | 518 | 17.0 | 503 | 16.6 |
| 住まいに関すること | 476 | 17.9 | 529 | 17.4 | 670 | 22.1 |
| 医療に関すること | 520 | 19.5 | 509 | 16.7 | 549 | 18.1 |
| 健康不安 | 429 | 16.1 | 499 | 16.4 | 420 | 13.9 |
| 家庭内の暴力・虐待 | 401 | 15.0 | 425 | 14.0 | 424 | 14.0 |
| 第三者からの権利擁護 | 58 | 2.2 | 61 | 2.0 | 61 | 2.0 |
| 触法行為、非行行為 | 156 | 5.9 | 143 | 4.7 | 101 | 3.3 |
| 成年後見制度に関わる事例 | 33 | 1.2 | 38 | 1.3 | 38 | 1.3 |

| 相談内容 | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | |
|--------------|--------|------|--------|------|-------|------|
| | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % |
| 法律の専門家に相談したい | 94 | 3.5 | 78 | 2.6 | 98 | 3.2 |
| 財産管理・金銭管理 | 223 | 6.1 | 348 | 11.4 | 185 | 6.1 |
| 不登校・ひきこもり | 327 | 12.3 | 386 | 12.7 | 420 | 13.9 |
| 希死念慮 | 64 | 2.4 | 90 | 3.0 | 84 | 2.8 |
| 家族関係の悩み | 793 | 29.7 | 844 | 27.8 | 863 | 28.5 |
| 人間関係の悩み | 316 | 11.9 | 337 | 11.1 | 301 | 9.9 |
| 余暇活動 | 56 | 2.1 | 75 | 2.5 | 64 | 2.1 |
| 教育に関すること | 33 | 1.2 | 139 | 4.6 | 101 | 3.3 |
| 話を聞いてほしい | 458 | 17.2 | 542 | 17.8 | 509 | 16.8 |
| 自立をしたい・させたい | 100 | 3.8 | 389 | 12.8 | 437 | 14.4 |
| 刑務所からの出所後の支援 | 36 | 1.5 | 26 | 0.9 | 37 | 1.2 |
| 性別に関する悩み | 6 | 0.2 | 4 | 0.1 | 7 | 0.2 |
| 言語や国籍の悩み | 37 | 1.4 | 41 | 1.3 | 26 | 0.9 |
| その他 | 129 | 4.5 | 175 | 5.8 | 180 | 5.9 |

資料：千葉県「中核地域生活支援センター活動白書 2019」

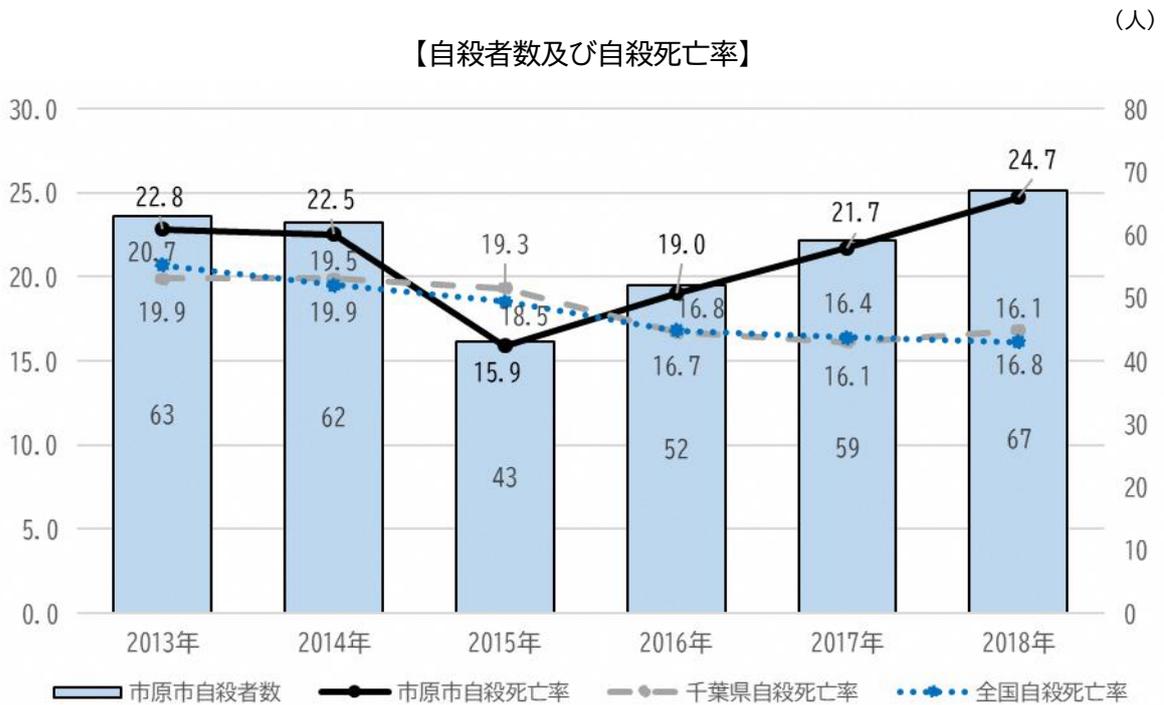
- 国の健康意識に関する調査によると、不安や悩みを「相談する相手はいない」人が、男性で35.7%、女性で21.3%という結果が出ています。

【不安や悩みを相談する相手】



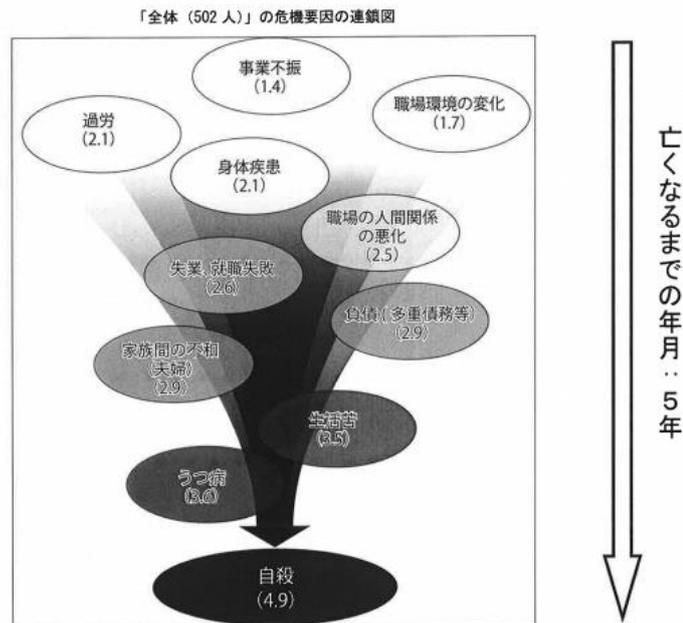
資料：厚生労働省「健康意識に関する調査」(平成 26 (2014) 年)

- 自殺死亡率については、2015年までは減少傾向でしたが、それ以降は増加しており、国や県より高い状態が続いています。また、自殺者数についても、2015年以降増加しています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

- NPO 法人ライフリンクが自殺で亡くなった方の遺族の協力を得て行った調査によると、「抱えていた危機要因の数は平均 3.9 個」、「自殺で亡くなるまでの期間の平均年月は 5.0 年（中央値）」、「亡くなる前に何らかの専門機関に相談していた割合が 70%」となっています。様々な要因が複合的に絡み合い、複雑化している状況が伺えます。

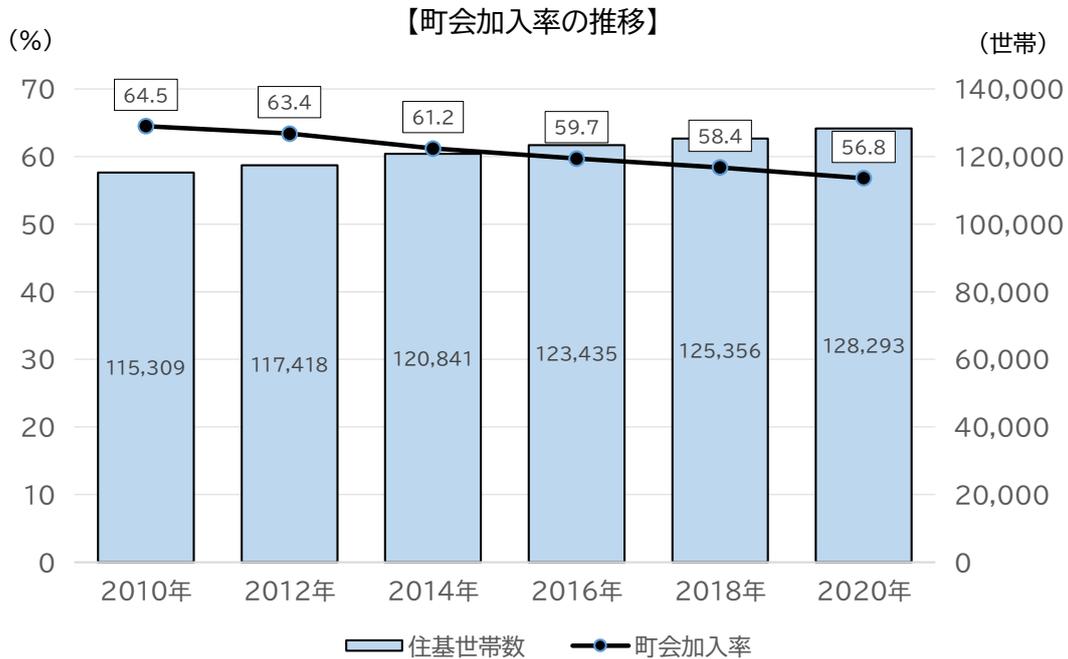


資料：NPO 法人ライフリンク「自殺実態白書 2013」

第2章 本市の現状と課題

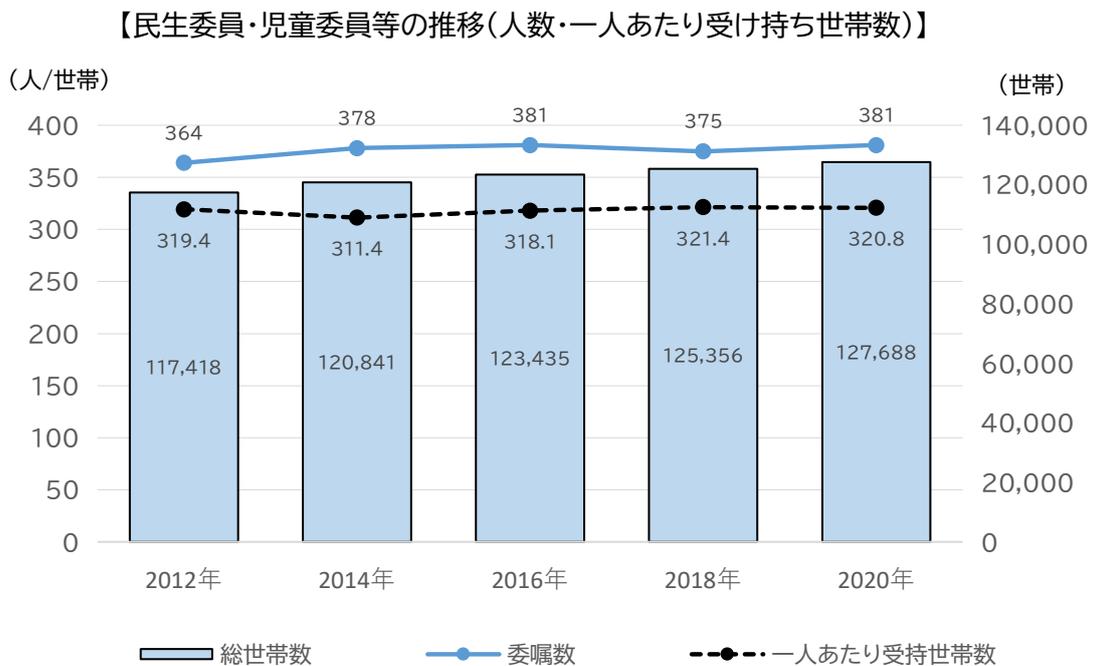
(5) 地域の担い手の状況

○ 町会加入率については、世帯数の増加が続く一方で、低下傾向となっています。



資料：地域連携推進課（各年3月31日現在の数値）

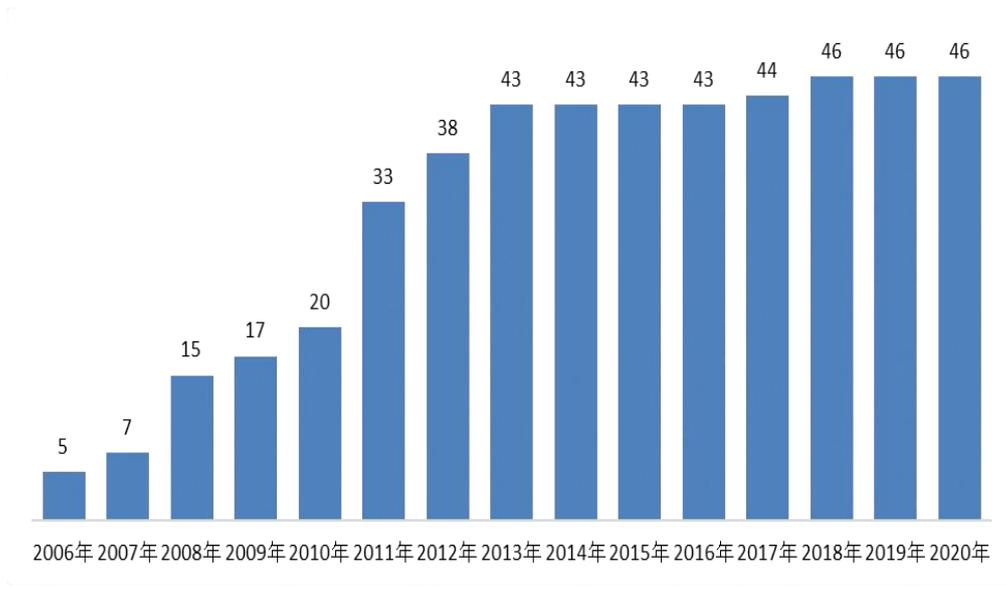
○ 民生委員・児童委員について、総世帯数および委嘱数は共に緩やかな増加傾向となっているため、一人あたりの受け持ち世帯数は横ばいで推移しています。



資料：保健福祉課（各年4月1日現在の数値）

- 小域福祉ネットワークについては、市内全46小学校区の全てに設置されています。

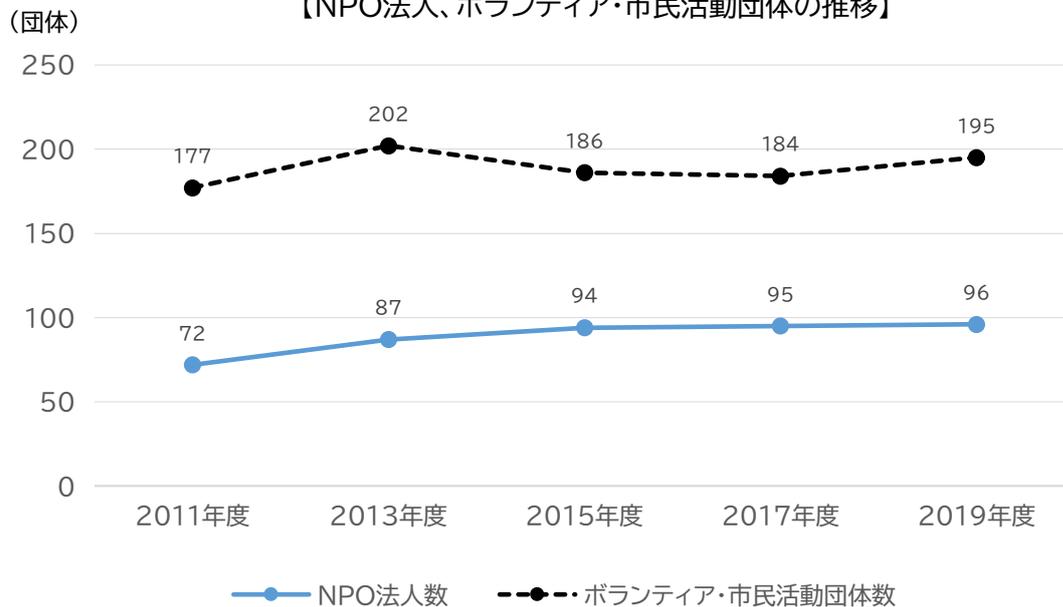
【小域福祉ネットワーク設置小学校区数の推移】



資料：共生社会推進課（令和2年8月1日現在の数値）

- NPO法人は増加の勢いが鈍ったものの、微増が続いています。ボランティア・市民活動団体数は増減を繰り返しながらも200前後で推移しています。

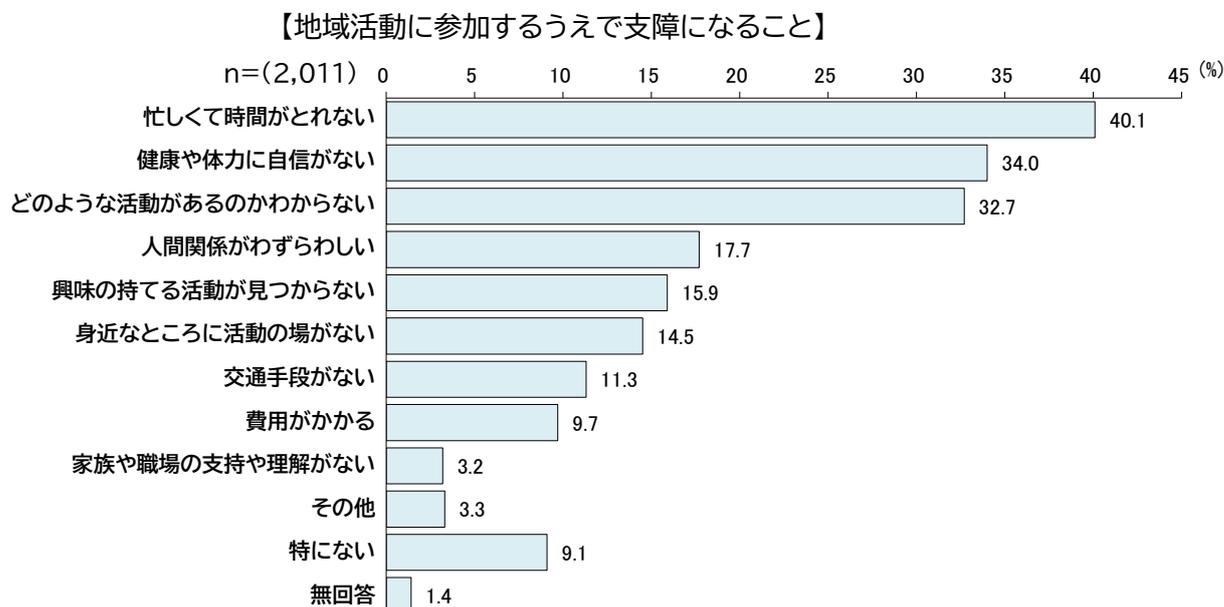
【NPO法人、ボランティア・市民活動団体の推移】



資料：地域連携推進課（各年3月31日現在の数値）

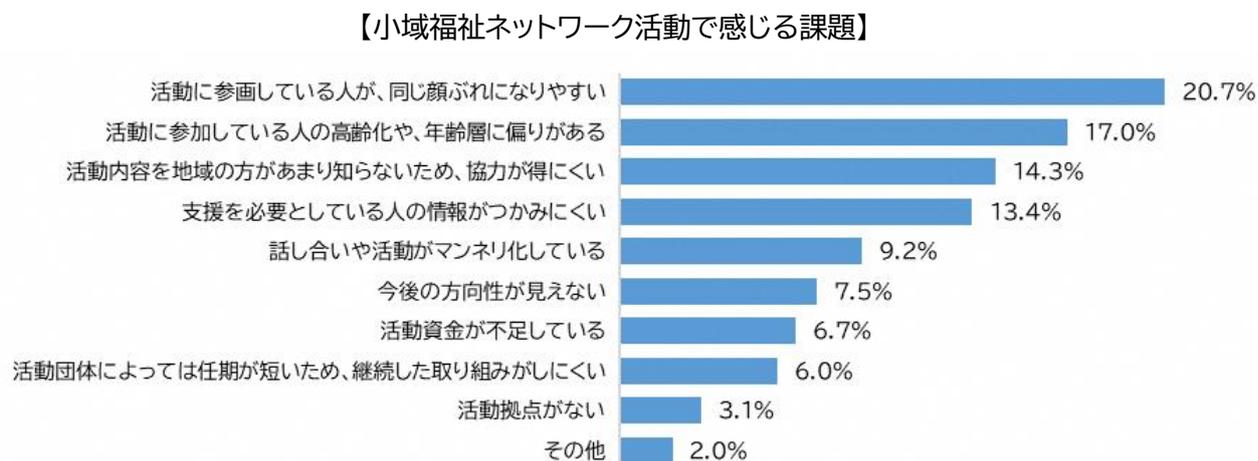
第2章 本市の現状と課題

- 地域活動に参加するうえで「忙しくて時間がとれない」(40.1%)、「健康や体力に自信がない」(34.0%)という声がある一方、「どのような活動があるのかわからない」(32.7%)も高い要因にあがっています。



資料：共生社会推進課（令和元年）

- 小域福祉ネットワーク活動状況調査によると、活動上の課題として「活動に参加している人が同じ顔ぶれになりやすい」(20.7%)が最も多く、「活動している人の高齢化や、年齢層に偏りがある」(17.0%)が二番目に多くなっています。

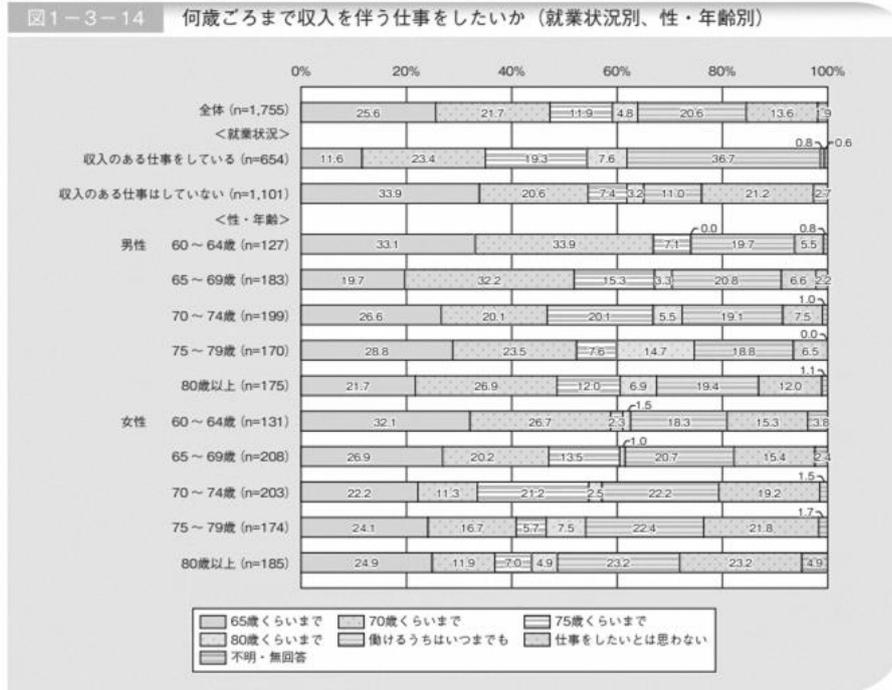


資料：保健福祉課（平成27年）

(6) 就労意欲・雇用環境の変化

- 国の調査によると、働いている60歳以上の人の9割近くが70歳以上まで働きたいと考えていることが伺えます。

【何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいか】

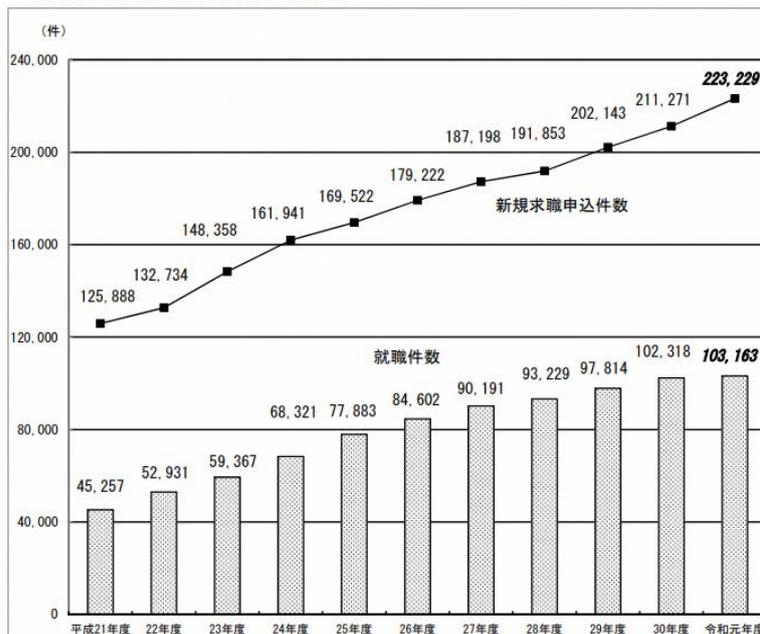


資料：内閣府「令和2年版高齢社会白書」

- ハローワークにおける障がい者の職業紹介状況は、年々、求職申込件数、就職件数とも増加しています。

【ハローワークにおける障がい者の職業紹介状況】

(新規求職申込件数及び就職件数の推移)



資料：厚生労働省「令和元年度障害者の職業紹介状況等」(令和2年6月公表)

第2章 本市の現状と課題

- 福祉人材の不足が叫ばれるなか、介護人材については、国の資料によると、全国的に充足率が低下する見込みとなっており、千葉県においても同様の傾向となっています。

【2025年に向けた介護人材にかかる需給推計】

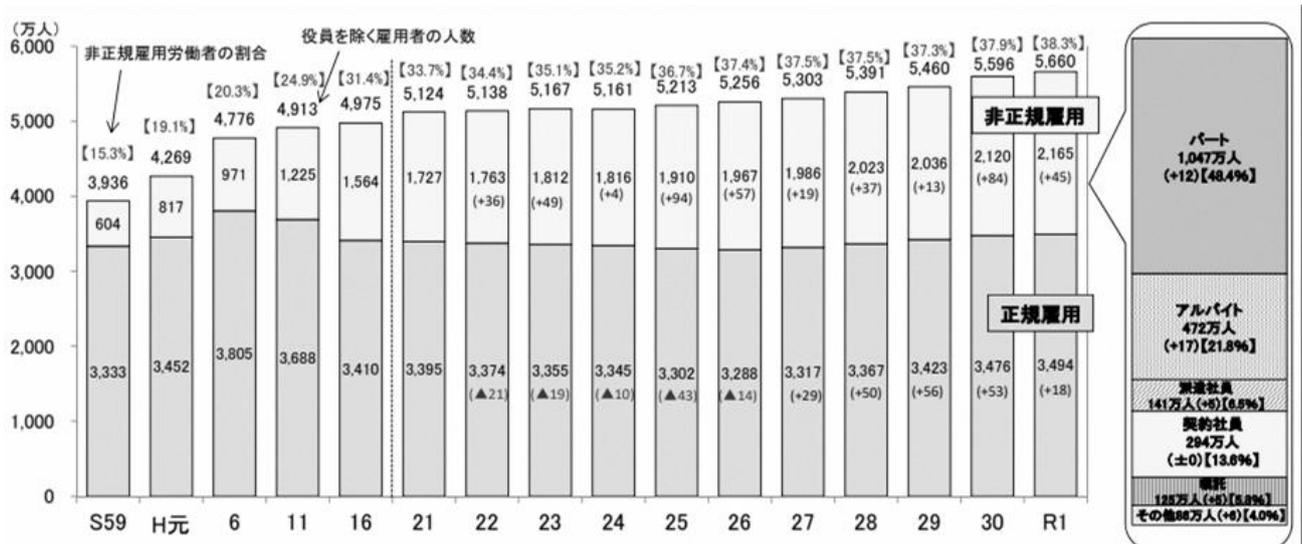
(単位：人)

| | 2013年 介護職員数 | 2017年 | | | 2025年 | | | |
|-----|----------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-------|---------|
| | | 需要見込み | 供給見込み | 充足率 | 需要見込み | 供給見込み | 充足率 | 受給ギャップ |
| 全国 | 1,707,743 | 2,078,300 | 1,953,627 | 94.0% | 2,529,743 | 2,152,379 | 85.1% | 377,364 |
| 千葉県 | 67,600 | 84,052 | 81,696 | 97.2% | 115,272 | 92,517 | 80.3% | 22,755 |

資料：厚生労働省「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計」（平成27年6月公表）

- 国の資料によると、非正規雇用労働者は、平成6年（1994）年以降、現在まで年々増加していることが伺えます。

【正規雇用労働者と非正規雇用労働者の推移】



資料：厚生労働省資料(<https://www.mhlw.go.jp/content/000679689.pdf>)

3 前計画の評価

地域福祉パートナーシッププラン(第3期地域福祉計画)に定める指標について、実績値と目標値との比較による評価は次のとおりです。

1. 評価指標

全て基準値より高くなっており、施策を実施した成果が現れているものと考えます。

2. 目標値と実績値との比較における達成度

「目標値を上回っている」が4件ある一方で、「目標値を下回っている」も4件となっています。特に、市民満足度は上がっているものの伸びが乏しいため、社会情勢に即した取組等が必要です。

| | 指標名 | 基準値 | 目標値※1 | 実績値※1 | 評価※2 |
|-----------------------------------|------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------|
| 基本理念 ふれ合い支え合いでつくるみんなの笑顔と未来がきらめくまち | | | | | |
| | 地域での福祉活動の支援に係る満足度 | 2.0% | 5.6% | 2.2% | E |
| 基本目標1 ふれ合い支え合いの絆を強くしよう | | | | | |
| | 小域福祉ネットワーク活動者数 | 1,864人 | 1,950人 | 2,210人 | A |
| | 安心生活見守り支援事業を行う小域福祉ネットワークがある小学校区 | 23校区 | 31校区 | 38校区 | A |
| | 介護保険総給付費に占める居宅サービス費の割合 | 57.8% | 61.9% (2018年度) | 64.0% (2018年度) | A |
| 基本目標2 地域生活の課題を解決しよう | | | | | |
| | 高齢者や障がい者等の支援に係る満足度 | 2.0% | 5.6% | 2.7% | E |
| | 子育てや教育の支援に係る満足度 | 2.0% | 5.6% | 2.3% | E |
| | 避難行動要支援者名簿登録者が避難支援プラン個別計画作成まで至った割合 | 17.7% | 33.8% | 33.2% | A |
| | 生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 | 73.5% (2016年度) | 78.3% (2018年度) | 82.8% (2018年度) | A |

※1 目標値は2026年度の値を按分した2019年度時点の値、実績値は2019年度の値

※2 実績値の目標値に占める割合を5段階(A:100~91 B:90~81 C:80~71 D:70~61 E:60~0)で表したものの

4 地域福祉を推進するための視点

前頁までの「市民の置かれている状況」、「本市を取り巻く状況」、「前計画の中間評価」を分析した結果、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進には、次の4つの視点が必要と考えます。

福祉の意識の醸成

包括的な支援体制の整備の推進

多様な主体の参画と協働

誰ひとり取り残さない地域共生社会

福祉の意識の醸成

様々な課題を抱える人・世帯を適切な支援につなげるためには、身近な地域での付き合いや日々の暮らしの中での日常的な見守りなど、地域でのつながりが重要です。さらには、近年大規模な災害が多発する中⁵、防災・減災の観点からも、地域の多様な担い手を育て、連携を強めていくことがより重要となっています。

本市には、小域福祉ネットワークや町会・自治会、民生委員・児童委員などの活動により地域で優れた取組がありますが、地域の担い手は高齢化・固定化が進み、このままだと地域のつながり自体が崩壊するおそれがあり、地域の支え合いを維持していくためには、新たな担い手が必要です。

地域で活動する人々の次世代の担い手の発掘・育成のため、これまで地域活動への参加が少なかった世代への働きかけなど新たな取組が必要となっています。

包括的な支援体制の整備の推進

現在の社会保障制度の仕組みは、高齢者、障がい者、子どもなど対象者ごとに相談窓口やサービスが分かれています。高齡化、核家族化、晩婚化などの影響により、介護と育児に同時に直面する世帯⁶、障がいのある子と要介護の親など、複雑・複合的な課題を抱える個人や世帯が顕在化しています。

これまでは家族や近所づきあい、町会・自治会、民生委員・児童委員などの地域での支え合いにより、適切な支援に繋がってきましたが、地域でのつながりの希薄化、単身世帯の増加などが進むなか、地域から孤立し、誰にも相談できずに抱えている問題が深刻化するケースも生じています。

課題を抱えている方・世帯が地域で孤立せず、適切な支援が届くような、包括的な支援体制の整備が必要です。

⁵ 令和元（2019）年度には、台風15号、台風19号、10月25日の大雨により甚大な被害が発生。

⁶ ダブルケアのこと。

多様な主体の参画と協働

潜在的に支援を必要とする人を早期に把握していくためには、小域福祉ネットワークや地区社会福祉協議会をはじめとする地域の多様な関係者や様々な居場所との連携が重要です。

また、複合化・複雑化した課題を抱える方や世帯を制度の狭間に取り残さずに適切に対応していくためには、保健、医療、福祉、子育て支援、労働、教育、司法等の各分野の関係者に加え、消費者相談や若年者支援、年金相談等の関係者との幅広いネットワークの構築が重要となります。

さらには、社会福祉法人やNPO法人、民間企業、医療・介護・福祉の専門職等が、地域の人たちと地域課題を共有し、その課題に応じて、場の提供、単身高齢者や障がい者への見守りを実施する等、地域と協働し共に支え合うことができるよう、多様な主体の参画と協働を進める取組が必要です。

誰ひとり取り残さない地域共生社会

SDGsが掲げる「誰ひとり取り残さない」を実現するためには、外国人や性的マイノリティ⁷、ヤングケアラー⁸、若年性認知症⁹の人、ひきこもり¹⁰状態にある人、難病・障がいのある人など、様々な生きづらさ・リスクを抱える方に寄り添った支援や、誰もが地域で役割をもって活躍できる社会を着実に実現していくことが重要です。

地域共生社会の実現を通じて、「誰ひとり取り残さない」を具現化する取組を進めていくことが必要です。

⁷ 性的少数者のこと。代表的な性的マイノリティの頭文字をとって「LGBTQ」と表現することもある。悩みを抱えているケースが多く、ありのままの自分を隠し、周囲に合わせようとする結果、自己肯定感や自尊心が低下し、自殺を考えたり、自殺未遂に至るケースも少なくない（法務省「性的マイノリティと人権」<http://www.moj.go.jp/content/001221566.pdf>）

⁸ 家庭で病気の両親や祖父母の介護、それに年下のきょうだいの世話などを行っている18歳未満の子どものこと。学校生活の時間などを介護や世話に取られることで学習や発達にも支障が出るおそれがあると指摘されている。なお、令和2（2020）年12月、厚生労働省は、全国規模の実態調査を初めて実施。2年度内に結果をまとめ、支援策を検討する方針。

⁹ 65歳未満で発症した認知症のこと。全国における若年性認知症の人の数は約3万8千人おり、そのうち50歳以上が8割超を占めるとされている（政府広報オンライン「もし、家族や自分が認知症になったら知っておきたい認知症のキホン」<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201308/1.html>）

¹⁰ 内閣府「生活状況に関する調査」（平成31年3月29日公表）によれば、全国の満40歳から満64歳までの人口の1.45%に当たる61.3万人がひきこもり状態にあると推計。また、専業主婦や家事手伝いでひきこもり状態の人も存在すること、ひきこもり状態になってから7年以上の者が半数近くにも及ぶこと、初めてひきこもりの状態になった年齢が全年齢層に大きな偏りなく分布していること、若い世代と異なり退職したことをきっかけにひきこもり状態になった者が多いことなども明らかに。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

互いを尊重し互いに支え合い 誰もが自分らしく活躍して 暮らすことのできるまちの実現

少子高齢・人口減少の進行等に伴い、地縁・血縁などの関係性の希薄化や社会経済の担い手の減少、そして、8050世帯¹¹やダブルケアなど複数分野の課題を抱える人・世帯の増加が顕在化しています。

さらには近年頻発する大規模災害、昨年度から世界的に流行している新型コロナウイルス感染症など、人々の不安感や孤立感が増大しています。

このように暮らしや地域のあり方が多様化するなか、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、一人ひとりの生きる力や可能性を最大限発揮することができる包摂的¹²な地域として、「互いを尊重し 互いに支え合い 誰もが自分らしく活躍して暮らすことのできるまち」の実現を目指します。

¹¹ 80は80代の親、50は自立できない事情を抱える50代の子どもを指し、こうした親子が社会から孤立する問題。

¹² 社会的包摂。「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という考え。

国においては、「社会的包摂政策を進めるための基本的考え方」（平成23年5月31日）において、『地域や職場、家庭での「つながり」が薄れるなか、様々な社会的リスクが連鎖・複合し、人々を社会の周縁に追いやる「社会的排除」の危険性が増大。国民一人ひとりが社会のメンバーとして「居場所と出番」を持って社会に参加し、それぞれの持つ潜在的な能力をできる限り発揮できる環境を整備することが不可欠。そのために社会的排除の構造と要因を克服する一連の政策的な対応が「社会的包摂。』』としている。また、「平成30年版厚生労働白書」において、『地域は、高齢者、障害者、子どもなど世代や背景の異なる全ての人々の生活の本拠であるが、身近な地域に、そこに住むどのような状況にある者も参加でき、困った時には助けられ、それと同時に自分の能力や個性を発揮でき、他者から承認される場があれば、地域に暮らす全ての人は、身近な地域コミュニティに包摂されていると言える。このような地域住民が参加し共に支え合い、地域で誰もが役割と居場所を持ち、活躍できる場を創るというのが「地域共生社会」というコンセプトに込められたねらい』としている。

2 基本目標と施策の方向性

地域福祉を推進するための4つの視点を踏まえ、基本理念の達成に必要な「目標」を設定し、その実現に重要と考えられる「施策の方向性」を定めて、計画の着実な推進を図ります。

基本目標1 一人ひとりの福祉への意識を深め、行動を広げます

| | |
|--------|----------------|
| 施策の方向性 | 1 福祉のこころの醸成 |
| | 2 地域福祉活動に対する支援 |
| | 3 人が活躍するための支援 |

小域福祉ネットワークをはじめとする市民力は、本市の誇る財産です。一方で、福祉は特定の人に関わる、特定の人のためのものといった限定的なイメージから、福祉を他人ごとと捉える見方もあり、市民の意識や行動が変わることが求められます。

一人ひとりが、自分・家族の住む地域や福祉について知り、意識・関心を高め、自分ごととして地域や福祉を捉えることができるよう、情報発信・提供、場・機会づくりなどを進めます。また、一人ひとりが、ライフステージやライフスタイル、地域や福祉への意識・関心に応じて、具体的な活動に参加・参画し、継続していけるよう、多様な場・機会の提供やコーディネートなどの支援に取り組めます。

人と人とのつながりが希薄化するなか、ひきこもり状態にある方などへの社会とのつながりを回復するために寄り添う場を新たに整備します。

基本目標2 生きづらさやリスクを抱える人を早期に必要な支援につなげます

| | |
|--------|------------------|
| 施策の方向性 | 1 地域で孤立させない取組の強化 |
| | 2 寄り添い支えていく取組の強化 |
| | 3 権利擁護体制の充実 |
| | 4 庁内連携体制の構築 |

支援が必要な人や様々な生きづらさを感じる人などが増加する中、そのような人・世帯が地域で孤立することなく、必要な支援にしっかりとつながるよう、包括的に支援が届く体制を整備していく必要があります。

地域での見守りなどを進めるほか、当事者となる個人・世帯の多様化する課題や不安の解決に向けて、切れ目のない包括的な支援体制を構築します。また、地域共生社会の実現に向けた市内体制を整備し、多岐にわたる分野の施策・事業間やネットワーク間の調整を進めます。

課題発生未然防止・早期発見を進めていくため、新たに地域における関係者間の連携調整を進めるとともに、様々な課題を抱えている方や世帯へ円滑に支援ができるよう、福祉総合相談センターを新たに整備します。

基本目標3 多様な資源をつなげ、重層的なセーフティネットを築きます

| | |
|--------|-----------------|
| 施策の方向性 | 1 地域支援ネットワークの構築 |
| | 2 分野横断的な連携の促進 |

地域には、個人や地域が抱える課題の解決に向けて活動をされている様々な主体がいます。今後、さらに増えていく多様化・複雑化する個人や地域の課題を解決し、未来を創造していくためには、これらの多様な主体が有機的につながっていくことが必要です。

そのため、各分野で活動する個人や団体など多様な主体間のつながりを促進するための場・機会づくりに取り組みます。

具体的には、地域における様々な福祉課題への面的な対応を図るため、関係者間をつないだネットワークの構築、福祉や医療などとの分野横断的な連携の深化を進めます。

基本目標4 多様な主体の参画により、より幸せで安心できる仕組みをつくります

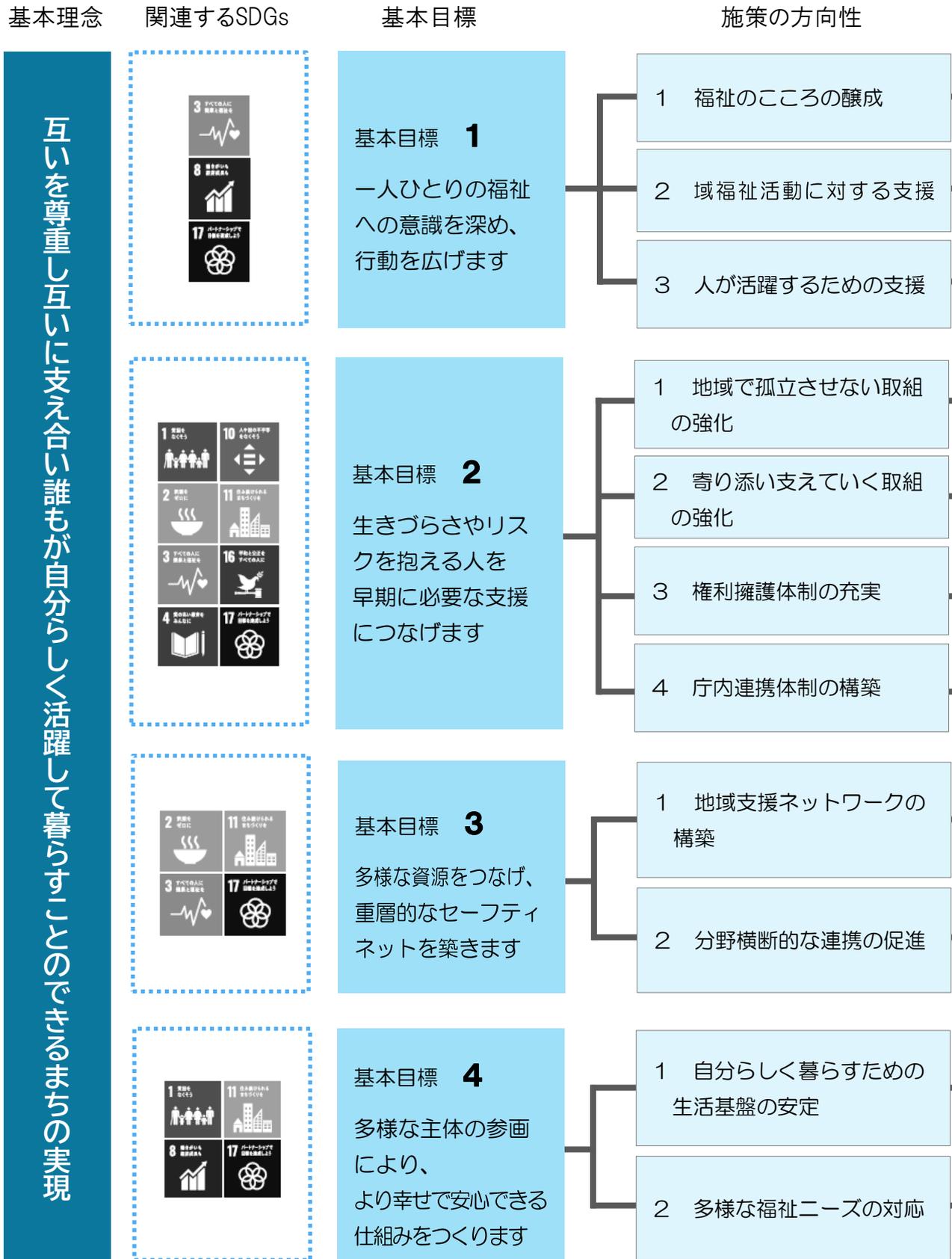
| | |
|--------|----------------------|
| 施策の方向性 | 1 自分らしく暮らすための生活基盤の安定 |
| | 2 多様な福祉ニーズへの対応 |

誰もがその人らしく暮らし活躍できるまちを実現するには、福祉分野にとどまらず、制度や分野、官民の垣根を超えた連携により、誰ひとり取り残さない地域共生社会づくりが必要です。

地域共生を推進していくため、先行する取組事例や、新たな手法などを積極的に活用した活動・仕組みを研究・検討し、本市の福祉課題の解決に向けて、新たな活動・仕組みの創出・強化をめざします。

具体的には、官民の垣根を超えた連携などを進め、住まいやしごとなど自分らしく暮らすための生活基盤の安定を図るとともに、ヤングケアラーをはじめとする家族介護者への支援など多様な福祉ニーズへの対応を図ります。

3 計画の体系



主な取組

【新規/重点】社会とのつながりを回復する場づくり
 【新規】理解促進啓発事業
 【拡充】地域における生涯学習の推進

【新規/重点】社会とのつながりを回復する場づくり（再掲）

【新規】いちほらまちづくりサポート事業／読書ボランティア人材バンク
 【拡充】放課後児童健全育成事業／いちほらポイント制度

【新規/重点】福祉課題の解決に向けた連携調整機能の強化
 【新規】フレイル予防事業／地区防災計画策定支援事業
 【拡充】平時の見守りと災害時の避難支援の連携／多文化共生事業（社会参加の促進）／自殺対策の推進

【新規/重点】福祉総合相談センターの整備
 【新規】教育資金利子補給事業／保育所等訪問支援
 【拡充】生活困窮者支援の推進／出産前後家事サポート事業

【新規】成年後見支援センターの整備

【新規】市原市地域共生社会推進会議の開催／庁内相談担当職員人材育成研修

【新規】ひきこもり支援ネットワークの構築／地域（こども）食堂ネットワークの構築

【新規】企業と連携した市民活動促進事業／市原市相談機関連絡会の充実／多分野連携研修の開催

【新規】住宅確保要配慮者への居住支援／農福連携の促進／農福連携の推進／職業相談の実施／
 観光地おもてなし事業（ハード）

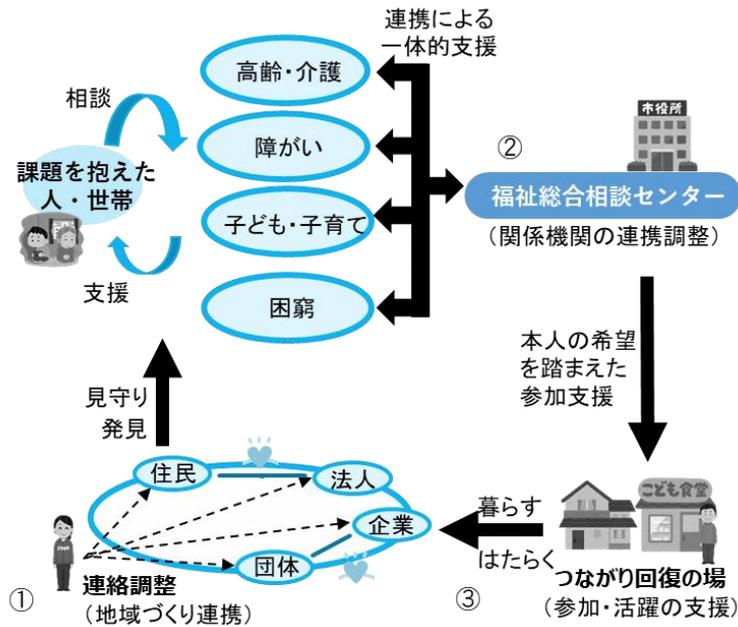
【新規】介護家族者への支援（全体調整）／障がい者等家族介護者のレスパイト事業／
 社会福祉法人の公益的な取組との連携

（補足）新規…前計画にない本計画から実施する事業（本計画から掲載する既存事業も含む）
 拡充…計画期間中に制度や箇所等を拡充する予定の事業

4

計画の重点施策

少子高齢・人口減少の進行により、地域から孤立している人、さまざまな課題を同時に抱える世帯¹³が増えています。課題を抱える人等が必要な支援につながり、その人らしく暮らしていくことができるよう、包括的な支援体制を構築¹⁴します。



① 「福祉課題の解決に向けた連携調整人材」の配置

担い手の発掘・育成のため、地域活動へ参加が少なかった世代への働きかけを行います。

また、社会福祉法人、民間企業等と地域の人たちが連携して、共に支え合う取組を進められるよう、両者間のコーディネートを行います。

課題対応に向けた連携調整機能の強化

さまざまな生活上の課題を解決していくためには、**社会福祉法人、企業などの分野を超えた協働が必要**

地域資源と活動をつなぐコーディネート機能の整備

- 地域にある資源や活動等を把握し、課題解決に向けて、**様々な主体の橋渡し・調整等**を行う。

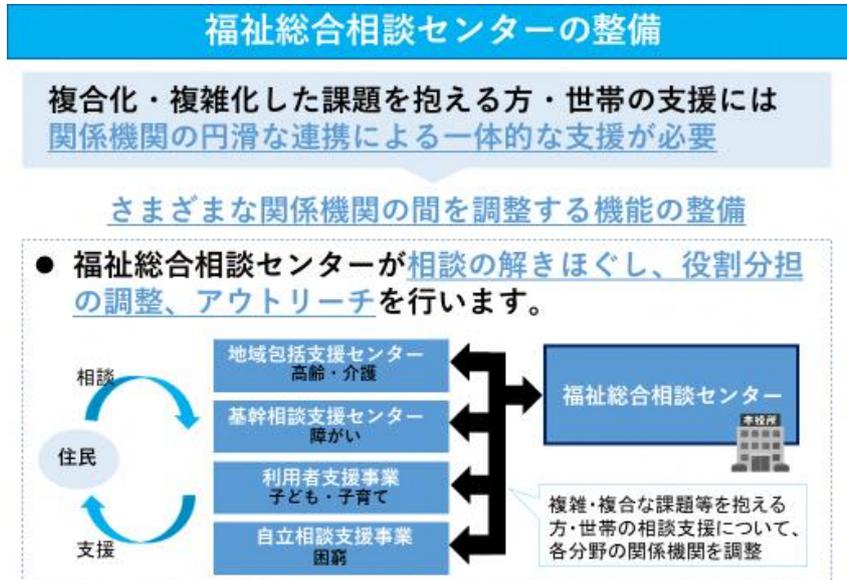
| | | | |
|-------|-------|--------|---------------------|
| 地域住民 | マッチング | 社会福祉法人 | → 買い物バスの運行 施設の開放 |
| 子ども食堂 | マッチング | 農業事業者 | → 農作物の寄付 収穫体験 |
- 多様な主体のつながりをつくることで、地域社会からの孤立を防ぎ、**課題の未然防止・早期発見**を図る。

¹³ 高齢の親が同居の子を支える「8050世帯」、育児と介護に同時に直面する「ダブルケア」など

¹⁴ 令和2年社会福祉法改正により新設された重層的支援体制整備事業を活用（令和3年4月施行）

② 「福祉総合相談センター」の整備

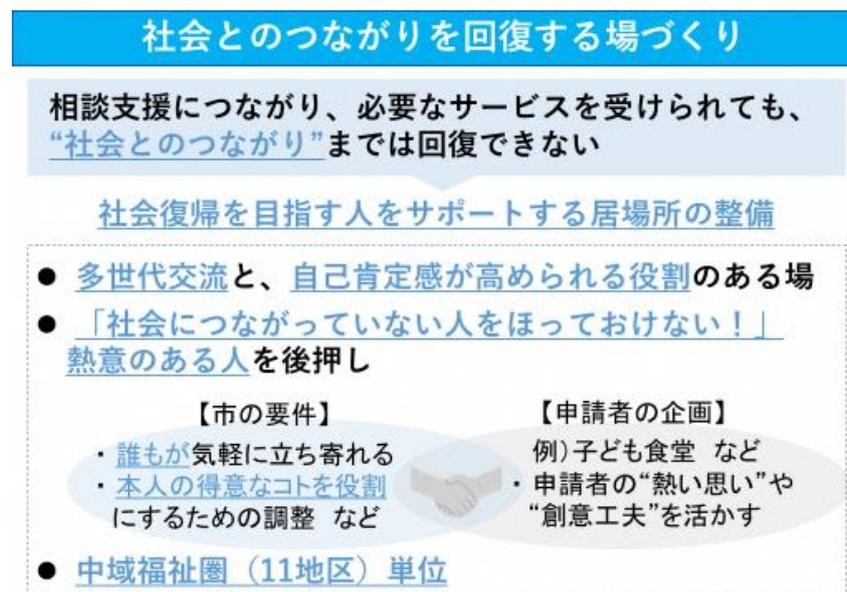
高齢分野の「地域包括支援センター」を機能強化し、福祉総合相談センターを整備します。福祉に関する分野を問わない相談を受け止め、適切な機関につながります。また、さまざまな課題を同時に抱える方・世帯の支援にあたり、関係する支援機関の間を調整します。



③ 「社会とのつながりを回復する場づくり」の推進

孤立状態など、制度だけでは十分に支援しきれない場合には、市が本人の意向を踏まえながら社会参加に向けた支援を行います。

特に、人とのつながりが弱い場合には、本人に寄り添った継続的な関わりが必要です。そのため、社会とのつながりを回復する場づくりを進め、市と場の運営者との連携により、本人を継続的に支援します。



第3章 計画の基本的な考え方

包括的な支援体制の構築に向けて、下表のロードマップにより、段階的・計画的に進めます。

なお、本ロードマップについては、重点施策関連事業の進捗状況等のほか、国による制度改正や、県の動向等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行いながら進めていきます。

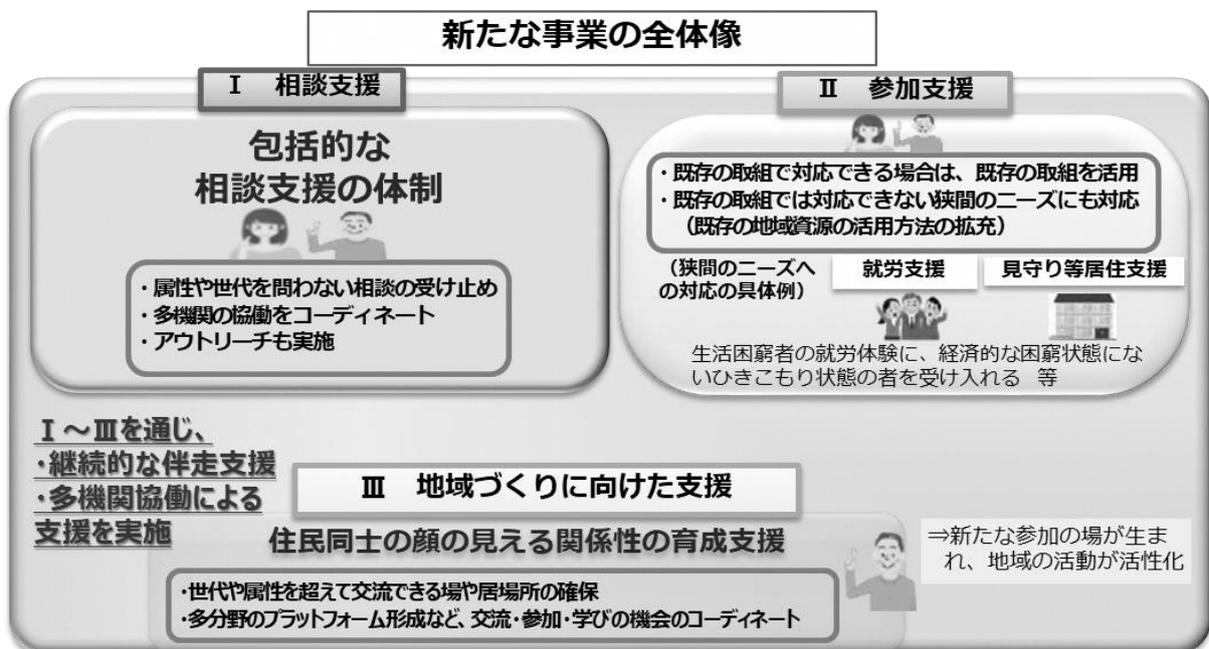


重層的支援体制整備事業について

個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化するなか、従来の社会保障の仕組みでは十分な対応が難しいという課題があります。

例えば、高齢の親が同居する子を支える「8050」世帯や、育児と介護に同時に直面している「ダブルケア」、地域から孤立しがちな「ごみ屋敷¹⁵」などについては、さまざまな問題を同時に抱えているため、高齢者、障がい者、子どもなど、対象者ごとに整備された支援制度では対応が難しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、国は、令和2(2020)年6月に社会福祉法の一部を改正し、市町村が複雑化・複合化した課題を抱える方・世帯へ包括的な対応を進めていくため、「重層的支援体制整備事業」が創設されました(令和3(2021)年4月施行)。



資料：厚生労働省

具体的には、既存の福祉各分野の取組を活かしながら、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」に一体的に取り組むもので、

- ・ いわゆる制度の狭間のニーズにも対応して、相談者が適切な支援につながりやすくなる
- ・ 人のつながりがができることで、課題を抱える方への気づき生まれ、早期支援につながる
- ・ 災害時の円滑な対応にもつながる

などの相互作用が生じ、支援の効果が高まることが期待されています。

なお、新たな事業は実施を希望する市町村の手上げによる任意事業です。

本市においては住民福祉の向上を図るため、令和3年度から本事業に取り組みます。なお、事業の詳細については、別途作成する「重層的支援体制整備事業実施計画」に記載します。

¹⁵ ごみ屋敷の状態にある人の多くは、セルフ・ネグレクト（生活環境や栄養状態が悪化しているが、それを改善しようという気力を失い、周囲に助けを求めない状態）にあるとされている。

5 計画の成果指標

基本目標の達成状況を評価するため、次のとおり成果指標を設定します。

ただし、成果指標は行政活動以外の外部環境の影響も大きく受けることから、その評価にあたっては、個別事業の指標の変化についても併せて着目します。

| 基本目標 | 成果指標 | 現状値 | 目標値 | 出典 |
|--|---|-----------------|------|-------------------------|
| 基本目標1 一人ひとりの福祉への意識を深め、行動を広げます | 「福祉」に関心がある(関心がある、ある程度関心がある)市民の割合 | 69.5 (2019年) | 80.0 | 地域福祉アンケート ¹⁶ |
| | ボランティア活動への参加意向がある(何らかの活動に参加したい、関心はあるが参加する機会がない)市民の割合 | 54.4 (2019年) | 70.0 | 地域福祉アンケート |
| | ボランティア活動・助け合い活動に参加している・したことがある市民の割合 | 29.1 (2019年) | 50.0 | 地域福祉アンケート |
| 基本目標2 生きづらさやリスクを抱える人を早期に必要な支援につなげます | 近所との積極的なつきあいがない(会えばあいさつをする程度、ほとんど近所とのつきあいはない、隣近所の顔も知らない)市民の割合 | 35.2 (2019年) | 20.0 | 地域福祉アンケート |
| | 悩みや不安などがあるときに相談する人がいない(誰にも頼みたくない、相談する人がいない)市民の割合 | 2.9 (2019年) | 0.0 | 地域福祉アンケート |
| | 地域福祉の考え方への共感度「虐待を防ぐために地域のつながりが重要」と考える(そう思う/まあそう思う)市民の割合 | 83.4 (2019年) | 95.0 | 地域福祉アンケート |
| 基本目標3 多様な資源をつなげ、重層的なセーフティネットを築きます | 地域福祉の考え方への共感度「ひきこもりやニートは本人だけでなく社会全体の問題」と考える(そう思う/まあそう思う)市民の割合 | 46.1 (2019年) | 60.0 | 地域福祉アンケート |
| | 子育て支援活動への参加状況「子どもの居場所づくりへの協力(子ども食堂など)」(参加している、参加してみたい)市民の割合 | 10.4 (2019年) | 20.0 | 市民意識調査 |
| 基本目標4 多様な主体の参画により、より幸せで安心できる仕組みをつくります | 居住支援協力企業数 | — (2019年) | 増加 | 共生社会推進課 |
| | 就労支援協力企業数 | — (2019年) | 増加 | 共生社会推進課 |
| | 地域づくり活動に参画する法人・企業数 | — (2019年) | 増加 | 共生社会推進課 |

¹⁶ 本計画の策定にあたり実施した調査。計画の中間年を目途に、次期計画の策定に向けて改めて調査を実施し、上記指標の達成状況等を分析する予定。

第4章 施策の展開

基本理念の実現に向け、基本目標を設定し、目標達成に向けて112の個別事業を実施します。

事業区分については、次のとおりです一覧については施策の方向性別に掲載しています。

(補足) 新規…前計画にない本計画から実施する事業 (本計画から掲載する既存事業も含む)
 拡充…計画期間中に制度や箇所等を拡充する予定の事業

| | |
|-------|-------------------------|
| 基本目標1 | 一人ひとりの福祉への意識を深め、行動を広げます |
|-------|-------------------------|

1 福祉のこころの醸成

1-1-1 地域・福祉を知る環境づくり

| 事業区分 | 事業名称 | 担当課 | ページ数 |
|------|----------------------|---------|------|
| 新規 | 理解促進啓発事業(ヘルプマーク等の活用) | 障がい者支援課 | 54 |
| 拡充 | 地域における生涯学習の推進 | 生涯学習課 | 55 |
| 継続 | 心のバリアフリーの推進 | 保健福祉課 | 55 |
| 継続 | 介護保険についての広報事業 | 高齢者支援課 | 56 |
| 継続 | 障がい者に対する講演・講座などの開催 | 障がい者支援課 | 56 |
| 継続 | 子育てガイドブック | 子ども福祉課 | 57 |
| 継続 | いちほら市民大学推進事業 | 生涯学習課 | 57 |
| 継続 | 人権啓発の推進 | 人権・国際課 | 58 |

1-1-2 つながりを育む場づくり

| 事業区分 | 事業名称 | 担当課 | ページ数 |
|-------|----------------------|---------|------|
| 新規/重点 | 社会とのつながりを回復する場づくり | 共生社会推進課 | 58 |
| 新規 | 理解促進啓発事業(イベント開催) | 障がい者支援課 | 59 |
| 継続 | 高齢者の通いの場づくりの推進 | 高齢者支援課 | 59 |
| 継続 | スポーツ・レクリエーションイベントの開催 | スポーツ振興課 | 60 |

2 地域福祉活動に対する支援

1-2 地域福祉活動に対する支援

| 事業区分 | 事業名称 | 担当課 | ページ数 |
|-------|-----------------------|---------|------|
| 新規/重点 | 社会とのつながりを回復する場づくり(再掲) | 共生社会推進課 | 61 |
| 継続 | 小域福祉ネットワークの活動支援 | 共生社会推進課 | 61 |
| 継続 | 生活支援サービスの推進 | 共生社会推進課 | 62 |
| 継続 | 老人クラブ活動助成事業 | 高齢者支援課 | 62 |

第4章 施策の展開

3 人が活躍するための支援

1-3-1 人の活躍を育む支援

| 事業区分 | 事業名称 | 担当課 | ページ数 |
|------|--------------|--------|------|
| 継続 | 看護師等修学資金貸与事業 | 保健福祉課 | 63 |
| 継続 | 看護師等充足対策事業 | 保健福祉課 | 63 |
| 継続 | 男女共同参画の意識づくり | 人権・国際課 | 64 |
| 継続 | 救急救命講習事業 | 警防救急課 | 64 |
| 継続 | 自主防犯組織支援事業 | 危機管理課 | 65 |
| 継続 | 市民防災意識の啓発 | 危機管理課 | 65 |

1-3-2 人の活躍が続く支援(組織化)

| 事業区分 | 事業名称 | 担当課 | ページ数 |
|------|-----------------|---------|------|
| 新規 | いちほらまちづくりサポート事業 | 地域連携推進課 | 66 |
| 新規 | 読書ボランティア人材バンク | 中央図書館 | 66 |
| 拡充 | 放課後児童健全育成事業 | 保育課 | 67 |
| 拡充 | いちほらポイント制度 | 地域連携推進課 | 67 |
| 継続 | シルバー人材センター運営支援 | 高齢者支援課 | 68 |
| 継続 | いちほら健康大使推進事業 | 保健センター | 68 |
| 継続 | 食生活改善推進員の育成 | 保健センター | 69 |
| 継続 | 消防団体制の整備 | 消防総務課 | 69 |

基本目標2

生きづらさやリスクを抱える人を早期に必要な支援につなげます

1 地域で孤立させない取組の強化

2-1-1 地域の気づきの促進

| 事業区分 | 事業名称 | 担当課 | ページ数 |
|-------|-------------------------|---------|------|
| 新規/重点 | 地域生活課題への対応に向けた連携調整機能の強化 | 共生社会推進課 | 70 |
| 新規 | フレイル予防事業 | 保健センター | 71 |
| 新規 | 地区防災計画策定支援事業 | 危機管理課 | 71 |
| 継続 | 避難行動要支援者への対応 | 危機管理課 | 72 |
| 拡充 | 平時の見守りと災害時の避難支援の連携 | 共生社会推進課 | 72 |
| 拡充 | 多文化共生事業(社会参加の促進) | 人権・国際課 | 73 |
| 継続 | 子育て家庭支援員活動事業 | 子ども福祉課 | 73 |
| 継続 | 町会活動支援事業 | 地域連携推進課 | 74 |
| 継続 | 町会集会施設整備事業 | 地域連携推進課 | 74 |

2-1-2 身近な相談機能の充実

| 事業区分 | 事業名称 | 担当課 | ページ数 |
|------|------------------|---------|------|
| 拡充 | 自殺対策の推進 | 保健センター | 75 |
| 継続 | 障がい者地域生活相談支援事業 | 障がい者支援課 | 75 |
| 継続 | ひとり親家庭等の生活に関する相談 | 子ども福祉課 | 76 |
| 継続 | 市民相談事業 | 広聴相談課 | 76 |
| 継続 | 防災情報の迅速な提供 | 危機管理課 | 77 |
| 継続 | 子ども・若者総合相談窓口 | 生涯学習課 | 77 |

2 寄り添い支えていく取組の強化

2-2-1 各分野での支援の強化

| 事業区分 | 事業名称 | 担当課 | ページ数 |
|------|-------------------|-------------|------|
| 新規 | 教育資金利子補給事業 | 教育総務課 | 78 |
| 新規 | 保育所等訪問支援 | 発達支援センター | 79 |
| 継続 | 家庭児童相談 | 子ども福祉課 | 79 |
| 継続 | ファミリー・サポート・センター事業 | 子ども福祉課 | 80 |
| 継続 | 児童発達支援事業 | 発達支援センター | 80 |
| 継続 | 障がい児の早期発見 | 発達支援センター | 81 |
| 継続 | 地域子育て支援拠点事業 | 保育課 | 81 |
| 継続 | 障がい児保育 | 保育課 | 82 |
| 継続 | 保育所等における子育て支援事業 | 保育課 | 82 |
| 継続 | 保育所等の園庭開放 | 保育課 | 83 |
| 継続 | 消費生活相談事業 | 商工業振興課 | 83 |
| 継続 | 小中学校就学援助事業 | 学校教育課、学校保健課 | 84 |
| 継続 | 粗大ごみ等のふれあい収集 | 福増クリーンセンター | 84 |

2-2-2 切れ目のない相談体制の構築

| 事業区分 | 事業名称 | 担当課 | ページ数 |
|-------|--------------------------|-------------|------|
| 新規/重点 | 福祉総合相談センターの整備 | 共生社会推進課 | 85 |
| 拡充 | 生活困窮者支援の推進 | 共生社会推進課 | 85 |
| 拡充 | 出産前後家事サポート事業 | 子ども福祉課 | 86 |
| 継続 | 母子保健に関する各種健診、講座、相談、訪問事業等 | 子育てネウボラセンター | 86 |
| 継続 | 在宅医療と介護の連携の推進 | 共生社会推進課 | 87 |

第4章 施策の展開

3 権利擁護体制の充実

2-3 権利擁護体制の充実

| 事業区分 | 事業名称 | 担当課 | ページ数 |
|------|--------------------|----------------|------|
| 新規 | 成年後見支援センターの整備 | 共生社会推進課 | 88 |
| 継続 | 成年後見制度利用支援事業 | 高齢者支援課、障がい者支援課 | 89 |
| 継続 | 介護相談員派遣事業 | 高齢者支援課 | 89 |
| 継続 | 高齢者虐待防止の推進 | 共生社会推進課 | 90 |
| 継続 | 障がい者虐待防止・相談支援体制の推進 | 障がい者支援課 | 90 |
| 継続 | 児童虐待防止体制の充実 | 子ども福祉課 | 91 |
| 継続 | 人権の擁護と救済(DV対策) | 人権・国際課 | 91 |
| 継続 | 人権の擁護と救済(人権相談) | 人権・国際課 | 92 |

4 庁内連携体制の構築

2-4 庁内連携体制の構築

| 事業区分 | 事業名称 | 担当課 | ページ数 |
|------|------------------|---------|------|
| 新規 | 市原市地域共生社会推進会議の開催 | 共生社会推進課 | 93 |
| 新規 | 庁内相談担当職員人材育成研修 | 共生社会推進課 | 93 |

基本目標3

多様な資源をつなげ、重層的なセーフティネットを築きます

1 地域支援ネットワークの構築

3-1 地域支援ネットワークの構築

| 事業区分 | 事業名称 | 担当課 | ページ数 |
|------|--------------------|---------|------|
| 新規 | ひきこもり支援ネットワークの構築 | 共生社会推進課 | 94 |
| 新規 | 地域(こども)食堂ネットワークの構築 | 共生社会推進課 | 94 |
| 継続 | こども110番の家 | 生涯学習課 | 95 |
| 継続 | 青少年育成団体の支援 | 生涯学習課 | 95 |
| 継続 | 地域ぐるみの青少年健全育成 | 生涯学習課 | 96 |

2 分野横断的な連携の促進

3-2 分野横断的な連携の促進

| 事業区分 | 事業名称 | 担当課 | ページ数 |
|------|-----------------|---------|------|
| 新規 | 企業と連携した市民活動促進事業 | 地域連携推進課 | 97 |
| 新規 | 市原市相談機関連絡会の充実 | 共生社会推進課 | 98 |
| 新規 | 多分野連携研修の実施 | 共生社会推進課 | 98 |
| 継続 | 救急医療体制整備事業 | 保健福祉課 | 99 |
| 継続 | 健康・医療相談ダイヤル24事業 | 保健福祉課 | 99 |

基本目標4

多様な主体の参画により、より幸せで安心できる仕組みをつくります

1 自分らしく暮らすための生活基盤の安定

4-1-1 生活環境の向上(住まい・仕事・健康)

| 事業区分 | 事業名称 | 担当課 | ページ数 |
|------|---------------------|---------|------|
| 新規 | 住宅確保要配慮者への居住支援 | 共生社会推進課 | 100 |
| 新規 | 農福連携の促進 | 障がい者支援課 | 101 |
| 新規 | 農福連携の推進 | 農林業振興課 | 101 |
| 新規 | 職業相談の実施 | 商工業振興課 | 102 |
| 継続 | 情報伝達装置給付事業 | 障がい者支援課 | 102 |
| 継続 | グループホームの利用促進 | 障がい者支援課 | 103 |
| 継続 | 成人保健に関する各種がん検診 | 保健センター | 103 |
| 継続 | 予防接種 | 保健センター | 104 |
| 継続 | 生活習慣病予防等健康教育・健康相談事業 | 保健センター | 104 |
| 継続 | 歯と口腔の健康診査事業 | 保健センター | 105 |
| 継続 | 健康づくり普及・啓発事業 | 保健センター | 105 |

第4章 施策の展開

4-1-2 生活環境の向上(まち・交通・道路)

| 事業区分 | 事業名称 | 担当課 | ページ数 |
|------|-----------------------|---------|------|
| 新規 | 観光地おもてなし事業(ハード) | 観光振興課 | 106 |
| 継続 | 福祉カー貸出事業 | 障がい者支援課 | 106 |
| 継続 | 福祉タクシー乗車券の交付 | 障がい者支援課 | 107 |
| 継続 | コンパクトシティ形成推進事業 | 拠点形成推進課 | 107 |
| 継続 | 公共交通特定事業 | 交通政策課 | 108 |
| 継続 | 交通安全啓発事業 | 地域連携推進課 | 108 |
| 継続 | 道路特定事業 | 土木管理課 | 109 |
| 継続 | 市原市建築物特定事業 | 建築指導課 | 109 |
| 継続 | 千葉県福祉のまちづくり条例の適合施設の普及 | 建築指導課 | 110 |
| 継続 | 都市公園のバリアフリー化の推進 | 公園緑地課 | 110 |
| 継続 | 公園愛護活動推進事業 | 公園緑地課 | 111 |
| 継続 | 総合型地域スポーツクラブ育成事業 | スポーツ振興課 | 111 |
| 継続 | 地区運動広場トイレ水洗化事業 | スポーツ振興課 | 112 |

2 多様な福祉ニーズの対応

4-2-1 家族介護者への支援

| 事業区分 | 事業名称 | 担当課 | ページ数 |
|------|--------------------|---------|------|
| 新規 | 家族介護者への支援(全体調整) | 共生社会推進課 | 113 |
| 新規 | 障がい者等家族介護者のレスパイト事業 | 障がい者支援課 | 114 |
| 継続 | 病児保育事業 | 保育課 | 114 |
| 継続 | 認知症施策の推進 | 共生社会推進課 | 115 |

4-2-2 社会福祉法人との連携

| 事業区分 | 事業名称 | 担当課 | ページ数 |
|------|-------------------|---------|------|
| 新規 | 社会福祉法人の公益的な取組との連携 | 共生社会推進課 | 115 |

事業個票の見方

| | | | | | |
|---------|----|-------------------|-------------|-------------|---|
| 事業名 | | | | 事業区分 | 1 |
| 担当課 | 2 | | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | | | | |
| | 内容 | | | | |

| 項目 | 説明 | |
|--------------|----|--|
| 1 事業区分 | 新規 | 前計画にない本計画から実施する事業です。 (本計画から掲載する既存事業も含まれます) |
| | 拡充 | 計画期間中に制度や箇所等を拡充する予定の事業です。 |
| | 継続 | 上記区分以外の前計画から継続して実施する事業です。 |
| 2 事業内容 | 目的 | 上段は、事業の対象を記載しています。 下段は、対象をどのような状態にしたいのかを記載しています。 |
| | 手段 | 目的を実現するために何をするかを記載しています。 |
| 3 事業実施の計画 | 進捗 | 計画期間(6年間)を「短期」「中期」「長期」に分けて記載しています。 なお、既存事業も、本計画の初年度は「実施」と記載しています。 |
| | 内容 | 計画期間中にどのような取組を行うのかを記載しています。 なお、取組内容については、毎年度、市総合計画実行計画の策定過程において、社会情勢の変化等を踏まえ、必要な見直しを行うこととします。 |

基本目標

1

一人ひとりの福祉への意識を深め、
行動を広げます

1 福祉のこころの醸成

一人ひとりが、自分・家族の住む地域福祉について知り、意識や関心を高めて、自分ごととして福祉を捉えることができるよう、情報発信、参加や交流の場づくり等の取組を進めます。

情報発信にあたっては、従来の紙媒体をはじめ、インターネットや講座等、様々な手段や機会を用いて、情報機器を活用できない方への配慮や心のバリアフリーを心がけながら、受け手に合わせた手段を選び、必要な人に必要な情報を行きわたらせます。

また、イベントや講座については、参加しやすい日時の設定、様々な担い手との共催など、運営面での工夫を進め、福祉の大切さを理解してもらう機会を充実します。

主な取組

1-1-1 地域・福祉を知る環境づくり

| | | | | |
|---------|----------------------|---|-------------|-------------|
| 事業名 | 理解促進啓発事業（ヘルプマーク等の活用） | | 事業区分 | 新規 |
| 担当課 | 障がい者支援課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>（対象） 市民、事業者等</p> <p>（どのような状態にしたいか） 日頃支援を必要とする人や、生きづらさや悩みを抱えている人に対する理解、意識の醸成を図り、差別や偏見をなくすことを目指します。</p> | | |
| | 手段 | <p>（目的を実現するために何をするか） 周囲の援助を得やすくなるよう考案された「ヘルプマーク」などを公共施設やイベント等において配付し、活用を図ります。ポスター・DVDによる啓発、事業者への働きかけ等を継続的に行います。</p> | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ヘルプマーク・ヘルプカード、受診サポート手帳の配付 広報等への掲載、啓発ポスターの掲示 小中学校向け障がい者啓発用DVD教材の貸出 | | |

| | | | | | |
|---------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 地域における生涯学習の推進 | | 事業区分 | 拡充 |
| 担当課 | | 生涯学習課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) すべての市民 (どのような状態にしたいか) 地域共生社会の実現に必要な知識・手法を取得する学びの場を提供します。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 公民館主催事業、生涯学習出前講座「おでかけくん」、生涯学習サポートバンク「まちのせんせい」の実施により、希望する団体へ講師を派遣します生涯学習の推進を図ります。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | ・地域課題に対応した公民館主催事業の実施と世代間交流ができる場の提供 ・生涯学習出前講座「おでかけくん」86講座 ・生涯学習サポートバンク「まちのせんせい」講師登録47人 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 心のバリアフリーの推進 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 保健福祉課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 市職員、公共施設を管理する職員 (どのような状態にしたいか) 各施設において、何らかの困難を抱える高齢者や障がい者が安心・安全に利用できるよう支援ができるようにする。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 利用者特性に応じた施設毎の対応ハンドブックを作成します。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 検討・作成 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | 利用者特性に応じた施設毎のハンドブック作成のため、掲載内容を検討し、作成する。 | | | |

第4章 施策の展開

| | | | | | |
|----------------|-----------|--|--------------------|--------------------|----|
| 事業名 | | 介護保険についての広報事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 高齢者支援課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 市民、ケアマネジャー | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 介護保険の利用その他全般に関する情報や相談できることを広く周知します。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 介護保険パンフレット、介護サービス事業者ガイドブックを作成し配布します。 市ウェブページに介護保険事業者一覧や介護保険給付状況等を掲載します。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | 市ウェブページや介護保険のパンフレット、介護サービス事業者ガイドブックによる情報提供 | | | |

| | | | | | |
|----------------|-----------|--|--------------------|--------------------|----|
| 事業名 | | 障がい者に対する講演・講座などの開催 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 障がい者支援課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 市民 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 障がいに対する理解や知識を深めます。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 「こころの健康がわかる勉強会」や「精神保健福祉フェスタ」等の講演、イベントを開催し、精神疾患に関する正しい知識と理解を広く市民に周知します。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・「こころの健康がわかる勉強会」の開催 ・精神保健福祉フェスタの実施 | | | |

| | | | | | |
|-------------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 子育てガイドブック | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 子ども福祉課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 子育て中の保護者等 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 子育て中の保護者や支援者等への適切な情報提供を行います。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 子育てガイドブックを作成し配布します。 | | | |
| 事業実施の 計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育てガイドブックの作成・配布・最新情報への更新 ・希望者や関係者への配布 | | | |

| | | | | | |
|-------------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | いちほら市民大学推進事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 生涯学習課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) いちほら市民大学受講生 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 地域共生社会の実現に必要な人材の育成を図ります。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 学んだ成果を活かして地域課題の解決に向けた活動に取り組む人材の育成を推進します。また、卒業生が学んだ成果を地域等で発揮できるよう、情報提供等の必要な支援を行います。 | | | |
| 事業実施の 計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・基礎講座16回 ・専門講座8コース(各10回程度) ・教養講座7講座(各5回程度) | | | |

第4章 施策の展開

| | | | | | |
|---------|---------|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | 人権啓発の推進 | | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | 人権・国際課 | | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 市民 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 人権意識の高揚、人権尊重の理解促進を図ります。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 1 講演会を実施します 2 人権擁護委員による人権教室を実施します | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権・男女共同参画フォーラムの実施 ・人権擁護委員による、DVD鑑賞、紙芝居などを使用した人権教育の実施 | | | |

1-1-2 つながりを育む場づくり

| | | | | | |
|---------|-------------------|---|-------------|-------------|-------|
| 事業名 | 社会とのつながりを回復する場づくり | | | 事業区分 | 新規/重点 |
| 担当課 | 共生社会推進課 | | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 地域や社会とのつながりが弱い人・世帯 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 本人の希望などを踏まえながら、地域における人や社会とのつながり・参加できる環境を整えます。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 社会とのつながりを回復する場を整備する団体に対して、補助金を交付します。市は団体と連携して、地域社会とのつながりの回復に向けた支援を実施します。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 準備・実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付要綱の制定 ・申請受付、審査会の開催、選定等 ・申請受付、審査会の開催、選定 ・支援に向けた調整 | | | |

| | | | | | |
|------|---------|--|-------------|-------------|-------------|
| 事業名 | | 理解促進啓発事業（イベント開催） | | 事業区分 | 新規 |
| 担当課 | | 障がい者支援課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | （対象） 市民 （どのような状態にしたいか） 障がいのある人への関心と理解を深めます。 | | | |
| | 手段 | （目的を実現するために何をするか） 障がい者理解を促すための啓発イベントを開催します。 | | | |
| | 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあい福祉フェスタ <ul style="list-style-type: none"> …障がい者団体等の製品販売、作品展示、各種ステージイベント等 ・ 障がい者週間啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> … 啓発のぼり旗の設置等 ・ 精神保健福祉フェスタ <ul style="list-style-type: none"> … 精神障がい等をテーマにした著名人・有識者による講演等 ・ パラスポーツの普及 <ul style="list-style-type: none"> … 市主催イベント等におけるパラスポーツ体験会・研修会など | | | |

| | | | | | |
|------|---------|---|-------------|-------------|-------------|
| 事業名 | | 高齢者の通いの場づくりの推進 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 高齢者支援課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | （対象） 高齢者 （どのような状態にしたいか） 健康体操等の実践を通じて介護予防の推進を図ります。 | | | |
| | 手段 | （目的を実現するために何をするか） 住民が主体となって地域の高齢者が気軽に通うことができる通いの場を週1回程度実施する団体に対して、補助金を交付し、運営を支援します。 | | | |
| | 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民主体の通いの場事業の実施団体に対する補助金の交付 | | | |

第4章 施策の展開

| | | | | |
|-------------|----|---|-------------|-------------|
| 事業名 | | スポーツ・レクリエーションイベントの開催 | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | スポーツ振興課 | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 市民 | | |
| | | (どのような状態にしたいか) スポーツを通じて、多様な人との交流の場を提供します。 | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 市民体育祭、スポーツレクリエーション祭、ウォーキングイベントを開催します。 | | |
| 事業実施の 計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 |
| | 内容 | イベントの開催 ・市民体育祭の開催 ・スポーツ・レクリエーション祭 ・ウォーキングイベント | | |

2 地域福祉活動に対する支援

市民一人ひとりが、自身のライフステージやライフスタイル、福祉への意識・関心に応じて活動に参加できるよう、多様な参加の機会の提供、コーディネートなどの支援に取り組みます。

主な取組

1-2 地域福祉活動に対する支援

| | | | | |
|---------|-----------------------|--|-------------------------------|-------------|
| 事業名 | 社会とのつながりを回復する場づくり（再掲） | | 事業区分 | 新規/重点 |
| 担当課 | 共生社会推進課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | （対象） 地域や社会とのつながりが弱い人・世帯 （どのような状態にしたいか） 本人の希望などを踏まえつつ、地域における人や社会とのつながり・参加できる環境を整えます。 | | |
| | 手段 | （目的を実現するために何をするか） 社会とのつながりを回復する場を整備する団体に対して、補助金を交付します。市は団体と連携して、地域社会とのつながりの回復に向けた支援を実施します。 | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 短期（令和3・4年度） | 短期（令和3・4年度） |
| | 進捗 | 準備・実施 | 継続 | 継続 |
| | 内容 | ・補助金交付要綱の制定 ・申請受付、審査会の開催、選定等 | ・申請受付、審査会の開催、選定等 ・支援に向けた調整 | |

| | | | | |
|---------|-----------------|---|---|-------------|
| 事業名 | 小域福祉ネットワークの活動支援 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | 共生社会推進課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | （対象） 小域福祉ネットワーク （どのような状態にしたいか） 地域生活課題の把握とその解決に向けた継続的な取組を支援します。 | | |
| | 手段 | （目的を実現するために何をするか） 市社会福祉協議会と連携して必要な支援を実施します。また、課題を抱える方・世帯への気づきを促進するため、講演会の開催、専門職との連携を進めます。 | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） |
| | 進捗 | 実施・検討 | 実施 | 継続 |
| | 内容 | ・補助金の交付 ・講演会の実施 ・専門職との連携方法についての検討 | ・補助金の交付 ・講演会の実施 ・専門職との効果的な連携の実施（ケース会議等） | |

第4章 施策の展開

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 生活支援サービスの推進 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 共生社会推進課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 高齢者 (どのような状態にしたいか) 日常生活上の困りごとを抱える高齢者が、その人らしい暮らしを住み慣れた地域で続けていけるため、生活支援・介護予防サービスにつながるよう目指します。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 「生活支援コーディネーター」（資源開発やネットワーク構築、ニーズと資源のマッチングを実施）を配置します。 「協議体」（地域の関係者の定期的な情報共有及び連携強化の場で、生活支援コーディネーターのサポートを実施）を設置します。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネーターの配置、協議体の設置 ・ 地域資源・ニーズの把握、不足する生活支援の創出、担い手の養成等 ・ 地域の生活支援関係者のネットワーク構築 ・ 地域の困りごとと生活支援サービスの結び付け | | | |

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 老人クラブ活動助成事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 高齢者支援課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 老人クラブ、老人クラブ連合会 (どのような状態にしたいか) 老人クラブ等の活動を円滑にして、老人福祉の増進を図ります。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 老人クラブ等の活動、運営費等に対し補助金を交付します。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人クラブ等への補助金交付 | | | |

3 人が活躍するための支援

非常時や緊急時をはじめ、地域の様々な活動で活躍できる人材の育成や、人材を継続的に育成するための組織づくりの支援を行います。

主な取組

1-3-1 人の活躍を育む支援

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 看護師等修学資金貸与事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 保健福祉課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 看護師・准看護師 (どのような状態にしたいか) 市内に就業する看護師等数の増加を目指します。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 看護師等の養成所等に在学し、卒業後、市内において看護師等の業務に従事する人に対し、修学資金を貸与します。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | ・就学資金の貸与 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 看護師等充足対策事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 保健福祉課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 看護師等の養成所 (どのような状態にしたいか) 市内における看護師等の従事者増に向けた養成所の安定した運営を支援します。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 看護師等充足対策事業補助金を交付します。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | ・補助金の交付 | | | |

第4章 施策の展開

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 男女共同参画の意識づくり | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 人権・国際課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 市民 (どのような状態にしたいか) 男女共同参画社会の実現を目指します。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) フォーラムや各種セミナー開催による意識啓発を行います。また、情報誌により啓発や周知を図ります | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権・男女参画フォーラム ・男女共同参画セミナー ・ポジティブアクションセミナー ・男女共同参画情報誌「PRISM（プリズム）」 ・女性のチャレンジ支援セミナー | | | |

| | | | | | |
|---------|----|---|--|---|----|
| 事業名 | | 救急救命講習事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 警防救急課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 10歳以上の市原市在住、在勤、在学生 (どのような状態にしたいか) より多くのバイスタンダーを育成し、救命率の向上を図ります。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) コロナ禍において、参加人員等の制限があることから、従前実施する方法を見直し、講習回数を増やし参加人員の増加を図り講習を実施します。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 救命講習の受講者の増加 | バイスタンダーの増加 | 救命率の向上 | |
| | 内容 | 救命講習の開催回数の増加、ホームページやSNSを活用した積極的広報を実施し受講者を増加する | 救命講習の開催回数を増加、ホームページやSNSを活用した積極的広報を実施し、バイスタンダーの育成を行う。 | 救命講習の開催回数の増加、ホームページやSNSを活用した積極的広報を実施し受講者を増加し、救命率の向上を図る。 | |

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 自主防犯組織支援事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 危機管理課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>自主防犯組織</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>地域防犯力の向上を目指します。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>自主防犯組織への支援として、防犯パトロール資機材の貸与、青色防犯パトロール事業に対する補助金交付を実施します</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・防犯パトロール用資機材貸与団体数 95団体 ・青色防犯パトロール補助金 補助団体数 12団体、対象台数 54台 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 市民防災意識の啓発 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 危機管理課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>市民</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>おでかけくん等を通じて地域の災害リスクを市民に周知することで、市民の防災意識が向上し、地域防災力の強化へと繋がります。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>おでかけくんを通じて、町会や自主防災組織等に対して防災意識の向上を図ります。また、自主防災組織への支援として、防災資機材の購入や訓練に対する補助金交付を実施します。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・おでかけくん実施回数:30回 ・自主防災組織補助金交付団体数:50団体 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|--|---------------|-------------|----|
| 事業名 | | 放課後児童健全育成事業 | | 事業区分 | 拡充 |
| 担当課 | | 保育課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>小学生（1～6年生）</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>保護者が利用したいときに、いつでも入所できる放課後児童クラブを目指します。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>令和6年度までに新たに10程度の支援の単位（クラス）新設又は拡充することにより待機児童を解消します。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 7支援の単位の新設又は拡充 | 3支援の単位の新設又は拡充 | 継続 | |
| | 内容 | 児童推計、需要動向等を考慮し、待機児童の発生の見込まれる小学校について、教育施設課や学校現場と協議し、支援の単位を整備する。 | | | 未定 |

| | | | | | |
|---------|----|--|--|-------------|----|
| 事業名 | | いちはらポイント制度 | | 事業区分 | 拡充 |
| 担当課 | | 地域連携推進課（地域連携推進室） | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>市原市民、市内で活動する関係人口</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>市民の地域活動への参加を後押しし、地域のつながりの創出、ひいては健康寿命の延伸、地域経済の活性化等につなげる。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>いちはらポイント制度を電子化し、市の主催事業や通いの場等の対象事業の参加者に加え、町会等の市民活動団体等の活動へポイント対象を拡大します。また、制度協力店舗で利用可能とするなど、市、市民、活動団体及び市内商店・飲食店等が一体となった公民連携による制度を構築します。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 制度の運用（紙制度から電子化制度へ切替） | 実施（電子化） | 継続 | |
| | 内容 | 令和3年度電子化制度開始・紙制度並行運用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の運用・管理 ・ 対象事業の見直し ・ ICTシステムの管理 | | |

第4章 施策の展開

| | | | | | |
|------|---------|--|-------------|-------------|-------------|
| 事業名 | | シルバー人材センター運営支援 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 高齢者支援課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>公益社団法人市原市シルバー人材センター</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>定年退職後等の高齢者に対して、就業の機会を確保し、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図るため、センターの安定的な運営を支援します。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>センターの運営費に対して補助金及び貸付金を交付します。</p> | | | |
| | 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | ・補助金・貸付金の交付 | | | |

| | | | | | |
|------|---------|---|-------------|-------------|-------------|
| 事業名 | | いちはら健康大使推進事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 保健センター | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>市民</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>いちはら健康大使が主体となって、地域の健康づくりを担うことにより、市民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指します。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>いちはら健康大使をいちはら市民大学で育成します。任命後は、研修会等を通じ、いちはら健康大使が中心となる健康づくり活動をサポートします。</p> | | | |
| | 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・いちはら市民大学「いちはら健康大使コース」 (定員20名、年1回、全12回程度) ・いちはら健康大使研修会(年1回) ・いちはら健康大使活動報告会(年1回) ・いちはら健康大使代表者会議 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 食生活改善推進員の育成 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 保健センター | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 食生活改善推進員（食を通じた健康づくりのボランティア） | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 地域で生涯を通じた食育、健康づくりの普及推進を図るため、食生活改善推進員の人材を確保します。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 新規養成講座（隔年）、リーダー養成講座（毎年）を実施します。 また、2年毎に市原市食生活改善推進員として委嘱します。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規養成講座の実施 ・リーダー養成講座の実施既存の推進員及び新規修了者の委嘱 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 消防団体制の整備 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 消防総務課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 病気や一人暮らしの高齢者等、自力では避難が困難な地域住民（災害弱者） | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 地域防災力の向上を図ることで、災害時の円滑な避難支援につなげます。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の資質向上として教育機関の派遣や訓練及び研修会の開催 ・老朽化した消防団車両の更新 ・充実強化として装備の更新及び導入 ・団員の加入促進 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・県消防学校で行われる教育機関への派遣入校、訓練及び研修会開催 ・SNSやホームページによる活動PR、団員募集ポスター作成等の広報活動 ・車両の更新、装備の導入 | | | |

基本目標

2

生きづらさやリスクを抱える人を
早期に必要な支援につなげます

1 地域で孤立させない取組の強化

課題を抱える人や世帯が孤立しないよう、身近な地域での理解の促進、見守り活動などによる「気づき」を促進します。また、地域での「気づき」を、本人が必要とする支援にしっかりとつなぐための相談機能の充実を図ります。

具体的には、町会をはじめとした地域の日ごろからの連携・協力による体制づくりを進め、複雑な事情を抱えながらも相談する相手がなく孤立してしまう状況を防ぐため、住民と専門職等とがつながることのできる体制を充実します。

主な取組

2-1-1 地域の気づきの促進

| | | | | |
|---------|----------------------|---|----------------------------------|-------------|
| 事業名 | 福祉課題の解決に向けた連携調整機能の強化 | | 事業区分 | 新規/重点 |
| 担当課 | 共生社会推進課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 生活困窮者をはじめとする支援が必要な人 (どのような状態にしたいか) 地域とのつながりを確保するためのインフォーマル活動を活性化し、課題の未然防止や早期発見を図ります。 | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 担い手の発掘・育成のため、これまで地域活動への参加が少なかった世代への働きかけを行います。社会福祉法人、民間企業等と地域の人たちが連携して、共に支え合う取組を進めます。 | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) |
| | 進捗 | 検討 | 実施 | 継続 |
| | 内容 | 地域における資源と活動の把握、関係性の構築 | 地域課題の解決に向けた地域の多様な主体による連携・サービスの提供 | |

| | | | | |
|---------|----------|--|-------------|-------------|
| 事業名 | フレイル予防事業 | | 事業区分 | 新規 |
| 担当課 | 保健センター | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 60歳以上の市民 (どのような状態にしたいか) 健康長寿の3つの柱である「栄養（食・口腔機能）」「運動」「社会参加」を三位一体として包括的に支援し、健康長寿のまちづくりを目指します。 | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) フレイルの兆候をチェックし、より早く自分の状態に気づき、早めに予防することで要介護状態になるまでの期間を延ばします。 また、市民サポーターを育成し、サポーターも活動を通じて自分の健康づくりにつながるよう支援します。 | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・フレイルチェック講座の実施 ・フレイルサポーター養成講座の実施（令和3年度、令和5年度、令和7年度） ・フレイルサポーター研修会の実施 ・フレイル予防の周知啓発 ・フレイルサポーター活動支援 ・フレイル予防講演会の実施（令和4年度、令和6年度、令和8年度） | | |

| | | | | |
|---------|--------------|---|---|---|
| 事業名 | 地区防災計画策定支援事業 | | 事業区分 | 新規 |
| 担当課 | 危機管理課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 地区防災計画の策定及び活動に取り組む地区 (どのような状態にしたいか) 人命、財産を守るために特に必要とされる「共助」の内容を定める「地区防災計画」を、市内小学校区の全ての地区において、策定される状態を目指します。 | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) より多くの住民の意見を反映した実効性の高い計画とするため、地域で活動している多様な方々の参加により計画を策定します。また、策定過程において、参加者が議論を積み重ね、自分たちの計画とすることができるよう、勉強会やワークショップを主体とした計画策定を推奨します。 | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の支援（13地区） ・計画策定済の地区への活動支援（20地区） | <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の支援（10地区） ・計画策定済の地区への活動支援（30地区） | <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の支援（10地区） ・計画策定済の地区への活動支援（40地区） |

第4章 施策の展開

| | | | | | |
|---------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 避難行動要支援者への対応 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 危機管理課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 災害時に一人で避難することができない市民（避難行動要支援者） (どのような状態にしたいか) 災害時に、地域の協力により、安否確認や避難支援を行います。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 地域と市（関係部署含む）との連携・協働により、個々の要支援者の特性や実態に応じた個別計画の作成に取り組んでいくとともに、防災訓練等を通じてその実践化を図ります。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | 避難行動要支援者名簿（平常時用）を避難支援等関係者（町会・民生委員）に配付、個々の要支援者の特性や実態に応じた個別計画の作成 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|--|---------------------------|-------------|----|
| 事業名 | | 平時の見守りと災害時の避難支援の連携 | | 事業区分 | 拡充 |
| 担当課 | | 共生社会推進課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 高齢者、障がい者など (どのような状態にしたいか) 平時における安否確認などの見守り活動と災害時の避難支援活動の円滑な連携を目指します。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 安心生活見守り支援事業と避難行動要支援者制度の一体的運用に向けて、事業の実施状況等を踏まえつつ、避難行動要支援者制度の所管替えなど、地域における支え合い・助け合いの取組が円滑に進むような事業見直しを進めます。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 検討 | 実施 | 実施 | |
| | 内容 | 見直し方針の設定 | 方針に基づく事業改善 地域の関係者への説明等 | 事業の実施 | |

| | | | | | |
|------|---------|---|-------------|-------------|-------------|
| 事業名 | | 多文化共生事業（社会参画の促進） | | 事業区分 | 拡充 |
| 担当課 | | 人権・国際課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>（対象） 外国人市民</p> <p>（どのような状態にしたいか） 言葉の壁による問題の解消等、外国人市民が安心して暮らせる環境を図ります。</p> | | | |
| | 手段 | <p>（目的を実現するために何をするか） 外国語による相談の実施や行政情報の多言語化等を実施し、多文化共生社会の推進を図ります。</p> | | | |
| | 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・市役所窓口における多言語電話通訳（英語、中国語、韓国語等18言語対応） ・外国語による相談を実施（英語、スペイン語、ポルトガル語対応） ・多文化共生キーパーソン等による行政情報の多言語化や各種イベント、多文化共生講座実施 | | | |

| | | | | | |
|------|---------|--|-------------|-------------|-------------|
| 事業名 | | 子育て家庭支援員活動事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 子ども福祉課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>（対象） 概ね生後4か月児のいる家庭、または転入してきた1歳未満児のいる家庭（乳児家庭全戸訪問事業）</p> <p>（どのような状態にしたいか） 乳児家庭全戸訪問事業や親子のふれあいを目的とした事業（こどもフェスタなど）を通じて、地域の中で子どもを健やかに育成できる環境整備を図ります。</p> | | | |
| | 手段 | <p>（目的を実現するために何をするか） 乳児家庭全戸訪問事業では、全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育て家庭の孤立化を防ぐため居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、専門的な支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結び付けます。 また、子育て家庭支援員協議会事業として、市内の子育て家庭全般を対象とした、親子のふれあいを目的とした事業（こどもフェスタなど）を行います。</p> | | | |
| | 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <p>市の委託事業として、概ね生後4か月児のいる家庭を全戸訪問し、子育て支援冊子「赤ちゃんが喜ぶ ふれあい遊びBOOK」を配布するとともに、子育て相談に関する関係機関への取り次ぎ等を行う。</p> | | | |

第4章 施策の展開

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 町会活動支援事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 地域連携推進課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 町会等 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 町会や自治会などの地域活動に参加した市民の割合の増加を目指します。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 行政協力交付金の継続交付とともに、安心・安全なまちづくりのため、町会長連合会と協働し、町会加入世帯数向上などの地域課題の解決に向けた意見交換を実施します。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・未来創生ミーティング12会場(各地区会) ・行政協力交付金交付520町会 ・視察研修出席(町会長連合会 1回、各地区町会長会 8回) | | | |

| | | | | | |
|---------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 町会集会施設整備事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 地域連携推進課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 町会等 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 町会や自治会などの地域活動に参加した市民の割合の増加を目指します。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 町会が設置・管理する集会施設の整備に係る費用の一部を補助します。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・新築 1件 10,000千円 ・修繕 10件 8,000千円 ・緊急修繕 500千円 <p>※前年度に申請受付分の整備事業に対する補助。 ※件数は見込み。</p> | | | |

2-1-2 身近な相談機能の充実

| | | | | | |
|---------|---------|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | 自殺対策の推進 | | | 事業区分 | 拡充 |
| 担当課 | 保健センター | | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 市民 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) いちほら健倅まちづくりプラン（自殺対策計画）を改訂し、関係機関や庁内の連携を強化します。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパーの養成 ・メンタルチェックシステム「こころの体温計」の運用 ・相談窓口の周知 ・自殺対策庁内会議の開催 ・自殺対策ワークショップの開催 | | | |

| | | | | | |
|---------|----------------|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | 障がい者地域生活相談支援事業 | | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | 障がい者支援課 | | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 障がい者 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化、権利擁護・虐待の防止等について、ニーズ等に応じた体制整備を図ります。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 障がい（身体・知的・精神）の専門性を有する職員を配置した、基幹相談支援センターによる相談支援を実施します。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門性を持つ法人により、主に障がい別の相談支援を実施。 ・複数障がい、他施策への対応は障がい者支援課が多機関と連携して対応。 | | | |

第4章 施策の展開

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | ひとり親家庭等の生活に関する相談 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 子ども福祉課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 20歳未満の子どもを養育する母子・父子家庭。過去に子どもを養育しその子どもが20歳を過ぎた寡婦 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 母子家庭及び父子家庭の自立のための総合的な支援の充実を目指します。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) ひとり親家庭等の自立支援や養育不安等に対し、母子・父子自立支援員による情報提供及び助言等の相談業務を実施します | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員による相談業務。 ・ハローワークの女性用窓口の案内や就労相談員への紹介等、相談者の問題点や能力に応じた支援方法の提案。 ・母子父子寡婦福祉資金貸付相談・申請受付 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 市民相談事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 広聴相談課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 問題を抱えた市民 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 生活上の悩みごとや困りごとについて、解決の糸口が見つけられるようにする。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 生活上の悩みやトラブルの相談を行う「一般相談」と専門性の高い「特別相談」により、多様化・複雑化する市民ニーズに応えるとともに、市民自ら問題解決に向けて行動できるよう助言や指導を行う、市民相談事業を展開します。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 ・特別相談（法律相談、許認可相談、不動産相談、行政相談、税務相談、住宅（増・改築）相談、人権こまりごと相談、交通事故相談、結婚相談） | | | |

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 防災情報の迅速な提供 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 危機管理課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 市民 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 災害発生時に、より多くの市民が災害情報を得られるようにします。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 災害情報について、情報伝達手段を整備し、市民に広く周知します。 ・市防災行政無線や情報配信メール、市HPやTwitter等 ・浸水想定区域など災害リスクのある場所に居住し、携帯電話等を持たない障がい者等への自動音声によるプッシュ型電話架電サービス、FAXサービス | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 整備・周知 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | ・令和2～3年度(防災行政無線デジタル化整備工事(同報系)完了予定) ・防災行政無線屋外拡声子局 既設59局デジタル化 ・防災行政無線屋外拡声子局 増設32局設置 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 子ども・若者総合相談窓口 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 生涯学習課(青少年指導センター) | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 子ども・若者(39歳まで)または、その家族 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 子ども・若者たちの悩みの解決を目指します。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 学校、家庭、非行問題、ひきこもり、ニート等の様々な相談内容に対して、必要な情報の提供及び助言、適切な専門機関への紹介等を行います。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | ・電話・来所・メールによる、子ども・若者支援に係る相談 ・必要な情報の提供及び助言、適切な専門機関への紹介 | | | |

2 寄り添い支えていく取組の強化

多様化・複雑化する課題に対応するため、子育てや障がい福祉、高齢者福祉などの各分野における寄り添い支えていく取組を強化するとともに、一人ひとりの状況に寄り添った支援の実現に向けて、切れ目のない包括的な支援体制を構築します。

令和3年4月から社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を活用し、福祉総合相談センターを整備します。様々な課題を同時に抱える方・世帯の支援に向けて、関係する支援機関の役割分担の調整や支援の方向性の決定など一体的な支援を行います。

主な取組

2-2-1 各分野での支援の強化

| | | | | | |
|------|------------|--|-------------|-------------|-------------|
| 事業名 | 教育資金利子補給事業 | | | 事業区分 | 新規 |
| 担当課 | 教育総務課 | | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 学校教育法に規定する高等学校、専修学校、大学等において行われる教育を受ける者又はその親族（1年以上市内住基登録、市税完納） (どのような状態にしたいか) 教育を受ける意欲と能力のある方が経済的な理由で修学を断念することがないよう、経済的負担を軽減し、教育の機会均等を図ります。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 入学資金や在学資金等教育に要する資金を必要とする方が日本政策金融公庫の教育資金貸付（国の教育ローン）を利用する場合の返済利子の一部を助成します。 | | | |
| | 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | ・ 利子補給 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 保育所等訪問支援 | | 事業区分 | 新規 |
| 担当課 | | 発達支援センター | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 心身の発達に遅れや不安のある就学前児童 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 心身の発達に遅れや不安のある児童が、集団生活に適応できるよう支援します。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 専門職員が保育所等を訪問し、心身の発達に遅れや不安のある就学前児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | 保育所等訪問支援の実施 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 家庭児童相談 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 子ども家庭総合支援課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 児童、保護者 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 児童の適切な養育、保護者の養育不安の解消を図ります。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 保護者の養育不安等に対し、家庭児童相談員による電話相談、面接相談、家庭訪問等を行います。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | 家庭児童相談員を配置し、相談対応を行う。 ・電話相談 ・面接相談 ・家庭訪問 ・関係機関との連絡調整 | | | |

第4章 施策の展開

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | ファミリー・サポート・センター事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 子ども福祉課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>子育ての援助を必要とする者（利用会員） 子育ての援助を行いたい者（協力会員）</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>子育て家庭の仕事と育児の両立を支援します。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>利用会員と協力会員による保育施設等への送迎や一時預かりなど、地域での子育ての相互援助活動の調整等を行います。また、子育てを地域全体でサポートするため、事業の周知、新規会員募集に努めます。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員による相互援助活動 ・ センターでのアドバイザー業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員の募集、登録など ・ 関係機関や相互援助活動の連絡調整 ・ 協力会員が援助活動に必要な知識を習得するために行う研修会の企画、実施 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 児童発達支援事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 発達支援センター | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>心身の発達に遅れや不安のある就学前児童</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>心身の発達と身辺自立の促進</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>児童の状況に合わせたクラスで少人数の遊びを中心とした集団療育と専門職による個別指導を行います。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | 日常生活における基本動作や集団適応指導、家族支援等を行います。 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 障がい児の早期発見 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 発達支援センター | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>心身の発達に遅れや不安のある児童及び保護者</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>早期発見から早期療育につなげます。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <ul style="list-style-type: none"> 療育相談員を配置し、保護者の不安や悩みの解消を図るとともに、関係機関と連携して必要な支援につなげます(療育相談) 臨床心理士を配置し、幼稚園・保育所等からの依頼に応じて訪問指導します(巡回相談) | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | 児童の発達等に関する相談や保育所等への巡回相談を行う。 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 地域子育て支援拠点事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 保育課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>就学前の親子</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>孤立せず、他の親子と知り合う機会と情報交換の場をつくれます。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>子育て支援センター内で育児相談や講座の実施、子育てサークルの支援を実施します。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | ・私立保育園・認定こども園、公立保育所・認定こども園で、子育てサークルの育成や支援、育児に関する情報交換や講座の開催等 | | | |

第4章 施策の展開

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 障がい児保育 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 保育課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>保育所(園)に入所(園)をしている障がい児及び入所(園)を希望している障がい児</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>教育・保育施設及び地域型保育事業所(家庭的保育事業を除く)における障がい児へのきめ細かな対応と受入枠を拡充します。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市原市障がい児等教育・保育支援委員会」で、入所の適否や処遇について調査審議するとともに、市が運営する保育施設の正規職員を効果的に配置します。 ・民間事業者が運営する保育施設への運営費加算や補助を行うことにより加配要員の雇用に要する経費の一部を補てんし、障がい児の受け入れ枠を拡充します。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・体験入所、児童観察を踏まえて、委員会を開催し、公立保育施設の職員配置を検討。 ・障がい児の在籍施設に対し療育支援加算、障害児保育加算の可否を委員会にて決定。 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 保育所等における子育て支援事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 保育課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>未就学児の保護者</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>育児相談や育児に関する情報提供を行います。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>電話相談等による育児相談を実施します。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターの設置されていない公立保育所・認定こども園・小規模保育事業所において電話相談等による育児相談を実施(9か所) | | | |

| | | | | | |
|---------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 保育所等の園庭開放 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 保育課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>児童</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>保育所(園)、認定こども園に在籍していない児童の遊びの場や同年代の子どもとのふれあいの場を提供します。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>保育所(園)、認定こども園での園庭開放を実施します。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <p>・月曜日から土曜日まで(祝祭日を除く)保育所(園)、認定こども園で園庭を開放し、地域ぐるみで子育てを応援する。</p> | | | |

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 消費生活相談事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 商工業振興課(消費生活センター) | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>市民</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>悪質商法などの消費者被害から市民を救済するとともに、拡大・未然防止に努めることにより、消費者の保護及び消費生活の安定を図ります。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>消費者の事業者に対する苦情や消費生活全般に関して、消費生活相談員による助言・あっせん・情報提供等を行います。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <p>・消費者の事業者に対する苦情や消費生活全般に関して、消費生活相談員による助言・あっせん・情報提供等を行う。</p> | | | |

第4章 施策の展開

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 小中学校就学援助事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 学校教育課、学校保健課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象) 経済的理由によって就学困難と認められる小中学生（就学予定者）の保護者</p> <p>(どのような状態にしたいか) 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒（就学予定者）のいる家庭に対して、就学に必要な経費の一部を援助することにより、就学の機会均等を図ります。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか) 学用品、通学用品、給食費、修学旅行、校外活動等、就学にかかる経費の一部、法令に定められた疾病の治療に係る費用を援助します（所得制限あり）。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | ・ 就学経費の一部援助 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 粗大ごみ等のふれあい収集 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 福増クリーンセンター | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象) 介護保険の要介護認定等を受けていて、かつ、身近な方の協力を得ることが難しい世帯の方</p> <p>(どのような状態にしたいか) 粗大ごみ等を屋内から運び出すことが困難な世帯に対し支援を行い、市民生活の利便性の向上を図り、もって福祉の増進に寄与します。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか) 一般家庭から排出される一般廃棄物（粗大ごみ）を屋内から運び出します。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <p>・ 粗大ごみ等の屋内からの運び出しを行う。</p> <p>・ 収集の可否は、センターに仮申込みの上、職員が現場調査し判断</p> <p>・ 実施の可否は、書面で通知。実施可の場合、収集日程を依頼者と調整</p> | | | |

2-2-2 切れ目のない相談体制の構築

| | | | | | |
|------|---------|--|-------------|-------------|-------------|
| 事業名 | | 福祉総合相談センターの整備 | | 事業区分 | 新規/重点 |
| 担当課 | | 共生社会推進課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>複雑化・複合化した課題（8050、ダブルケア等）や「制度の狭間」の課題（ひきこもり、ごみ屋敷等）を抱える方・世帯</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>支援が必要な人・世帯を早期に把握し、適切な支援が届くようにします。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>(仮称)福祉総合相談センターを新設します。</p> | | | |
| | 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> 福祉に関する分野を問わない相談を受け止め、適切な機関へつなぎます。 複雑化・複合化した課題を抱える方や世帯に適切な支援が届くよう、関係する支援機関の役割分担や支援の方向性を決めるなどの調整を行います。 課題を抱える方を早期に発見できるように、情報収集や自宅訪問を行い、関係機関への同行支援を行います。 | | | |

| | | | | | |
|------|---------|---|-------------|-------------|-------------|
| 事業名 | | 生活困窮者自立支援の推進 | | 事業区分 | 拡充 |
| 担当課 | | 共生社会推進課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>市民</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>経済的困窮や社会的孤立など、生活に困窮していて最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人が、自立した生活を送れるよう支援します。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>様々な制度の専門機関と連携しながら、① 自立相談支援事業、② 就労準備支援事業、③ 家計改善支援事業、④ 子どもの学習・生活支援事業、⑤ 住居確保給付金の支給等の自立に向けた支援を行います。</p> | | | |
| | 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ひきこもり状態にある方等に対し、アウトリーチによる丁寧な支援を実施 ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション等との連携体制を構築 | | | |

第4章 施策の展開

| | | | | | |
|---------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 出産前後家事等サポート事業 | | 事業区分 | 拡充 |
| 担当課 | | 子ども福祉課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>妊娠中の方 又は 出産後1年以内の子どもを養育している親族</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援体制を構築します。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>家事や育児の支援を行うヘルパーの派遣を調整し、利用料の一部を助成することで、家事、育児に関する負担や不安等を解消します。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーによる家事や育児の支援 ・アドバイザーによる、利用者とヘルパー間の日時、支援内容等の調整 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 母子保健に関する各種健診、講座、相談、訪問事業等 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 子育てネウボラセンター | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>妊産婦、乳幼児</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>妊娠早期からの切れ目のない支援により、安心して妊娠・出産・育児が出来るようにします。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>妊娠届出等の際に全ての妊婦に対し面接相談を実施するとともに、健康診査や相談事業等で把握した支援を要する対象者については関係機関と連携して切れ目のない支援を実施します。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時の面接相談 ・妊産婦、乳幼児に対する健康診査 ・新生児訪問等の家庭訪問指導や相談事業 等 | | | |

| | | | | | |
|------|---------|--|-------------|-------------|-------------|
| 事業名 | | 在宅医療と介護の連携の推進 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 共生社会推進課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>在宅療養者や地域住民及び医療・介護の専門職</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>医療と介護の切れ目がなく、誰もが安心して在宅療養ができる市原市を目指して、在宅医療と介護の提供体制の構築を推進します。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>「市原市在宅医療・介護連携推進会議」において、課題抽出や対応策の検討と評価を行い、医療・介護の有機的な連携を検討していきます。</p> | | | |
| | 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携支援相談窓口の設置 ・地域住民への在宅医療や人生会議（ACP:アドバンス・ケア・プランニング）の普及 ・市原市多職種連携情報共有システムの運用と普及 等 | | | |

3 権利擁護体制の充実

すべての人が個人としての尊厳が重んじられ、人権が尊重されるよう、成年後見制度の利用促進・利用支援、虐待防止に向けた取り組みを進め、安心して自分らしく地域で暮らしていくための基盤を強化します。

認知症高齢者や知的・精神障がい者の増加を踏まえ、成年後見制度利用促進法に基づく、「市原市成年後見制度利用促進基本計画」を定め、(仮称)市原市成年後見支援センターを整備するなど、権利擁護体制の充実を図ります。

主な取組

2-3 権利擁護体制の充実

| | | | | |
|---------|---------------|---|-------------|-------------|
| 事業名 | 成年後見支援センターの整備 | | 事業区分 | 新規 |
| 担当課 | 共生社会推進課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 認知症の高齢者や、知的・精神障がい者など | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 本人の望む意思決定や身上保護のため、必要な人が制度に繋がるようにします。 | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 成年後見支援センターを新たに整備して、相談や制度の利用支援を行います。 | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報啓発・関係者への研修等の開催 ・ 総合的な相談支援体制の整備 ・ 後見人等候補者の推薦に係る受任者調整 ・ 市民後見人の養成 | | |

| | | | | | |
|------|---------|--|-------------|-------------|-------------|
| 事業名 | | 成年後見制度利用支援事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 高齢者支援課、障がい者支援課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>判断能力が不十分で成年後見制度の利用が必要な高齢者、知的障がい者又は精神障がい者</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>本人の権利擁護のために、成年後見制度の円滑な利用を可能にします。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>身寄りがないなどの理由で成年後見制度の利用申立ができない場合に、市長による審判請求を行います。</p> <p>費用の負担が困難な方については、成年後見人への報酬等の助成を行います。</p> | | | |
| | 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・市長による審判請求 ・費用負担が困難な方への報酬等の助成 | | | |

| | | | | | |
|------|---------|---|-------------|-------------|-------------|
| 事業名 | | 介護相談員派遣事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 高齢者支援課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>介護保険施設の利用者</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>施設利用者が抱える疑問や不満、不安等の解消とともに、施設利用時における高齢者虐待の防止や早期発見、権利擁護を図ります。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>市で委嘱した介護相談員を介護保険施設に派遣し、利用者とその家族等の疑問や不満、不安を聞き取るとともに、介護サービス提供事業者と行政への情報提供・意見交換等を実施し、問題の改善や介護サービスの質の向上を図ります。</p> | | | |
| | 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護相談員の派遣(1施設・1回/月) ・活動報告・意見交換会の実施(毎月) ・介護相談員、介護サービス提供事業者等との意見交換会の実施 | | | |

第4章 施策の展開

| | | | | | |
|-------------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 高齢者虐待防止の推進 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 共生社会推進課（福祉総合相談センター） | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>（対象） 高齢者、擁護者</p> <p>（どのような状態にしたいか） 高齢者虐待の防止・早期発見・早期対応により、安全で安心な環境の下での生活 が維持できる状態</p> | | | |
| | 手段 | <p>（目的を実現するために何をするか） 地域包括支援センターにおいて、未然防止のために、家族介護者等の相談に応じ、適切な介護サービス利用等による負担軽減を図るほか、地域の方や関係機関と連携しながら、虐待の早期発見・早期対応を図り、高齢者本人や養護者等に対する支援を行います。</p> | | | |
| 事業実施の 計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人や家族介護者等への相談支援 ・ 地域ケア会議等を通じた地域住民や関係機関との連携強化 | | | |

| | | | | | |
|-------------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 障がい者虐待防止・相談支援体制の推進 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 障がい者支援課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>（対象） 障がい者</p> <p>（どのような状態にしたいか） 虐待という権利侵害から守る。</p> | | | |
| | 手段 | <p>（目的を実現するために何をするか） 相談窓口を設けて障がい者等を支援します。</p> | | | |
| 事業実施の 計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <p>虐待防止センターにおける支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事実確認調査及び適切な権限行使 ・ 福祉サービス、権利擁護支援等の本人支援につなげるため関係機関との連携 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 児童虐待防止体制の充実 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 子ども家庭総合支援課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 児童、保護者 (どのような状態にしたいか) 児童虐待の未然防止及び早期発見・対応により、児童の人権が守られた状態。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 子ども家庭総合支援拠点事業により児童虐待防止に向けた総合的な取り組みを行うとともに、要保護児童対策地域協議会の運営等により、関係部署及び関係機関間の連携を強化します | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | 児童虐待防止のための取り組みの実施 ・継続的なソーシャルワーク ・要保護児童対策地域協議会（代表者会議、実務者会議、個別支援会議）の開催 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 人権の擁護と救済（DV対策） | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 人権・国際課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) DV被害者 (どのような状態にしたいか) DV被害者が被害から解放され、安心した生活を送れるように支援します。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 週4日体制（火曜日～金曜日）で相談員を配置し、DV被害者等に対する相談対応を行います。 現に所持する現金が極めて少なく、近親者等からの保護や支援が受けられないDV被害者の女性とその同伴する家族に対し、緊急避難支援を行います。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | ・DV被害者等に対して自立・保護に向けた適切なアドバイスや支援を行い、必要に応じて緊急避難支援を行う。 | | | |

第4章 施策の展開

| | | | | | |
|------|---------|---|-------------|-------------|-------------|
| 事業名 | | 人権の擁護と救済（人権相談） | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 人権・国際課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>（対象） 市民</p> <p>（どのような状態にしたいか） 人権に関する問題の解決を図ります。</p> | | | |
| | 手段 | <p>（目的を実現するために何をするか） 人権擁護委員による特設人権相談を実施します。</p> | | | |
| | 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <p>・特設人権相談窓口を設け、人権相談を行う</p> <p>【6月】市内公民館等3箇所</p> <p>【12月】市内公民館1箇所</p> | | | |

4 庁内連携体制の構築

地域共生社会の実現に向けた庁内の分野横断的な体制を整備し、連携を深めていくことにより、多岐にわたる分野の施策、事業やネットワーク間の調整を進めます。

主な取組

2-4 庁内連携体制の構築

| | | | | |
|------|------------------|--|-------------|-------------|
| 事業名 | 市原市地域共生社会推進会議の開催 | | 事業区分 | 新規 |
| 担当課 | 共生社会推進課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 庁内関係部署 (どのような状態にしたいか) 地域共生社会の実現に向けた分野横断的な連携を深化します。 | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 本市における地域共生社会の実現に向けた施策の検討や推進などを行います。 | | |
| | 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域共生社会関連事業の進捗管理 ・ 包括的な支援体制整備事業の実施状況の共有 ・ 部局間連携による事業の調整 | | |

| | | | | |
|------|----------------|--|-------------|-------------|
| 事業名 | 庁内相談担当職員人材育成研修 | | 事業区分 | 新規 |
| 担当課 | 共生社会推進課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 相談業務に従事する市職員 (どのような状態にしたいか) 所管外の相談を受けた際に円滑に関係する部署への引継ぎ・連携を実現します。 | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 相談業務を所管する各所属が相互に業務の概要を教え合う研修会を継続的に開催します。 | | |
| | 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会の開催（1日2コマ、上半期で全部署実施） ・ 実施状況の検証（相談支援部会） | | |

基本目標

3

多様な資源をつなげ、
重層的なセーフティネットを築きます

1 地域支援ネットワークの構築

各支援団体等が、現状・課題とそれぞれの役割を認識・共有し、さらなる連携が図れるようネットワーク化を進め、地域課題の解決に向けチームによる支援の実践に取り組みます。

主な取組

3-1 地域支援ネットワークの構築

| | | | | | |
|-------------|------------------|---|-----------------------|-------------|----|
| 事業名 | ひきこもり支援ネットワークの構築 | | | 事業区分 | 新規 |
| 担当課 | 共生社会推進課 | | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) ひきこもり状態にある本人、その家族 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 地域で孤立させず、必要な支援に繋がるよう、関係者間の連携体制をつくる。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) ひきこもり支援に関わる機関・団体が集うネットワークを構築します。 | | | |
| 事業実施の 計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 準備、実施 | 実施 | 継続 | |
| | 内容 | 体制整備に向けた調整 | 取組状況、課題等を共有し、支援方策を検討。 | | |

| | | | | | |
|-------------|--------------------|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | 地域(子ども)食堂ネットワークの構築 | | | 事業区分 | 新規 |
| 担当課 | 共生社会推進課 | | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 市内で地域(子ども)食堂を実践されている方、これから実践してみたい方 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 地域(子ども)食堂の取り組みが無理なく実施・継続できるように支援します。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 地域(子ども)食堂の運営団体によるネットワークを構築 | | | |
| 事業実施の 計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | 地域(子ども)食堂を広げていくための取組についての検討・実施 ・正しい周知・啓発 ・各拠点間の情報共有 ・食材・寄付金の分配 ・合同研修会の実施など | | | |

| | | | | | |
|-------------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | こども110番の家 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 生涯学習課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 子ども | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 地域で子どもを見守る意識を高め、安全な環境を整えます。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 地区の地区民会議と連携し、こども110番の家の登録者数を増やします。 | | | |
| 事業実施の 計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | 青少年育成市民会議が主体となった、学区単位で設置状況の確認・点検・設置の推進 | | | |

| | | | | | |
|-------------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 青少年育成団体の支援 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 生涯学習課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 青少年 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 青少年育成団体の活動を推進し、青少年の健全育成を図ります。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 青少年の健全育成を推進する各種青少年育成団体への支援を行います。 | | | |
| 事業実施の 計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種事業への後援 ・ 各種事業及び団体への補助金の交付 | | | |

第4章 施策の展開

| | | | | | |
|------|---------|---|-------------|-------------|-------------|
| 事業名 | | 地域ぐるみの青少年健全育成 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 生涯学習課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 青少年健全育成地区民会議 (どのような状態にしたいか) 地区での青少年健全育成地区民会議の活発な活動を図ります。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 青少年健全育成市民会議へ支援を行います。 | | | |
| | 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年健全育成推進大会の共催 ・ 市民会議定例総会の開催協力 ・ 市民会議運営委員会の開催協力 ・ 団体への補助金の交付 | | | |

2 分野横断的な連携の促進

保健・医療・福祉などの分野横断的な主体との連携により、地域における福祉課題への対応を充実します。

また、福祉各分野の相談支援機関などとの対話を重ね、制度・分野を超えた連携方策を検討するとともに、分野横断的な支援関係者の交流・理解を深めることで、複雑化・複合化した課題を抱える方・世帯への適切な支援に資する連携体制を醸成します。

主な取組

3-2 分野横断的な連携の促進

| | | | | |
|---------|------------------|---|-------------|-------------|
| 事業名 | 企業と連携した市民活動促進事業 | | 事業区分 | 新規 |
| 担当課 | 地域連携推進課（地域連携推進室） | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>（対象）</p> <p>市原市民、市内で市民活動を行っている人</p> <p>（どのような状態にしたいか）</p> <p>公民連携のモデルケースを構築するとともに、多様な主体によるまちづくりと新たな価値を創造します。</p> | | |
| | 手段 | <p>（目的を実現するために何をするか）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大手ドラッグストアの遊休施設を市民活動団体の拠点とし、団体活動の活性化及び団体間の連携の促進 子どもから高齢者まであらゆる市民に対し、市民活動部門や福祉部門等、部門を横断した多様な施策の展開 | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> 企業や団体等と連携した市民向けの講座の開催 誰もが気軽に立ち寄れる場、学びの場及び交流の場等の創設 | | |

第4章 施策の展開

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 市原市相談機関連絡会の充実 | | 事業区分 | 新規 |
| 担当課 | | 共生社会推進課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>福祉各分野の相談支援機関の職員ほか</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>複合化・複雑化した課題を抱える方・世帯が適切な支援を受けられるよう、様々な支援関係機関の分野横断的な連携体制を構築します。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談機関連絡会の構成員について必要に応じ拡充します（医療、司法など） 福祉総合相談センターの実施状況の共有や、改善策の検討を行います。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> 多分野連携の深化に必要な参加者の検討、追加 分野横断的な連携のあり方についての協議 （仮称）福祉総合相談センターの運営状況の確認等 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 多分野連携研修の実施 | | 事業区分 | 新規 |
| 担当課 | | 共生社会推進課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>福祉各分野の相談支援機関の職員ほか</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>複合化・複雑化した課題を抱える方・世帯への支援に向けた円滑な連携体制の構築に向けた現場レベルの顔の見える関係性を構築します。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>多分野連携研修を実施します。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> 各機関に共通する課題についての講演、模擬事例の検討などの実施 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 救急医療体制整備事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 保健福祉課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>市民</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>休日及び夜間における急病患者に対し、応急的な医療を提供し、初期救急医療体制（入院治療の必要がなく、外来で対応しうる患者への対応）及び二次救急医療体制（入院治療を必要とする重症患者への対応）を確保し、市民の安全、安心を守ります。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>休日夜間の救急医療体制を確保するため、市原市医師会などに、急病センターの運営、在宅当番医の開院、輪番2次救急体制を委託し、365日体制で提供する。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | ・ 毎日夜間及び休日における救急患者の診療を行う。 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 健康・医療相談ダイヤル24事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 保健福祉課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>市民</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>健康、医療、育児相談等に、電話により24時間対応することで、市民の不安を解消し、育児がしやすく、高齢者の住みやすい環境づくりを行うとともに、救急医療従事者の負担軽減を図ります。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>業務委託により、「いちほら健康・医療相談ダイヤル24」をフリーダイヤルにて、24時間、365日提供する。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | ・ 市民の健康や医療に関する悩みや対処方法などの電話相談業務を実施する。 | | | |

基本目標

4

多様な主体の参画により、
より幸せで安心できる仕組みをつくります

1 自分らしく暮らすための生活基盤の安定

社会とのつながりや自己有用感の向上等に欠かせない居住や就労など、福祉以外の分野も含めた多様な主体間の連携を図り、必要な支援策の検討に取り組みます。

また、健康増進施策の展開や都市環境の整備を通じて、誰もがその人らしく暮らし、気軽に社会参加しやすい環境を整えます。

主な取組

4-1-1 生活環境の向上（住まい・仕事・健康）

| | | | | | |
|------|---------|--|--|-------------|-------------|
| 事業名 | | 住宅確保要配慮者への居住支援 | | 事業区分 | 新規 |
| 担当課 | | 共生社会推進課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | （対象） 住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子供を養育する者、低額所得者など） （どのような状態にしたいか） 民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。 | | | |
| | 手段 | （目的を実現するために何をするか） 都市部との連携により、不動産関係団体、福祉関係団体などの理解と協力を得て、住宅確保要配慮者への居住支援に向けた方策等について検討を進めます。 | | | |
| | 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） |
| | 進捗 | 準備 | 実施 | 実施 | |
| | 内容 | ・関係団体等へのヒアリング ・先進自治体の取組視察 | ・居住支援協議会の設立、協議 ・研修会の開催 ・市民への啓発活動 | 協議の状況を踏まえ対応 | |

| | | | | | |
|---------|----|--|---|-------------|----|
| 事業名 | | 農福連携の促進 | | 事業区分 | 新規 |
| 担当課 | | 障がい者支援課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>一般就労への移行が困難な障がい者、障害者就労支援施設などの事業所、農業関係者</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいの特性や能力に応じて活動できるようにします。 農産物の品質向上、担い手の育成を図ります。 | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>障がい者支援協議会などにおいて農福連携の取組を研究しながら、施設外就労による農作業のマッチング支援などを行うとともに、関係者の自発的な活動を促します。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 仕組みの構築、実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ニーズをつなぐ仕組みの検討、構築 農作業のマッチング支援等の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 農作業のマッチング支援等の実施 | | |

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 農福連携の推進 | | 事業区分 | 新規 |
| 担当課 | | 農林業振興課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>農業者、就労が困難な障がい者・高齢者、社会福祉法人等</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農作業の負担軽減、担い手の確保を目指します。 雇用や生きがいづくりの場の創出を図ります。 | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>障がい者の社会復帰訓練や高齢者の健康維持など、福祉分野からの農業に対するニーズ等に対応するため、農福連携に関する調査研究を行うとともに、社会福祉法人等からの要請等があったときは、関係機関と連携しながら、必要な情報提供、現地指導を行います。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 農福連携に関する調査研究、情報提供等 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> 効果的な農福連携の取組の調査研究 社会福祉法人等からの要請等に応じて、情報提供、現地指導 | | | |

第4章 施策の展開

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 職業相談の実施 | | 事業区分 | 新規 |
| 担当課 | | 商工業振興課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>市内在住の求職者及び在職者又は市内企業に勤務しようとする者</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>女性や若者などの雇用機会の拡大及び就労者の継続雇用</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>キャリアカウンセラーによる個別就労相談を実施し、職業適性相談や就活のノウハウ取得、就職後の定着支援を行う。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | 女性や若者などの雇用機会の拡大や就労者の継続雇用のため、個別就労相談を実施する。職業適性相談や面接指導など就労に関する相談及び就職後の定着支援を行う。 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 情報伝達装置給付事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 障がい者支援課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>日常生活を営んだり、社会参加に支障がある障がい者(児)</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>障がい者(児)の自立した日常生活及び社会参加の推進を図ります。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>日常生活上の便宜および社会参加の推進を図るための用具を給付する。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | 情報屋内信号装置やファクシミリなどの情報伝達装置を給付する。 | | | |

| | | | | |
|---------|--------------|---|-------------|-------------|
| 事業名 | グループホームの利用促進 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | 障がい者支援課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>障がい者、家族、事業者等</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>地域生活への移行を図るとともに、親亡き後の生活の場として利用を図ります。グループホーム運営の安定化、利用者負担の軽減を図ります。</p> | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>障がい者が地域で安心して暮らせるよう、各種事業を実施していくとともに、関係法人に情報提供、働きかけ等を行いながら、地域の受け皿の確保に取り組みます。</p> | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ グループホーム整備事業補助金の交付 ・ グループホーム等運営費補助金の交付 ・ グループホーム家賃の助成 ・ 関係者との情報共有 | | |

| | | | | |
|---------|----------------|--|-------------|-------------|
| 事業名 | 成人保健に関する各種がん検診 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | 保健センター | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>40歳以上の市民 ※(がん検診の種類により対象年齢が異なります)</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>がんの早期発見や早期治療につなげていきます。</p> | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検診別にターゲットを絞って受診勧奨をします。 ・ 広報紙、SNS、ポスター等を利用し啓発を行います。 | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 |
| | 内容 | <p>健康増進法に基づき、市民の健康増進を図るため、検(健)診を実施します。胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・子宮がん検診・乳がん検診・前立腺がん検診および肝炎ウイルス検査、若年者の健康診査</p> | | |

第4章 施策の展開

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 予防接種 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 保健センター | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 予防接種法に基づく対象者 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) A類疾病においては感染症の発生及びまん延を防止、B類疾病においては個人の発症又はその重症化を防止します。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 予防接種の機会を確保し、一定の接種率を維持します。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | 予防接種法に基づき、定期予防接種(A類疾病・B類疾病)を実施します。 ・A類予防接種(日本脳炎・MR・BCG・ヒブ・小児の肺炎球菌・不活化ポリオ・四種混合・水痘・B型肝炎・二種混合・子宮頸がん・ロタ) ・B類予防接種(高齢者インフルエンザ・高齢者の肺炎球菌) | | | |

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 生活習慣病予防等健康教育・健康相談事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 保健センター | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 市民 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 生活習慣病を予防し、市民の健康を保持増進します。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 集団健康教育、リーフレット等により生活習慣病予防のための正しい知識の普及啓発を行います。また、個別健康相談を実施します。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | ・市職員・市民ボランティア(いちほら健康大使)による健康教育、ミニ講座等の実施 ・健康相談の実施 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 歯と口腔の健康診査事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 保健センター | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>20歳以上の市民、妊婦、2歳児親子</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>定期的な歯科健診を受けることにより、生涯の歯と口の健康づくりを進めます。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>20歳以上の市民、妊婦、2歳児親子を対象とした歯科健診、結果説明、保健指導等を実施します。</p> <p>より多くの市民に定期歯科受診・かかりつけ歯科医を持つことの重要性を伝えるために、周知啓発活動を様々な方法で実施します。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <p>協力歯科医療機関での個別歯科健診(委託先:一般社団法人市原市歯科医師会)</p> <p>大人のスマイル歯科健診(20歳以上の市民)</p> <p>マタニティスマイル歯科健診(妊婦)</p> <p>2歳児親子のスマイル歯科健診(2歳児とその保護者)</p> | | | |

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 健康づくり普及・啓発事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 保健センター | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>市民</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>健康寿命の延伸と健康格差の縮小につなげます。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>市内で実施されるイベント等で、健康づくりに関する情報を啓発し、健康に関心のある人もそうでない人にも健康づくりのきっかけとなるよう支援します。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> 市内で開催されるイベントにおいて、健康づくりに関する情報を発信します。 受動喫煙防止キャンペーンを開催し、啓発物を配布しながら受動喫煙防止を呼びかけます。 いちほら健伴フェスタを開催し、健康に関心がない人に対しても健康づくりに関する情報を発信します。 | | | |

第4章 施策の展開

4-1-2 都市環境の向上（まち・交通・道路）

| | | | | | |
|---------|----|--|-------------------|-------------------|----|
| 事業名 | | 観光地おもてなし事業（ハード） | | 事業区分 | 新規 |
| 担当課 | | 観光振興課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | （対象） 観光公衆トイレ | | | |
| | | （どのような状態にしたいか） 市原市観光振興ビジョンに基づき、訪れた方が、観光地トイレをより快適に使えるよう、バリアフリー化を推進します。 | | | |
| | 手段 | （目的を実現するために何をするか） ・ 既設トイレのバリアフリー化 ・ 新設トイレのユニバーサルデザインに配慮した整備 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 小湊鉄道月崎駅前 観光公衆トイレ新設 | 観光公衆トイレの 改修・新設 | 観光公衆トイレの 改修・新設 | |
| | 内容 | 令和3年度 ・ 月崎駅前観光公衆トイレ実施設計 ・ 予算要求 令和4年度以降 ・ 月崎駅前公衆トイレ新築工事 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 福祉カー貸出事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 障がい者支援課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | （対象） 市原市在住の心身障害者（児）や高齢者及びその家族、社会福祉団体等 | | | |
| | | （どのような状態にしたいか） 心身障害者(児)、高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図ります。 | | | |
| | 手段 | （目的を実現するために何をするか） 市が設置するリフト付ワゴン車（福祉カー）を貸し出します。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | 福祉カーを設置し、貸し付けに関する業務は社会福祉協議会に委託する。 | | | |

| | | | | | |
|------|---------|--|-------------|-------------|-------------|
| 事業名 | | 福祉タクシー乗車券の交付 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 障がい者支援課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象) 身体障害者手帳1・2級、下肢・体幹・移動・視覚・腎臓（人工透析者）のいずれかの障害による3級所持者、療育手帳Aの2以上、精神保健福祉手帳1級、65歳以上の在宅ねたきり高齢者</p> <p>(どのような状態にしたいか) 社会活動の範囲を広め、重度障害者及びねたきり高齢者の福祉の増進を図ります。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか) 福祉タクシーを利用する重度障害者及びねたきり高齢者に対し、利用料金の助成をします（福祉タクシー乗車券の交付）</p> | | | |
| | 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | タクシー乗車時に上限800円を助成するタクシー乗車券を年間100枚まで（腎臓機能障害の方は250枚）配布 | | | |

| | | | | | |
|------|---------|--|-------------|-------------|-------------|
| 事業名 | | コンパクトシティ形成推進事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 拠点形成推進課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象) 福祉サービス利用者、事業者</p> <p>(どのような状態にしたいか) 利便性、事業効率性の向上に資する質の高い都市空間の形成を図ります。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか) 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方にに基づき、福祉サービスの利用者の利便性、事業者の事業効率性の向上に資する質の高い都市空間を形成するため、福祉機能・交流機能を有する施設等の立地について、拠点周辺への誘導策を講じます。</p> | | | |
| | 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画で位置付けた福祉機能・交流機能を有する施設等の各拠点への誘導を推進します。 拠点内への福祉施設の立地を誘導するため、立地適正化計画に基づく届出制度を通じ、窓口において制度趣旨等について周知を行います。 | | | |

第4章 施策の展開

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 公共交通特定事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 交通政策課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>交通事業者</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>公共交通機関のバリアフリー化が進むことで、誰もがバリアを感じることなく、安心・安全に移動することができる状態を目指します。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>国が掲げる「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、ノンステップバスの導入やユニバーサルデザインタクシーの導入、鉄道駅のバリアフリー化設備などの整備を行う交通事業者に対し、その経費の一部を補助することにより、公共交通機関における移動円滑化を促進します。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <p>市原市バリアフリー基本構想に基づき、公共交通機関などのバリアフリー化を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインタクシーを導入する事業者に対し、車両購入費の一部を補助します。 ・ノンステップバスを導入する事業者に対し、車両購入費の一部を補助します。 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 交通安全啓発事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 地域連携推進課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>市民</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>市民一人ひとりの交通安全意識の向上を図ります。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>幼稚園・保育所(園)・認定こども園・小中学校・老人クラブを対象に交通安全教室開催を実施します。また、啓発活動を実施します。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <p>交通事故防止のため、各種交通安全啓発活動、交通安全教室を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春夏秋冬の交通安全運動期間中の啓発活動 ・幼稚園や保育所の幼児、小・中学校の児童生徒、高齢者等を対象とした交通安全教室の実施(令和3年度340回・令和4年度～345回) | | | |

| | | | | | |
|---------|----|---|--|--|----|
| 事業名 | | 道路特定事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 土木管理課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 高齢者、障がい者等 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 高齢者や障がい者など誰もが円滑に移動できる空間の確保 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) ・歩道の段差を解消します。 ・視覚障がい者誘導用ブロックや、市内JR3駅の駅前広場に障がい者用乗降場を設置します。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 調査、協議、設計 | 歩道整備工事 (バリアフリー化) | 歩道整備工事 (バリアフリー化) | |
| | 内容 | 計画区間の調査及び関係機関との協議、設計 | ・歩道整備工事(五井) L=276m ・歩道整備工事(八幡) L=645m ・歩道整備工事(ちはら台) L=1050m | ・歩道整備工事(ちはら台) L=1331m ・歩道整備工事(八幡) L=70m | |

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 市原市建築物特定事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 建築指導課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 高齢者、障がい者等 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 市原市建築物特定事業計画を策定した五井駅、八幡宿駅及び姉ヶ崎駅周辺の市有建築物を安全かつ快適に利用できる状態にします。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 市原市建築物特定事業計画に基づく進捗管理を行います。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | 各施設のバリアフリー化の進捗状況を確認し、必要に応じて助言等を行う。 | | | |

第4章 施策の展開

| | | | | | |
|---------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 千葉県福祉のまちづくり条例の適合施設の普及 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 建築指導課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 高齢者、障がい者等 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 千葉県福祉のまちづくり条例に基づく公益的施設等を安全かつ快適に利用できる状態にします。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) 千葉県福祉のまちづくり条例に基づく届出のあった公益的施設等を、同条例に基づく整備基準に適合させるよう、指導及び助言を行います。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | 千葉県福祉のまちづくり条例に基づく届出のあった施設について設計審査を行い、同条例に基づく整備基準に適合していない項目がある場合には届出者に対し適合するよう必要な指導及び助言を行う。 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|---|---|-----------------|----|
| 事業名 | | 都市公園のバリアフリー化の推進 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 公園緑地課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | (対象) 高齢者、障がい者等 | | | |
| | | (どのような状態にしたいか) 障害（バリア）に不自由を感じることなく、都市公園の利用が可能となるような状態に改修します。 | | | |
| | 手段 | (目的を実現するために何をするか) バリアフリー化基準を満たしていない重点整備地区内の既存都市公園について、基準に適合するよう、出入口・園路・広場の段差改修や、トイレ・水飲み場等の各施設を改修します。 | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 公園のバリアフリー化の推進 | 公園のバリアフリー化の推進 | 公園のバリアフリー化の推進 | |
| | 内容 | ・令和4年度に二反田公園の施設改修を実施。 | ・令和5年度に堂坂公園の施設改修を実施。 ・令和6年度：1公園の改修を実施。 | ・未整備の3公園の改修を実施。 | |

| | | | | | |
|-------------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 公園愛護活動推進事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 公園緑地課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>公園において環境美化活動（清掃、除草）を行う団体</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>・地域住民による公園管理への参加 ・地域における公園愛護の精神を育む</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>公園愛護団体への支援のため、協力金を交付します。 希望団体への活動内容の説明や協力金交付手続きの説明を行います。 リーフレットによる公園愛護団体の趣旨説明や応募への働きかけを行います。 広報いちほらや市ホームページによる周知を行います。</p> | | | |
| 事業実施の 計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <p>・愛護活動に対する協力金の交付。地域毎の活動状況等愛護団体を取り巻く現状を調査・分析し、愛護活動の少ない地域において地域団体等に直接働きかけるなどして重点的・効果的に加入促進を図る。</p> | | | |

| | | | | | |
|-------------|----|--|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 総合型地域スポーツクラブ育成事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | スポーツ振興課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>総合型地域スポーツクラブ</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>地域のスポーツ振興や健康づくり、生きがいづくり、さらには地域コミュニティの形成など様々な効果が期待できる総合型地域スポーツクラブの自立的運営を目指します。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>総合型地域スポーツクラブの設立や自立的な運営を支援します。</p> | | | |
| 事業実施の 計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <p>総合型地域スポーツクラブの活動を支援するため、公共施設の利用調整や、クラブ主催イベントの情報発信等を行います。</p> | | | |

第4章 施策の展開

| | | | | | |
|----------------|-----------|--|--|--------------------|----|
| 事業名 | | 地区運動広場トイレ水洗化事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | スポーツ振興課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>地区運動広場の利用者</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>南総、姉崎、三和運動広場は共用開始後30年が経過し、施設が経年劣化等しているため、施設を改修し、利用者が安全で安心して快適に利用できるスポーツ施設になるよう取り組み、スポーツ実施率の向上を図ります。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>令和4年度より順次地区運動広場（姉崎、南総、三和）のトイレの洋式化を図ります。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | | |
| | 内容 | 令和4年度：姉崎運動広場地質調査委託、トイレ改修工事 | 令和5年度：南総運動広場既存建物調査委託、地質調査委託、トイレ改修工事 令和6年度：三和運動広場既存建物調査委託、地質調査委託、トイレ改修工事 | | |

2 多様な福祉ニーズの対応

誰ひとり取り残さない地域共生社会を実現するため、先行する取組事例や新たな知見・手法などを積極的に活用した活動・仕組みを研究・検討し、多様化する福祉ニーズへの対応を図ります。

また、介護や看護をする家族等の状況に応じた、幅広いニーズに対応できるよう、身近な支援体制や専門機関を整備するとともに、市内の状況はもとより、国や他自治体の動向も踏まえ研究・検討を進め、必要な支援が届く仕組み・手法を創出します。

主な取組

4-2-1 家族介護者への支援

| | | | | |
|---------|-----------------|---|-------------|-------------|
| 事業名 | 家族介護者への支援（全体調整） | | 事業区分 | 新規 |
| 担当課 | 共生社会推進課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | （対象） ヤングケアラーを含む家族介護者 （どのような状態にしたいか） 必要な支援が届くよう、部局横断的な連携により支援策を検討します。 | | |
| | 手段 | （目的を実現するために何をするか） 市全体としての介護者支援策を調整 家族介護者の実態調査の実施検討 など | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） |
| | 進捗 | 検討・準備 | 実施 | 継続 |
| | 内容 | 【令和3年度】 施策検討の全体像を整理 検討フロー、スケジュール等 【令和4年度】 会議体の設置 実態調査の実施検討等 | | |
| | | 検討の結果を踏まえた対応 | | |

第4章 施策の展開

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 障がい者等家族介護者のレスパイト事業 | | 事業区分 | 新規 |
| 担当課 | | 障がい者支援課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>障がい者等</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>短期入所、日中一時支援のサービスを利用することで介護者のレスパイトケアを進めます。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>申請書類及びサービス等利用計画に基づき、障がい者等が必要とする障害福祉サービスを提供します。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | 必要な障害福祉サービスの支給 | | | |

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 病児保育事業 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 保育課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>傷病等により保育所等に通えず、保育に欠ける児童及び保護者</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>病児保育施設で児童を預かり、保護者の就労支援を行います。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>対象児童を病院に付設されたスペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期(令和3・4年度) | 中期(令和5・6年度) | 長期(令和7・8年度) | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | 病気の回復期に至らないが当面症状の急変が認められない児童又は病気の回復期にある児童を病院に付設されたスペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う(市内病児施設4か所) | | | |

| | | | | | |
|---------|----|---|-------------|-------------|----|
| 事業名 | | 認知症施策の推進 | | 事業区分 | 継続 |
| 担当課 | | 共生社会推進課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>認知症の人やその家族及び地域住民等</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>認知症の人ができる限りよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域を目指します。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター（認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援）の養成 認知症初期集中支援チーム（認知症の人の早期発見・早期診断）の配置 認知症地域支援推進の配置や認知症多職種協働研修の実施 認知症カフェの拡充（認知症の人や家族が同じ悩みを抱える家族や地域の人との交流により不安や介護負担の軽減を図る） | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 実施 | 継続 | 継続 | |
| | 内容 | <ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座の実施 認知症初期集中支援チームの配置 認知症地域支援推進員の配置 認知症多職種協働研修の実施 認知症カフェの拡充 認知症ケアパスの普及 | | | |

4-2-2 社会福祉法人との連携

| | | | | | |
|---------|----|---|--------------------------------|-------------|----|
| 事業名 | | 社会福祉法人の公益的な取組との連携 | | 事業区分 | 新規 |
| 担当課 | | 共生社会推進課 | | | |
| 事業内容 | 目的 | <p>(対象)</p> <p>社会福祉法人</p> <p>(どのような状態にしたいか)</p> <p>社会福祉法人による地域における公益的な取組（H28社会福祉法改正）と連携した地域課題への対応を図ります。</p> | | | |
| | 手段 | <p>(目的を実現するために何をするか)</p> <p>地域の福祉課題へ一緒に対応する関係性をつくります。</p> | | | |
| 事業実施の計画 | 年度 | 短期（令和3・4年度） | 中期（令和5・6年度） | 長期（令和7・8年度） | |
| | 進捗 | 検討 | 実施 | 継続 | |
| | 内容 | 社会福祉法人の連携に向けた施策の検討・ヒアリング | 地区における社会福祉法人の相互連携に向けた意見交換等の実施等 | | |

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

市の関係部局で構成する「地域共生社会推進会議」を毎年度、定期的を開催し、進捗状況や施策を進める上での課題などについて協議し、課題解決に向けて、随時、予算や制度などに反映させ、全庁的に各施策を推進していきます。

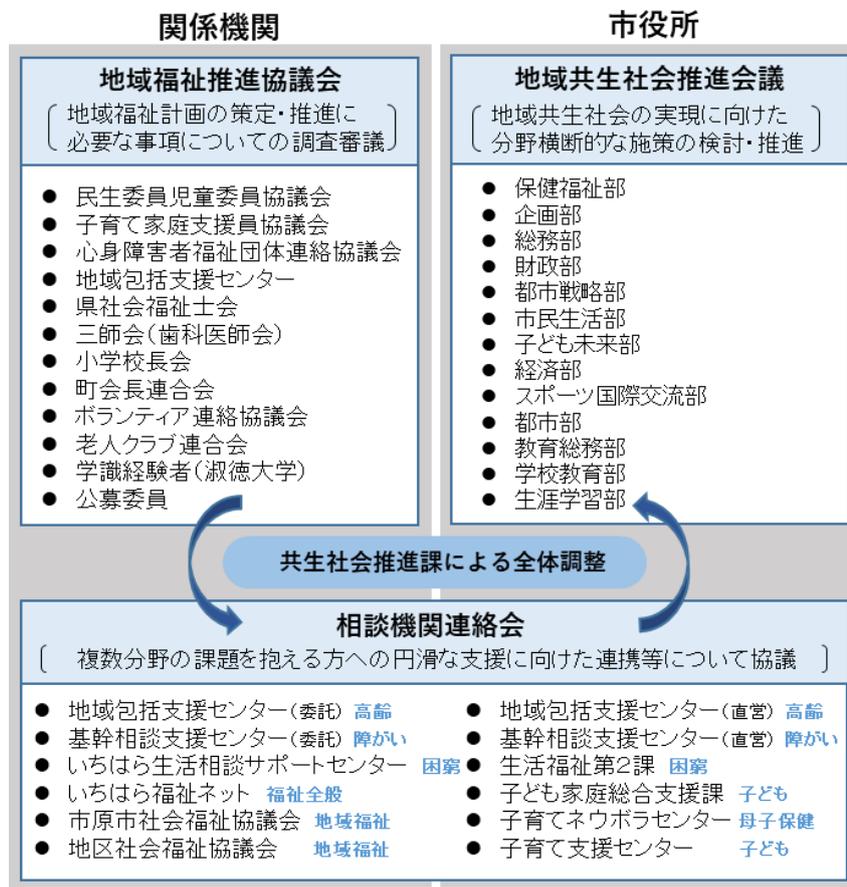
また、福祉各分野の相談支援機関などで構成する「相談機関連絡会」において、市全体での総合相談体制の構築に向けた諸課題について協議し、課題解決に向けた施策の推進を行います。

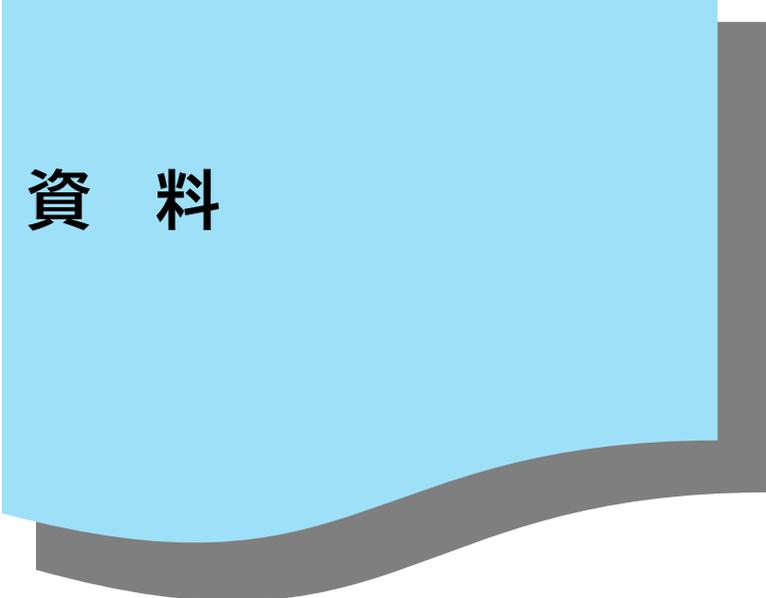
2 計画の評価の観点

事業の適切な進捗状況を把握するため、年1回程度の定期的な評価を実施します。PDCAサイクルにより、必要に応じ、計画の見直し、新たな取組の実施を図ります。

3 評価体制

計画の進捗については、各種団体代表や学識経験者などで構成する「地域福祉推進協議会」において、毎年度、管理、評価を行います。





資料

1 市原市地域福祉推進協議会

1. 市原市附属機関設置条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

（会長及び副会長）

第3条 会長又は委員長(以下「会長」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」という。)は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長の欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

別表(第2条)

| 附属機関 | | | | | |
|--------------|---------------------------------------|-----------------|--|-------|----|
| 附属機関名 | 担任する事務 | 組織 | 委員の構成 | 定数 | 任期 |
| 市原市地域福祉推進協議会 | 市原市地域福祉計画の策定及び推進に関し、必要な事項について調査審議すること | 会長 副会長 委員 | 1 福祉団体の代表 2 医療団体の代表 3 教育団体の代表 4 市民活動団体の代表 5 学識経験者 6 公募 7 その他市長が適当と認める者 | 14人以内 | 3年 |

資料

2. 地域福祉推進協議会委員名簿

| 氏名 | 区分 | 所属等 | 備考 |
|--------|--------|--------------------|-------|
| 大野 裕久 | 医療団体 | 市原市三師会（市原市歯科医師会） | 会長 |
| 長谷川 光子 | 福祉団体 | 市原市子育て家庭支援員協議会 | 副会長 |
| 三森 俊彦 | 福祉団体 | 市原市民生委員児童委員協議会 | |
| 深澤 五郎 | 福祉団体 | 市原市中心身障害者福祉団体連絡協議会 | |
| 四方 洋平 | 福祉団体 | 市原市地域包括支援センター | |
| 大戸 優子 | 福祉団体 | 千葉県社会福祉士会 | R2.6～ |
| 百瀬 正洋 | 教育団体 | 市原市小学校長会 | |
| 宮原 廣 | 市民活動団体 | 市原市町会長連合会 | |
| 積田 誠 | 市民活動団体 | 市原市ボランティア連絡協議会 | |
| 島田 晴夫 | 市民活動団体 | 市原市老人クラブ連合会 | |
| 高梨 美代子 | 学識経験者 | 淑徳大学 | R2.6～ |
| 山本 充枝 | 公募 | （こども食堂） | R2.6～ |
| 佐久間 綾子 | 公募 | （訪問看護ステーション） | R2.6～ |

3. 地域福祉推進協議会 審議経過

| 開催回 | 開催日 | 審議事項 |
|--------------|-------------------|--|
| 令和元年度 第1回 | 令和元年10月24日（木） | 1. 市原市地域福祉パートナーシッププランの取組状況について 2. 市原市地域福祉パートナーシッププランの改訂方針について 3. 市原市地域福祉パートナーシッププランの改訂に向けた取組について |
| 令和2年度 第1回 | 令和2年8月6日（木） | 1. （仮称）市原市地域共生社会推進プラン骨子案について 2. 改訂スケジュール案について |
| 第2回 | 令和3年1月21日（木） ※ | 1. 市原市地域共生社会推進プラン素案について |
| 第3回 | 令和3年3月18日（木） ※ | 1. 市原市地域共生社会推進プラン最終案について |

※ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令を踏まえた書面開催

4. 市原市地域福祉推進協議会への諮問

市地ケ第579号

令和2年8月6日

市原市地域福祉推進協議会

会長 大野 裕久 様

市原市長 小出 譲治

市原市地域福祉パートナーシッププランの改訂について（諮問）

このことについて、市原市附属機関設置条例（平成27年市原市条例第11号）第2条の規定により、下記のとおり貴協議会に諮問します。

記

現在、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として策定し、推進している「市原市地域福祉パートナーシッププラン」について、近年の社会情勢の変化に的確に対応していくため、全面的な改訂に向けた作業を進めています。

つきましては、市原市地域福祉パートナーシッププランの改訂にあたり、幅広く御意見をいただくとともに、総合的な視点から御審議いただきたく、諮問します。

5. 市原市地域福祉推進協議会からの答申

令和3年3月18日

市原市長 小出 譲治 様

市原市地域福祉推進協議会
会長 大野 裕久

市原市地域福祉パートナーシッププランの改訂について（答申）

令和2年8月6日付け市地ケ第579号で諮問のあった市原市地域福祉パートナーシッププランの改訂（市原市地域共生社会推進プランの策定）について、市原市を取り巻く社会情勢を踏まえ将来を展望し、慎重に審議を重ねた結果、原案を了とします。

計画決定にあたっては、審議における各委員の意見の趣旨を十分に生かすとともに、決定後は下記事項に配慮され、実効性のある計画の推進に努められるよう要望します。

記

- 1 誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現に向けて、市民が地域課題の解決を試みる取組への支援や、世代間交流の促進などを通じて、地域に根差した支え合いのコミュニティづくりを推進するとともに、持続可能な地域の担い手の育成や、多様な人材の活躍を推進されたい。
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活に困難が生じる人・世帯の増加が懸念されることから、福祉総合相談センターが中心となった支援関係機関のネットワークづくりや、福祉分野に留まらない市内の部局横断的な連携などを進め、市全体として断らない包括的な相談支援体制の早期構築に努められたい。
- 3 計画の内容について、市民の理解が得られるよう丁寧な説明を続けていくとともに、施策の実施段階においても常に市民等との対話を施策に反映し、特に、若い世代が主体的に地域づくりに参画できる環境を整えるとともに、教育関係者等との連携により、若者の持てる能力や感性が地域福祉の推進につながるよう取り組まれたい。
- 4 社会情勢や生活環境の変化に伴い、新たな生活課題の顕在化が考えられることから、常に地域社会の状況、社会保障制度改革の動向等を把握して、新たな生活課題に早期かつ的確に対応できるよう、定期的に見直されたい。
- 5 市原市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と併せて、地域福祉全体として、施策の有効性や成果の「見える化」を行うなどPDCAサイクルを徹底することで、実効性のある地域福祉の推進に努められたい。

以上

2 地域福祉ワークショップの概要

1. 実施概要

目的

市原市における地域福祉計画改訂にあたり、市原市に在住する地域福祉活動実践者を中心に生活課題、住民による支援の特徴と課題およびニーズを明らかにすること。

実施期間

令和元年8月3日から令和2年3月1日までの間

講師

高梨 美代子 氏

淑徳大学総合福祉学部講師

NPO法人千葉県地域福祉研究会主任研究員

参加者

①参加者の特徴

地区社会福祉協議会、小域福祉ネットワーク、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、福祉施設職員、通いの場運営者、PTA役員 など

②参加者人数（実数）

（単位：人）

| | | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 合計 |
|----|------|-----|-----|-----|-----|
| 1 | 辰巳台 | 15 | 11 | 13 | 39 |
| 2 | 市津 | 15 | 17 | 15 | 47 |
| 3 | ちはら台 | 13 | 12 | 11 | 36 |
| 4 | 国分寺台 | 15 | 16 | 14 | 45 |
| 5 | 姉崎 | 15 | 12 | 12 | 39 |
| 6 | 有秋 | 21 | 16 | 18 | 55 |
| 7 | 三和 | 14 | 16 | 12 | 42 |
| 8 | 南総 | 18 | 22 | 23 | 63 |
| 9 | 加茂 | 17 | 14 | 18 | 50 |
| 10 | 五井 | 25 | 27 | 10 | 62 |
| 11 | 市原 | 24 | 22 | 24 | 70 |
| 計 | | 192 | 186 | 170 | 548 |

2. 結果概要

目指したい地域像

- 「気軽に助けてと言える」「安心」できる地域
- 「一人ひとりを気にかける」「相手を思いやる」「助け合う」地域
- 「世代を超えた交流」があり、「人材を育む」地域

気になる生活課題

①気になる生活課題を抱えた人

- ひと 「独居高齢者」「高齢者世帯」「障がい者」「母子家庭」「無職世帯」「単身世帯」
- 病気 「認知症」「精神疾患」「がん」
- 状態 「孤立」「ひきこもり」「セルフネグレクト」「病気になった時の支援者不在」「家族内不和」「多子世帯」「妊婦」「子育てママ」「不登校」「ニート」「外国人」「仕事が長続きしない若者」「介護離職」「8050問題」「生活困窮」「経済的困難」
- 虚弱 「体調不良」「介護疲れ」「子育て不安」「配偶者を亡くした人」
- 虐待・暴力 「配偶者暴力」「虐待」

②複数の生活課題を抱えた人

- 日常生活のしづらさを抱える「高齢者世帯」「高齢者と障害者の世帯」
- 世帯共通に多くの生活課題を抱える「多問題家族」「経済的困窮」
- 日常生活上の複数課題を抱えやすい「独居で病弱の方」「独居でひきこもりの方」「認知症の高齢者」「ゴミがあふれる家に住む人」
- 権利擁護上の課題を抱える「認知症の方への訪問販売」

③日常生活上の生活課題について

- 「ゴミ出し」「掃除」「庭の手入れ」
- 「買い物」や「通院」の移動手段
- 「経済的課題」や「フレイル（虚弱）」（心身の課題）
- 日常生活上の課題を抱えた時、「相談場所がわかりにくい」

生活課題を把握する

- 隣近所や仲間へ気かけたり、挨拶、訪問、お手伝い等から生活課題を把握しています。組織をいかした地域福祉活動の中で「見守り活動」も行われています。
- 一方で、声かけをしても、相手から拒否されたり、他者の言葉に耳を傾けないことで摩擦が生じているとの意見もありました。生活課題を把握する事について、個人情報や、住民ボランティアとしてどこまで踏み込んで良いのかという戸惑いがあります。

生活課題に対する地域福祉活動

①地域内組織活動のきっかけ

- 組織の「順番」、「役職のお願い」が多くあがりましたが、自分が助けてもらった体験、家族の介護や学生時代のボランティア活動の経験から、生きがいづくりに繋がったり、人や地域の役に立ちたいなどの意見がありました。

②地域福祉活動の内容

- 主に声かけや訪問、通いの場による「見守り活動」を実施しています。対象は「独居高齢者」が多いため、高齢者と障がい者世帯が見落とされがちになると意見がありました。
- 課題解決に向けて、「イベント開催」、「サロン活動」、「通いの場」が開催されており、地区によっては、「送迎サービス」、「家事援助サービス」、「地域食堂」等も行われています。また、積極的に、多様な機関と関係を持ち、協働しながら対応が行われています。
- 地域のさまざまな団体との間や、介護保険事業の生活支援体制整備事業の第2層協議体において、生活課題の解決に向けた活動について話し合いが行われています。また課題を抱える方・世帯の支援に向けて、専門職と一緒に話し合う地域ケア会議が行われています。
- 地域の生活課題とその解決方法について研修などを通じて学んでいます。この点について、他の地区や市町村における取り組みを学ぶ機会が欲しいという意見がありました。

地域福祉活動での悩み

①個別支援での悩み

- 見守り活動を行うなかで、人との関わりを拒否する方がいること、誰かがやってくれるという他人事や活動の理解がないという摩擦を生じることがあります。
- また、「この支援方法で良かったのか」、「どこまで助けると良いのか」と他者と関わるがゆえの悩みも寄せられました。

②組織運営での悩み

- 「活動者・後継者の不足」、「活動資金」など

専門職・行政との協働

① 市民ができそうな事

- 声かけや訪問といった見守り
- 公的機関へのつなぎ
- 専門職と一緒に解決に向けた具体策の検討
- 居場所づくり、多世代交流、日常生活上のお手伝い など

② 専門職に望むこと

- 関係者・関係機関間のコーディネート
- 公的サービスの利用、フレイル予防、居場所づくりの支援
- 総合相談、個別支援を行う際の役割分担
- 支援方法の教示、支援体制の作り方を学ぶ機会 など

③行政に望むこと

- 要支援者を早急に見つけ出せるしくみ
- 支援者間の円滑な橋渡しができるしくみ
- 地域活動に対する活動資金の助成や情報の提供
- 個別課題・地域課題の解決に向けた話し合い
- 総合相談窓口の設置、移動式の地域包括支援センター、移動相談会
- その他、成年後見制度の利用促進、訪問診療の促進、町会加入の促進、少子化対策など

地域福祉活動の促進要因と阻害要因

①地域福祉活動の促進要因

- 地域福祉活動は、次の点が継続的な活動や活発さにつながっていることが分かりました。
 - ・活動者に仲間がいること、学んで気づいたことなどをきっかけとして、
 - ・家族や仲間の理解、地域住民との関わり合いなどがあることにより、
 - ・自分だけでなく家族や仲間、そして地域の変容を体感したこと(例) 自分 … 積極的になった、楽しさを感じられる 等
相手 … 気軽に挨拶する関係性や頼る頼られる関係性ができた 等

②地域福祉活動の阻害要因

- 見守り活動等の際に、相手から「拒否」や「対立」といった反応をされたり、「他人事」、「傍観」の態度をとられてしまったことなどが、心の揺らぎや悩みを生じさせていました。
- また、活動にあたっての時間的制約があることや、仕事が集中してしまっていること、担い手・後継者が不足していることなども阻害要因として挙がっています。

3 各種調査の概要

(1) 市原市地域福祉に関する市民意識調査

1. 調査の概要

調査の目的

高齢者や障がい者、子どもなど誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民と関係団体、行政が協力して、地域での支え合いや福祉課題の解決に取り組んでいくため、市民の率直な考えや意見を伺い、計画改訂の基礎資料とするために実施しました。

調査の概要

①調査対象者及び対象者数

| 対象 | 抽出方法 | 対象者数 |
|----------|-------|--------|
| 20歳以上の市民 | 無作為抽出 | 5,500人 |

②調査方法

郵送配付、郵送回収（無記名）

③調査期間

令和元年11月1日（金）～11月22日（金）

④調査票回収数及び回収率

| 対象者数 | 回収数 | 回収率 |
|--------|--------|-------|
| 5,500人 | 2,011人 | 36.6% |

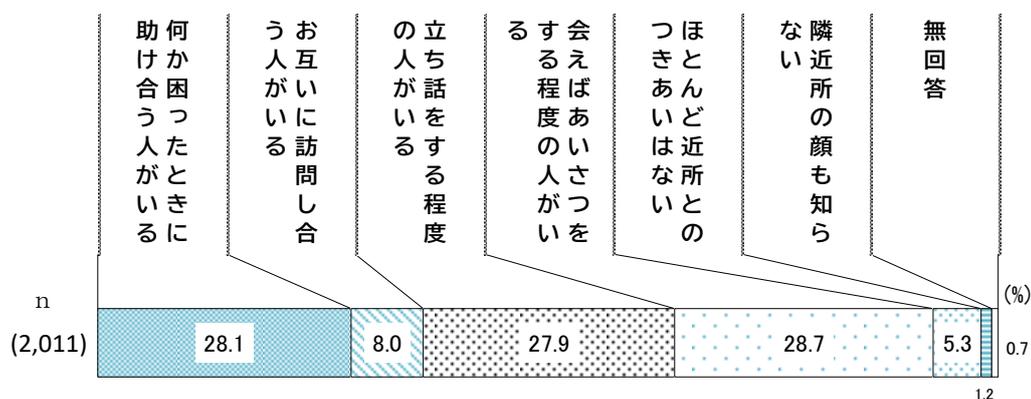
2. アンケート調査結果

近隣との日頃のつきあい方

「何か困ったときに助け合う人がある」、「立ち話をする程度の人がある」、「会えばあいさつをする程度の人がある」の3つがほぼ等しくなっています。

居住地区別でみると、「何か困ったときに助け合う人がある」は加茂地区（46.9%）で特に高い一方、国分寺台地区（19.5%）と辰巳台地区（19.8%）では2割未満となっています。

年齢別でみると、低い年代ほど付き合いの程度が希薄となっています。60代、70代以上は「何か困ったときに助け合う人がある」と「立ち話をする程度の人がある」が高く、50代は「立ち話をする程度の人がある」と「会えばあいさつをする程度の人がある」が高くなっています。「会えばあいさつをする程度の人がある」は低い年代ほど高率で、「ほとんど近所とのつきあいはない」と「隣近所の顔も知らない」は20代で最も高くなっています。

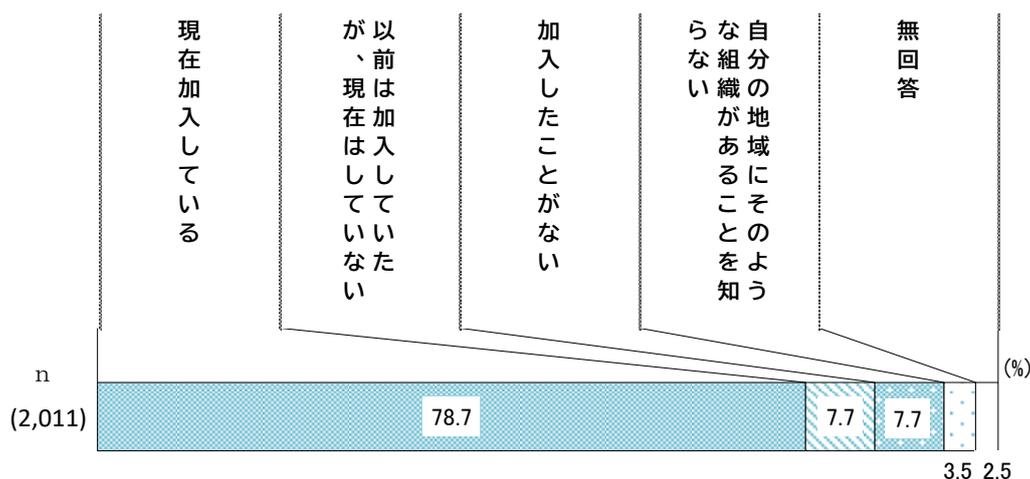


| | 調査数 | 問4 近所づきあいの程度 | | | | | | | |
|-------|--------|------------------|--------------|---------------|-------------------|-----------------|------------|-----|-----|
| | | 何か困ったときに助け合う人がある | お互いに訪問し合っている | 立ち話をする程度の人がある | 会えばあいさつをする程度の人がある | ほとんど近所とのつきあいはない | 隣近所の顔も知らない | 無回答 | |
| 全体 | 2011 | 28.1 | 8.0 | 27.9 | 28.7 | 5.3 | 1.2 | 0.7 | |
| 居住地区別 | 姉崎地区 | 194 | 22.2 | 6.2 | 28.9 | 33.5 | 5.7 | 3.1 | 0.5 |
| | 有秋地区 | 168 | 28.6 | 7.7 | 27.4 | 28.6 | 6.5 | 1.2 | - |
| | 五井地区 | 166 | 24.1 | 6.6 | 31.9 | 28.9 | 6.6 | 1.8 | - |
| | 市原地区 | 192 | 24.5 | 5.2 | 27.6 | 32.8 | 6.8 | 2.6 | 0.5 |
| | 国分寺台地区 | 133 | 19.5 | 7.5 | 36.1 | 28.6 | 6.8 | 1.5 | - |
| | 三和地区 | 191 | 34.0 | 9.4 | 31.4 | 23.6 | 1.6 | - | - |
| | 辰巳台地区 | 192 | 19.8 | 7.3 | 28.6 | 34.9 | 6.3 | 2.6 | 0.5 |
| | 市津地区 | 184 | 33.2 | 10.9 | 27.7 | 25.5 | 2.7 | - | - |
| | ちはら台地区 | 187 | 21.4 | 5.9 | 26.2 | 40.6 | 5.9 | - | - |
| | 南総地区 | 162 | 35.2 | 13.0 | 23.5 | 23.5 | 3.7 | 0.6 | 0.6 |
| | 加茂地区 | 213 | 46.9 | 9.9 | 22.5 | 15.0 | 5.6 | - | - |

町内会や自治会への加入状況

「現在加入している」が78.7%を占める一方、「以前は加入していたが、現在はしていない」が7.7%となっています。

居住地区別に見ると、「現在加入している」が三和地区(89.5%)で最も高くなっています。一方、辰巳台地区では「現在加入している」が55.7%にとどまり、「以前は加入していたが、現在はしていない」(19.3%)や「加入したことがない」(16.7%)の高さが目立っています。

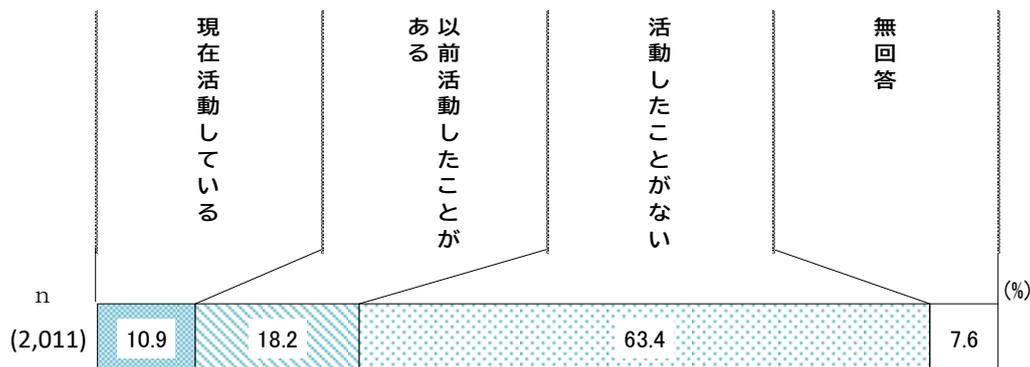


| | 調査数 | 問7 町内会や自治会への加入状況 | | | | | |
|-------|--------|------------------|---------------------|-----------|-------------------------|-----|-----|
| | | 現在加入している | 以前は加入していたが、現在はしていない | 加入したことがない | 自分の地域にそのような組織があることを知らない | 無回答 | |
| 全体 | 2011 | 78.7 | 7.7 | 7.7 | 3.5 | 2.5 | |
| 居住地区別 | 姉崎地区 | 194 | 79.4 | 5.7 | 6.7 | 4.6 | 3.6 |
| | 有秋地区 | 168 | 86.3 | 3.0 | 4.8 | 4.2 | 1.8 |
| | 五井地区 | 166 | 66.3 | 8.4 | 14.5 | 7.2 | 3.6 |
| | 市原地区 | 192 | 72.9 | 8.3 | 10.4 | 6.3 | 2.1 |
| | 国分寺台地区 | 133 | 66.9 | 11.3 | 12.0 | 6.8 | 3.0 |
| | 三和地区 | 191 | 89.5 | 4.7 | 3.7 | 0.5 | 1.6 |
| | 辰巳台地区 | 192 | 55.7 | 19.3 | 16.7 | 5.7 | 2.6 |
| | 市津地区 | 184 | 86.4 | 4.9 | 4.9 | 1.6 | 2.2 |
| | ちはら台地区 | 187 | 84.0 | 8.0 | 4.8 | 1.1 | 2.1 |
| | 南総地区 | 162 | 87.7 | 4.3 | 4.9 | 0.6 | 2.5 |
| | 加茂地区 | 213 | 86.9 | 5.6 | 3.3 | 1.4 | 2.8 |

ボランティア活動の参加経験

「現在活動している」(10.9%)と「以前活動したことがある」(18.2%)を合わせた『活動経験者』は29.1%となっています。

居住地区別で見ると、『活動経験者』の割合が、南総地区(35.8%)と加茂地区(34.3%)で3割台半ばと高く、市原地区(22.9%)で最も低くなっています。

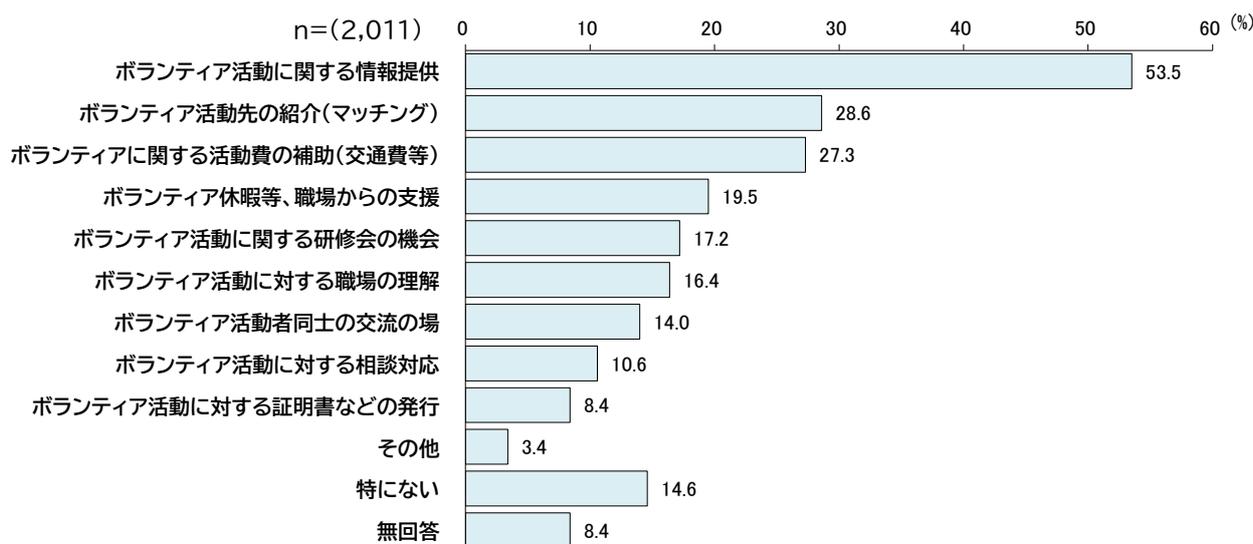


| | 調査数 | 問17 ボランティア活動や助け合い活動の参加状況 | | | | |
|-------|--------|--------------------------|-------------|-----------|------|------|
| | | 現在活動している | 以前活動したことがある | 活動したことがない | 無回答 | |
| 全体 | 2011 | 10.9 | 18.2 | 63.4 | 7.6 | |
| 居住地区別 | 姉崎地区 | 194 | 7.2 | 18.6 | 66.0 | 8.2 |
| | 有秋地区 | 168 | 14.3 | 17.3 | 63.7 | 4.8 |
| | 五井地区 | 166 | 9.0 | 18.7 | 65.1 | 7.2 |
| | 市原地区 | 192 | 7.3 | 15.6 | 66.7 | 10.4 |
| | 国分寺台地区 | 133 | 11.3 | 14.3 | 67.7 | 6.8 |
| | 三和地区 | 191 | 14.1 | 15.2 | 62.8 | 7.9 |
| | 辰巳台地区 | 192 | 8.9 | 19.3 | 64.1 | 7.8 |
| | 市津地区 | 184 | 11.4 | 17.4 | 60.9 | 10.3 |
| | ちはら台地区 | 187 | 5.3 | 24.1 | 66.3 | 4.3 |
| | 南総地区 | 162 | 14.2 | 21.6 | 58.0 | 6.2 |
| | 加茂地区 | 213 | 16.9 | 17.4 | 57.3 | 8.5 |

ボランティア活動が行いやすくなると思う支援

「ボランティア活動に関する情報提供」(53.5%)が半数を超えて最も高く、「ボランティア活動先の紹介(マッチング)」(28.6%)、「ボランティアに関する活動費の補助(交通費等)」(27.3%)がこれに次いでいます。

居住地区別でみると、「ボランティア活動に関する情報提供」は、辰巳台地区(58.9%)、有秋地区(58.3%)で6割近くと高いが、国分寺台地区(48.1%)、市津地区(47.8%)では5割未満となっています。

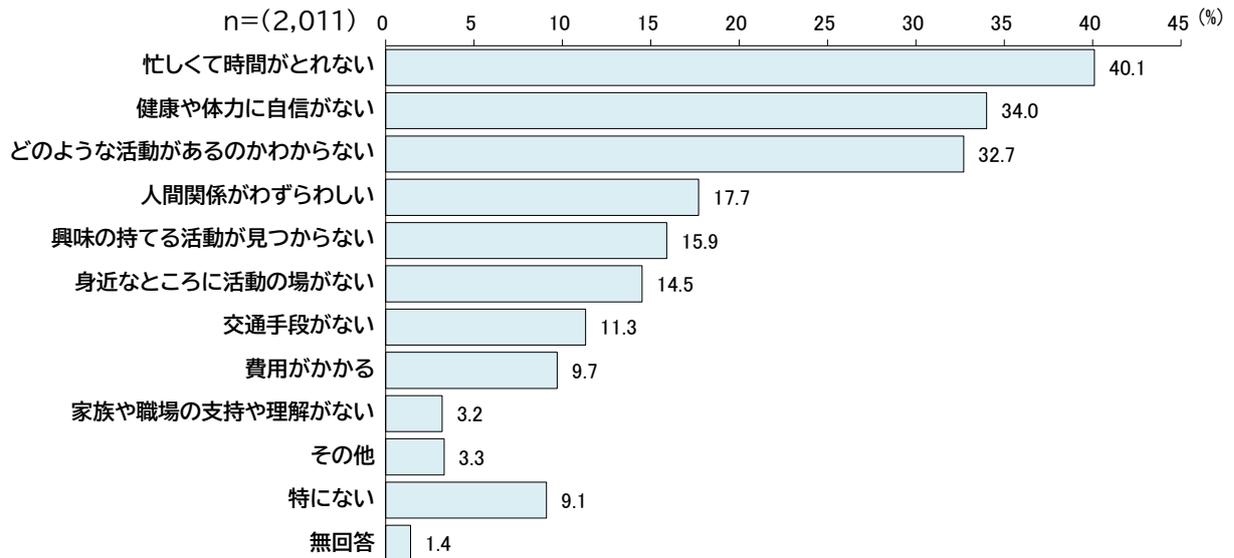


| | 調査数 | 問19 ボランティア活動が行いやすくなると思う | | | | | | | | | | | | |
|-------|--------|-------------------------|---------------------|--------------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------------|----------------------|------------------|------|------|------|------|
| | | ボランティア活動に関する情報提供 | ボランティア活動先の紹介(マッチング) | ボランティア活動に関する研修会の機会 | ボランティア活動者同士の交流の場 | ボランティア活動に対する職場の理解 | ボランティア休暇等、職場からの支援 | ボランティアに関する活動費の補助(交通費等) | ボランティア活動に対する証明書などの発行 | ボランティア活動に対する相談対応 | その他 | 特になし | 無回答 | |
| 全体 | 2011 | 53.5 | 28.6 | 17.2 | 14.0 | 16.4 | 19.5 | 27.3 | 8.4 | 10.6 | 3.4 | 14.6 | 8.4 | |
| 居住地区別 | 姉崎地区 | 194 | 55.2 | 28.4 | 15.5 | 13.4 | 18.6 | 20.1 | 25.3 | 8.8 | 9.8 | 4.6 | 12.9 | 8.2 |
| | 有秋地区 | 168 | 58.3 | 32.1 | 17.3 | 10.7 | 13.7 | 16.1 | 28.6 | 6.5 | 7.1 | 2.4 | 19.6 | 4.2 |
| | 五井地区 | 166 | 57.8 | 29.5 | 15.7 | 13.9 | 17.5 | 17.5 | 24.1 | 9.0 | 9.0 | 6.0 | 15.7 | 7.2 |
| | 市原地区 | 192 | 54.2 | 26.0 | 18.2 | 13.0 | 16.1 | 19.8 | 24.5 | 9.9 | 7.3 | 4.7 | 10.4 | 13.0 |
| | 国分寺台地区 | 133 | 48.1 | 26.3 | 18.8 | 16.5 | 15.8 | 23.3 | 30.1 | 7.5 | 11.3 | 4.5 | 15.0 | 8.3 |
| | 三和地区 | 191 | 53.9 | 24.1 | 16.2 | 15.7 | 18.3 | 15.7 | 25.7 | 5.2 | 13.1 | 2.6 | 14.7 | 9.4 |
| | 辰巳台地区 | 192 | 58.9 | 36.5 | 19.8 | 15.6 | 19.8 | 22.4 | 27.1 | 11.5 | 12.0 | 3.1 | 13.0 | 6.8 |
| | 市津地区 | 184 | 47.8 | 26.6 | 16.3 | 13.0 | 15.2 | 21.7 | 25.0 | 9.8 | 11.4 | 3.8 | 15.2 | 10.3 |
| | ちはら台地区 | 187 | 55.1 | 29.9 | 17.6 | 11.8 | 19.3 | 24.6 | 33.2 | 8.6 | 7.0 | 2.7 | 13.4 | 3.2 |
| | 南総地区 | 162 | 53.1 | 34.0 | 17.9 | 17.3 | 12.3 | 18.5 | 27.2 | 9.9 | 15.4 | 1.9 | 16.0 | 9.9 |
| 加茂地区 | 213 | 49.3 | 21.1 | 16.0 | 15.5 | 12.2 | 14.1 | 28.2 | 6.1 | 11.7 | 1.4 | 16.0 | 10.3 | |

地域活動に参加するうえで支障になること

「忙しくて時間がとれない」(40.1%)が4割、「健康や体力に自信がない」(34.0%)と「どのような活動があるのかわからない」(32.7%)が3割を超えています。

居住地区別で見ると、「忙しくて時間がとれない」は、ちはら台地区(50.8%)で半数を超え、「健康や体力に自信がない」は加茂地区(43.7%)が唯一の4割台、「どのような活動があるのかわからない」は、市原地区(43.8%)、辰巳台地区(43.8%)、国分寺台地区(41.4%)で4割を超えています。

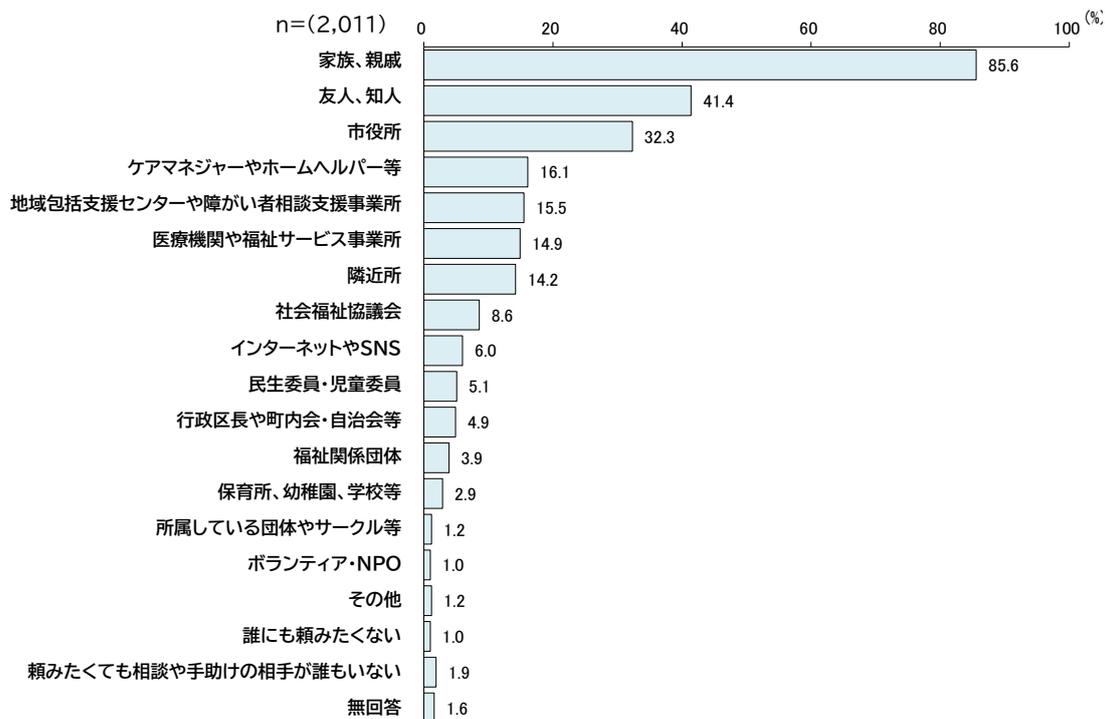


| | 調査数 | 問11 活動に参加するうえで支障になること | | | | | | | | | | | | |
|-------|--------|-----------------------|-------------|-------------------|-----------------|----------------|-------------|--------|----------------|---------|------|------|------|-----|
| | | 忙しくて時間がとれない | 健康や体力に自信がない | どのような活動があるのかわからない | 興味の持てる活動が見つからない | 身近なところに活動の場がない | 人間関係がわずらわしい | 費用がかかる | 家族や職場の支持や理解がない | 交通手段がない | その他 | 特になし | 無回答 | |
| 全体 | 2011 | 40.1 | 34.0 | 32.7 | 15.9 | 14.5 | 17.7 | 9.7 | 3.2 | 11.3 | 3.3 | 9.1 | 1.4 | |
| 居住地区別 | 姉崎地区 | 194 | 46.9 | 26.3 | 36.6 | 18.6 | 16.5 | 23.7 | 8.8 | 3.6 | 10.3 | 4.1 | 8.8 | 1.0 |
| | 有秋地区 | 168 | 39.3 | 35.7 | 32.7 | 19.0 | 11.3 | 22.6 | 7.7 | 3.6 | 10.7 | 3.0 | 8.3 | 1.8 |
| | 五井地区 | 166 | 44.6 | 31.9 | 36.7 | 14.5 | 16.9 | 18.1 | 7.8 | 1.8 | 7.8 | 4.8 | 8.4 | 1.2 |
| | 市原地区 | 192 | 37.5 | 36.5 | 43.8 | 15.1 | 16.1 | 19.8 | 15.1 | 2.1 | 10.9 | 1.0 | 5.2 | 1.0 |
| | 国分寺台地区 | 133 | 34.6 | 35.3 | 41.4 | 17.3 | 12.0 | 18.8 | 9.8 | 3.0 | 6.8 | 2.3 | 9.8 | 1.5 |
| | 三和地区 | 191 | 37.7 | 36.1 | 26.7 | 15.7 | 13.6 | 17.3 | 6.3 | 2.1 | 15.7 | 3.1 | 8.4 | 2.1 |
| | 辰巳台地区 | 192 | 40.1 | 30.7 | 43.8 | 16.1 | 13.0 | 17.7 | 8.3 | 2.6 | 10.4 | 4.2 | 8.3 | 0.5 |
| | 市津地区 | 184 | 39.1 | 33.2 | 29.9 | 16.8 | 18.5 | 12.5 | 8.2 | 4.3 | 14.7 | 2.7 | 9.2 | 1.6 |
| | ちはら台地区 | 187 | 50.8 | 25.7 | 29.4 | 15.5 | 8.6 | 15.0 | 10.2 | 3.2 | 9.1 | 3.2 | 8.0 | - |
| | 南総地区 | 162 | 35.2 | 37.7 | 24.1 | 13.0 | 17.3 | 17.9 | 11.7 | 3.1 | 11.1 | 2.5 | 13.0 | 2.5 |
| 加茂地区 | 213 | 33.8 | 43.7 | 18.8 | 12.2 | 16.9 | 13.1 | 12.7 | 4.7 | 14.6 | 5.2 | 13.1 | 1.4 | |

生活上の問題について相談や手助けを頼みたい相手

「家族、親戚」が85.6%で圧倒的に高くなっており、「友人、知人」(41.4%)、「市役所」(32.3%)がこれに次いでいます。

居住地区別に見ると、「隣近所」、「ケアマネジャーやホームヘルパー等」、「医療機関や福祉サービス事業所」はいずれも加茂地区で最も高くなっています。また、「インターネットやSNS」では、ちはら台地区(11.2%)が比較的高くなっています。



| | | 問28 生活上の問題について相談や手助けを頼みたい意向 | | | | | | | | | | |
|-------|--------|-----------------------------|-------|-------|------|------|---------|---------------|-----------|------------------------|------------------|--------|
| | | 調査数 | 家族、親戚 | 友人、知人 | 隣近所 | 市役所 | 社会福祉協議会 | 行政区長や町内会・自治会等 | 民生委員・児童委員 | 地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所 | ケアマネジャーやホームヘルパー等 | 福祉関係団体 |
| 全体 | | 2011 | 85.6 | 41.4 | 14.2 | 32.3 | 8.6 | 4.9 | 5.1 | 15.5 | 16.1 | 3.9 |
| 居住地区別 | 姉崎地区 | 194 | 82.0 | 37.6 | 11.3 | 29.9 | 4.6 | 3.6 | 4.6 | 15.5 | 11.9 | 3.6 |
| | 有秋地区 | 168 | 86.3 | 39.9 | 11.3 | 27.4 | 7.7 | 2.4 | 2.4 | 17.9 | 20.8 | 4.8 |
| | 五井地区 | 166 | 84.9 | 47.6 | 13.9 | 31.9 | 9.0 | 6.6 | 3.0 | 13.9 | 14.5 | 4.2 |
| | 市原地区 | 192 | 82.3 | 38.5 | 13.0 | 33.3 | 8.3 | 4.2 | 4.2 | 16.1 | 20.8 | 3.6 |
| | 国分寺台地区 | 133 | 87.2 | 45.9 | 15.8 | 39.1 | 10.5 | 3.8 | 3.0 | 14.3 | 15.8 | 2.3 |
| | 三和地区 | 191 | 86.9 | 42.4 | 15.2 | 32.5 | 11.0 | 5.8 | 7.9 | 14.1 | 14.1 | 4.7 |
| | 辰巳台地区 | 192 | 82.3 | 44.3 | 6.8 | 27.1 | 6.8 | 2.6 | 6.3 | 14.1 | 13.5 | 4.2 |
| | 市津地区 | 184 | 88.0 | 39.1 | 18.5 | 33.7 | 8.7 | 3.3 | 3.8 | 15.2 | 13.0 | 3.8 |
| | ちはら台地区 | 187 | 90.4 | 45.5 | 11.2 | 34.2 | 9.1 | 3.7 | 2.1 | 12.3 | 12.8 | 2.1 |
| | 南総地区 | 162 | 85.8 | 41.4 | 16.7 | 32.7 | 11.1 | 8.0 | 7.4 | 21.0 | 17.3 | 4.9 |
| 加茂地区 | 213 | 85.9 | 38.5 | 22.1 | 35.2 | 9.4 | 8.9 | 9.4 | 17.8 | 23.5 | 4.2 | |

| | | 調査数 | 医療機関や福祉サービス事業所 | 保育所、幼稚園、学校等 | 所属している団体やサークル等 | ボランティア・NPO | インターネットやSNS | その他 | 誰にも頼みたくない | 頼みたくても相談や手助けの相手が誰もいない | 無回答 |
|-------|--------|------|----------------|-------------|----------------|------------|-------------|-----|-----------|-----------------------|-----|
| 全体 | | 2011 | 14.9 | 2.9 | 1.2 | 1.0 | 6.0 | 1.2 | 1.0 | 1.9 | 1.6 |
| 居住地区別 | 姉崎地区 | 194 | 13.9 | 5.2 | 2.1 | 1.0 | 8.8 | 2.1 | 2.6 | 3.1 | 1.5 |
| | 有秋地区 | 168 | 22.0 | 5.4 | 1.8 | 0.6 | 3.6 | 0.6 | 0.6 | 3.0 | - |
| | 五井地区 | 166 | 10.8 | 3.0 | 0.6 | 1.2 | 6.6 | 1.8 | 1.8 | 1.8 | 1.8 |
| | 市原地区 | 192 | 16.1 | 2.1 | 1.6 | 1.0 | 7.3 | 1.0 | 1.0 | 2.6 | 1.6 |
| | 国分寺台地区 | 133 | 11.3 | 2.3 | 2.3 | 0.8 | 4.5 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | - |
| | 三和地区 | 191 | 10.5 | 2.1 | 1.6 | 1.0 | 3.1 | 1.0 | 1.6 | 0.5 | 1.6 |
| | 辰巳台地区 | 192 | 15.1 | 1.6 | 1.6 | - | 7.3 | 2.6 | 0.5 | 3.6 | 1.6 |
| | 市津地区 | 184 | 11.4 | 2.7 | 0.5 | 1.6 | 4.3 | 0.5 | 1.1 | 2.7 | 3.8 |
| | ちはら台地区 | 187 | 13.4 | 5.9 | 0.5 | 1.1 | 11.2 | 1.6 | - | - | - |
| | 南総地区 | 162 | 14.8 | - | 1.9 | 3.1 | 4.9 | 1.2 | - | - | 2.5 |
| 加茂地区 | 213 | 22.1 | 1.9 | - | - | 3.8 | - | 0.9 | 1.4 | 1.9 | |

(2) 相談事業等に関する実態調査

1. 調査の概要

調査の概要

「高齢の親と無職の子が同居する世帯」（8050 世帯）、「育児と介護に同時に直面する世帯」（ダブルケア）など、複数分野の課題を同時に抱える世帯などへの支援強化に向けた、包括的な支援体制の整備の在り方を検討する基礎資料とするため、相談機関等の連携状況、連携上の課題について把握するために実施しました。

調査の概要

①調査対象

| 対象 | 対象数 |
|-----------|------|
| 市内の相談支援機関 | 105件 |

②調査方法

電子メールによる送付・回答

③調査期間

令和元年9月2日（水）～10月4日（日）

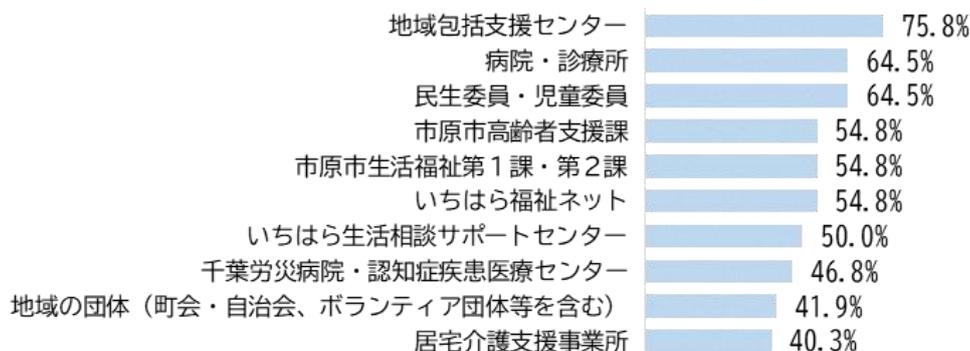
④調査票回収数及び回収率

| 対象数 | 回収数 | 回収率 |
|------|-----|-------|
| 105件 | 65件 | 61.9% |

2. アンケート調査結果

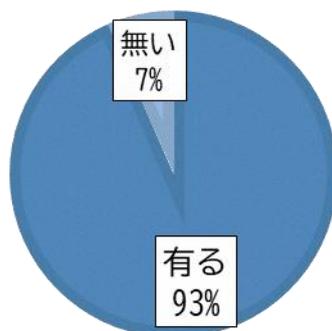
普段から連携している相談窓口・団体について

「地域包括支援センター」が75.8%で最も高くなっており、「病院・診療所」(64.5%)と「民生委員・児童委員」(64.5%)がこれに次いでいます。



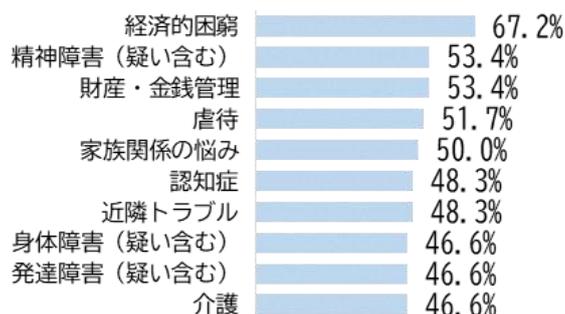
自機関だけで解決が困難な相談の有無について

「有る」と回答した機関がほぼ全数を占めています。



自機関だけで解決が困難な相談の内容について

「経済的困窮」が67.2%で最も高くなっており、「精神障害(疑い含む)」(53.4%)と「財産・金銭管理」(53.4%)がこれに次いでいます。

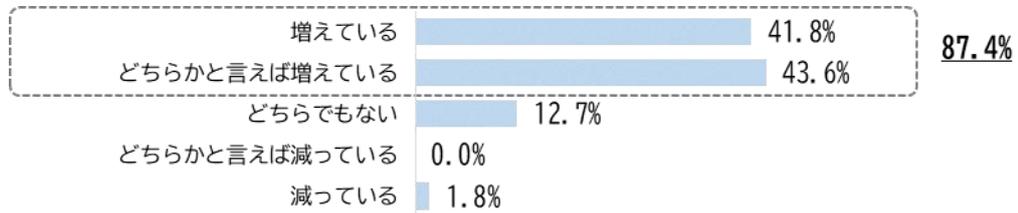


(注) 上位10項目のみ記載

資料

自機関だけで解決が困難な相談の傾向について

『増えている』（「増えている」と「どちらかと言えば増えている」の合計）と回答した機関は 87.4%を占めています。



解決困難な相談に対応する上での困り事について

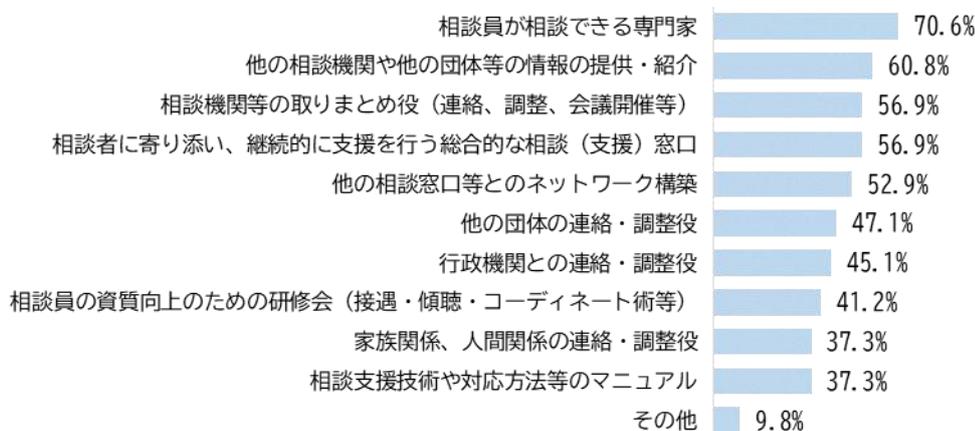
解決困難な相談に対応する上での困り事としては、相談内容の質や量の問題、他機関や団体等との連携についてが挙げられています。

- ① 質的に対応が難しい（相談内容の複雑化、人材育成不足等）
- ② 個人情報の取り扱いが難しく、連携しづらい。
- ③ 他の相談機関等と連携したいが、連絡先が分からない
- ③ 他の団体と連携したいが、連絡先が分からない
- ⑤ 量的に対応が難しい（人材不足、業務量過多等）

（注）上位5項目のみ記載

困り事の解決に必要なだと思うこと・ものについて

「相談員が相談できる専門家」が 70.6%で最も高くなっており、「他の相談機関や他の団体等の情報の提供・紹介」（60.8%）と「相談機関等の取りまとめ役（連絡、調整、会議開催等）」（56.9%）、「相談者に寄り添い、継続的に支援を行う総合的な相談（支援）窓口」（56.9%）がこれに次いでいます。



4 本計画策定に関する意見募集（パブリックコメント）の実施概要

1. 意見の募集期間

令和3年2月16日（火）から令和3年3月17日（水）まで

2. 閲覧場所

共生社会推進課（旧名称：地域包括ケア推進課）、情報公開コーナー、各支所、市ウェブサイト

3. 意見募集結果

- ① 提出数 1名
- ② 意見件数 4件

4. 意見の概要および意見に対する市の考え方

<対応区分>

| | |
|--------------------------|-----------------|
| A：意見を反映し、案を修正するもの | D：意見を反映できなかったもの |
| B：既に案で対応済みのもの | E：その他 |
| C：案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの | |

| No. | 該当箇所 | 意見・提案（原文） | 意見に対する市の考え方 | |
|-----|----------------|---|-------------|---|
| | | | 対応 | 理由等 |
| 1 | 第1章 計画の位置づけ | <p>日本国憲法と地方自治との整合性が全くない。</p> <p>【理由】</p> <p>「虐待」「福祉」「自殺」「地域」などの言葉があるものの、「住民自治」「団体自治」の位置づけが殆ど明記されていない。個別の課題は取り上げられているが、これらの「言葉」の現実に係る背景や現実を捉えるものさしが何か、不明確。これは国家の最高法規である日本国憲法の人権尊重主義・国民主権との関係が不明確だからであり、これでは住民の中に憲法を活かす思考回路は伝わらない。国民生活の土台は憲法であることが位置付けられなければ、人権尊重は根付かない。</p> | D | <p>地域福祉計画は、社会福祉法に基づき、地域における生活課題の把握とその解決のために必要な施策やその実施体制などについて記載するものです。</p> <p>そのため、本計画の策定にあたっては、地域住民や専門職、ひきこもり家族会等との対話や市民意識調査の結果等を通じて、8050世帯やダブルケア、大人のひきこもり等、これまでの福祉制度では対応が困難な課題を抱える方・世帯への支援といった新たな施策を盛り込んでいるところです。</p> <p>御意見をいただきました憲法に関する記載については、社会福祉法に基づく本計画の策定趣旨や記載内容の範囲を超える内容であることから原案のとおりとします。</p> |

| | | | | |
|---|-----------------|--|---|---|
| 2 | 第2章 本市の現状と課題 | <p>10の支所を核とした位置づけがない。課題が漠然としている。</p> <p>【理由】</p> <p>住民は日々地域で生活しているのであり、10の支所管内における現実と要求は、様々である。それらにかみ合った「課題」を捉え、地域の住民が主体的に、諸課題の解決に取り組むことができるような環境づくりにしなければ、他人事になる。かつて、市議会に「10の支所を中心としたまちづくり条例」の制定を要請したが、全国の先進事例を研究した「いちはら版まちづくり条例」の制定が、様々な問題の解決にとって必要不可欠である。</p> <p>団体自治を具体化する市原市が住民自治をサポートするためにも、10の支所を中心とした「地域共生」論が必要である。</p> <p>包括支援体制についても、10の支所を中心に構築されなければならない。</p> <p>例えば市原市全体の中で「市津」地区をどのように位置づけるか。さらには「市東地域」をどのように位置づけるか！</p> <p>今年度予算を視ても、この地域への支援事業は、殆ど皆無に近い！地域のことは地域住民が解決できる地域づくりと行政がサポートする体制の構築が曖昧。</p> <p>いちはらの未来を担う子どもの目線がほとんど見られない。</p> | C | <p>支所区域については、本市における福祉圏域のうち中域福祉圏として位置づけ、住民と専門機関との協働により、多様な地域生活課題を包括的に受け止め、解決を図る取組を進めること等について記載しているところです（素案8ページ）。</p> <p>御指摘のとおり地域によって課題が異なっていることから、令和元年度に地区ごとに地域福祉ワークショップを実施したほか、市民意識調査では地区別に結果を集計しております。</p> <p>令和4年度には、地区社会福祉協議会が、地区ごとの課題とその対応について協議を行い、地区行動計画を策定する予定と伺っております。市もワークショップ等のデータを共有するなど策定過程に関わることで、地域福祉の一体的な推進を図ってまいります。</p> |
| 3 | 第5章 計画の進捗管理 | <p>P D C Aの中に住民参加を具体化する。</p> <p>【理由】</p> | C | <p>本計画の策定過程においては、地域住民等が抱える問題意識を反映するため、「地域福祉ワークショップ」「市民意識調査」を新たに実施しました。</p> |

| | | | | |
|---|-----|--|---|--|
| | | この件については、すでに取り組んできている訳だが、アンケートだけではなく、アンケートを含めてアンケートに参加できなかった住民の意見を集めるという点について、10の支所において検証する必要がある。 | | 計画の推進や次期計画の策定において、今回行った取組に拘らず、より地域住民等の意見を反映できる方法がないか検証してまいります。 |
| 4 | その他 | <p>提出者との意見調整のための懇談会の開催。</p> <p>提出されたパブコメの全てを議会に提出して議会の審査にかける。</p> <p>【理由】</p> <p>この間、パブコメに参加しても、意見がどのように扱われたか、全くわからない。判明するときは、全てが決定した時である。</p> <p>しかも、議会に報告させるのは、担当部署の「意見」だけが報告され、それにもとづいて議会で審査されている。議員は住民のナマの意見がどうなっているか、全く関心がない。</p> <p>千葉県の審議会を傍聴したが、市民のパブコメの全てが審議会委員に配布さえ、それに基づいて審議会の審議が行われている。</p> | E | パブリックコメント手続きの実施方法に対する意見として、所管部署に情報提供します。 |

市原市地域共生社会推進プラン

発行：市原市

編集：保健福祉部

共生社会推進課

住所：〒290-8501

千葉県市原市国分寺台中央1-1-1

TEL：0436-23-7605

発行年月：令和3年4月
